

鴨川市総合交流ターミナル
指定管理者選定委員会 資料
(一部不開示)

- 1 募集要領・仕様書
- 2 指定管理者指定申請書（別紙含む。）
- 3 事業計画書
- 4 財務諸表
- 5 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- 6 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類その他
これらに相当する書類
- 7 誓約書
- 8 平成 30 年度から令和 3 年度までの年間事業報告書その他こ
れまでの実績がわかる書類

農林水産課

令和 4 月 11 月 4 日

鴨川市総合交流ターミナル指定管理者募集要領

鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例（以下「設置管理条例」という。）に基づき、この要領により指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

鴨川市総合交流ターミナル（以下「交流ターミナル」という。）

(2) 所在地

鴨川市宮山 1696 番地

(3) 施設の設置目的

地域に在る多様な農村資源を活用し、都市等との交流人口の増加を図り、もって地域農業の振興及び活力ある地域の形成に資するため。

(4) 建物の構造等

ア 敷地面積 10,404 m²

イ 各建物の構造等

建物名称	建築年	構造	階数	建築面積	延床面積
管理棟（交流館）	H11	鉄骨造	地上 1 階	1031.25 m ²	695.31 m ²
ガスボンベ棟	H11	コンクリートブロック造	地上 1 階	3.44 m ²	3.44 m ²
展示棟（体験館）	H11	木造	地上 1 階	502.21 m ²	360.71 m ²
開発工房棟	H30	鉄骨造	地上 1 階	260.50 m ²	245.27 m ²
交流サロン棟 （開発工房棟側）	H30	鉄骨造	地上 1 階	62.40 m ²	- m ²
交流サロン棟 （展示棟側）	H30	木造	地上 1 階	120.92 m ²	- m ²

ウ 駐車場 大型 3 台 普通車 61 台 第二駐車場 普通車 60 台

(5) 施設構成

施設区分	コーナー等名称	面積	利用許可権	備考
交流館	農村文化室	76.50 m ²	指定管理者	
	展示紹介コーナー	225.00 m ²	市長	
	郷土料理体験コーナー	168.75 m ²	市長	
体験館	展示紹介コーナー	191.10 m ²	市長	
開発工房	セミナー室	86.60 m ²	指定管理者	
	加工室	56.81 m ²	指定管理者	
屋外交流サロン		- m ²	指定管理者	
体験交流広場		- m ²	指定管理者	駐車場を含む

(6) 施設利用者数（令和 3 年度実績） 25 万 9 千人

2 応募資格

次の要件を満たすものであること。

(1) 法人その他の団体であること。

法律上、個人は指定管理者になることはできませんが、法人格の有無は問いません。

(2) 団体又はその代表者が次のいずれにも該当すること。

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをし、その決定がされていない者又は手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者若しくは応募の日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者でないこと。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により本市における入札を制限されていないこと。

本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の処分を受けていないこと。

法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消された者でないこと。

指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、法第92条の2(議員の関係私企業の就職の制限)第142条(長の請負等の禁止)同条を準用する第166条第2項(副市長の請負等の禁止)及び第180条の5第6項(委員会及び委員の請負等の禁止)の規定に該当しないこと。

鴨川市税(本市内に事業所がある者に限る。)、千葉県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体でないこと。

3 募集期間

令和4年9月30日(金) から 令和4年10月31日(月) 午後5時まで

4 提出する書類

申請に当たっては、以下の書類を1部、市に提出していただきます。

なお、市が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 管理業務に関する事業計画書

施設の管理運営を行うに当たっての基本方針

業務の具体的な実施計画

自主事業計画

管理運営体制

管理に係る収支計画

(2) 法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

過去3年度の損益計算書又はこれに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)

過去3年度の貸借対照表又はこれに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)

なお、上記の書類がない場合は作成してください。

また、作成することができない特別の事情等がある場合は、団体の財務状況を説明する書類がない旨及び作成することができない理由を記載した申立書を提出してください。

(3) 法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類

定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類

役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(4) その他

法人にあつては、登記事項証明書

法人以外の団体にあつては、代表者の身分証明書

施設を管理するに当たって資格、免許等が必要な場合の当該資格等を有していることを証する書類

労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者を除く。)

納税証明書

ア 鴨川市内に本店又は支店、営業所等を有する者

・鴨川市税の納税証明書(令和2年度、令和3年度分)

・千葉県税の納税証明書(完納証明)

・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

イ 鴨川市内に本店又は支店、営業所等を有しない者

・千葉県税の納税証明書(完納証明)

・法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

ウ 法人格のない団体及び非課税団体

・団体の代表者の鴨川市税の納税証明書(令和2年度、令和3年度分)

・千葉県税の納税証明書(完納証明)

誓約書

5 指定管理者が行う管理の基準

(1) 休館日について

交流ターミナルは無休とします。ただし、指定管理者が交流ターミナルの管理上必要と認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に休館することができます。

(2) 開館時間について

交流ターミナルの開館時間は、次のとおりとします。ただし、指定管理者が交流ターミナルの管理上又は施設の効用を高めるために必要と認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更することができます。

(ア) 1月、11月及び12月 午前9時から午後5時まで

(イ) 2月から10月まで 午前9時から午後6時まで

(3) 利用の許可について

交流ターミナル(交流館展示紹介コーナー、交流館郷土料理体験コーナー、体験館展示紹介コーナーを除く)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければなりません。

指定管理者は の許可に当たっては、交流ターミナルの管理上必要な条件を付することができます。

指定管理者は、その利用が次のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができます。

ア 交流ターミナルの設置目的に反すると認められるとき。

イ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

ウ その他交流ターミナルの管理上支障があると認められるとき。

(4) 利用の制限について

指定管理者は、次のいずれかに該当するときは許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができます。

ア 利用の許可を受けて交流ターミナルを利用する者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

イ 利用者が設置管理条例又は設置管理条例に基づく規則に違反したとき。

ウ 利用者が偽りの申請又は不正の手段により許可を受けたとき。

エ 天災地変その他避けることのできない理由により必要があると認められるとき。

オ 公益上必要があると認められるとき。

カ その他交流ターミナルの管理上特に必要があると認められるとき。

許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わないものとします。ただし、 のカの場合は除きます。

(5) 利用権の譲渡等の禁止について

利用者は、交流ターミナルの利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸することはできません。

(6) 原状回復義務について

利用者は、その利用が終了したとき（途中で利用許可の取消し、又は中止がされた場合を含む。）は、その利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければなりません。ただし、指定管理者の承認を得たときはこの限りではありません。

(7) 行為の禁止について

交流ターミナル内においては、次に掲げる行為をしてはなりません。

施設を損傷し、又は汚損すること。

所定の場所以外の場所で飲食し、若しくは喫煙し、又は火気を使用すること。

許可を受けないで備品、器具等を使用し、又は移動させること。

許可を受けないで物品の展示、販売又はこれらに類する行為をすること。

騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼすこと。

その他管理上必要な指示に反すること。

(8) 損害賠償義務に関する事項

利用者は、故意又は過失によって交流ターミナルの施設を損傷し、若しくは滅失したときは、これを原状に復し、若しくはその損害を賠償しなければなりません。ただし、市長が特別の事情があると認めるときはこの限りではありません。

6 指定管理者が行う管理業務の範囲

指定管理者の行う業務（以下「管理業務」という。）の範囲は、次のとおりとします。

- (1) 地域情報の提供
- (2) 農産物及びその加工品の展示又は販売
- (3) 郷土料理その他の食の提供
- (4) 農産物の加工品の研究及び開発
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務
- (6) 交流ターミナルの施設の維持管理に関する業務
- (7) 次に掲げる施設（以下「指定管理施設」という。）の利用の許可に関する業務
 - 農村文化室
 - セミナー室
 - 加工室
 - 屋外交流サロン
 - 体験交流広場
 - 食品乾燥機
- (8) 指定管理施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (9) 詳細は別添鴨川市総合交流ターミナル管理業務仕様書による

7 利用料金

- (1) 利用料金に対する取扱い

指定管理者は、指定管理施設の利用料金を自己の収入として収受します。

- (2) 利用料金の額に関する事項

指定管理者は、利用料金の額を定めるときは、次のとおり条例の定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けるものとします。その額を変更するときも同様とします。

指定管理施設	単 位	利用料金
農村文化室	1 日	1,830 円以内
セミナー室	1 日	1,830 円以内
加工室	1 時間	1,000 円以内
屋外交流サロン	1 m ² 当たり 1 日	100 円以内
体験交流広場	1 m ² 当たり 1 日	100 円以内
食品乾燥機	1 時間	100 円以内

8 指定管理料

交流ターミナルの管理事業に係る経費については、市から指定管理者に対して指定管理料として支払うこととします。

なお、指定管理料の支払方法及び時期については、各事業年度開始前に市と指定管理者が協議の上決定するものとします。

また、具体的な指定管理料の額は、下記の額を限度とし事業者が策定する事業計画に基づき、各年度ごとに定める協定により決定することとします。

以下の指定管理料以内で、申請の際の事業計画、収支予算等を策定してください。

(指定管理料の上限額)	令和5年度	11,000,000円
	令和6年度	11,000,000円
	令和7年度	11,000,000円
	令和8年度	11,000,000円
	令和9年度	11,000,000円

この額は、市が指定管理者に対して支払うこととなる消費税及び地方消費税が含まれたものとなりますので注意してください。

9 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

10 選定基準及び選定方法

指定管理者の候補者の選定は、指定管理者選定委員会において、次に示す選定基準に基づき定めた審査表により行い、その点数が最も高い団体を選定するものとします。

(選定基準)

- ・事業計画書に基づく公の施設の管理が市民の平等な利用を確保することができるものであるか。
- ・事業計画書の内容が公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであるか。
- ・指定管理者の指定の申請をした法人等が事業計画書に基づく公の施設の管理を適正かつ確実に実施するに足る能力を有するものであるか。

11 情報公開、個人情報保護の取扱い

(1) 情報公開

指定管理者は、施設の管理業務を通じて取り扱う情報を適正に管理しなければなりません。

また、市は、指定管理者が保持する情報について開示請求があったときは、指定管理者に対して当該情報を提出するよう求めるものとし、指定管理者は、速やかに応じるよう努めなければならないものとします。

(2) 個人情報の保護

指定管理者は、鴨川市個人情報保護条例(平成18年鴨川市条例第5号)に基づき、施設の管理に当たって保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることとし、その管理する公の施設の業務に従事している者(従業者)は、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても同様とします。

なお、これらに違反した場合は、条例の規定により処罰されることがあります。

12 管理物件、費用負担区分及びリスク分担の取扱い

- (1) 管理物件 仕様書別記 1 記載のとおり
- (2) 費用負担区分 仕様書別記 2 記載のとおり
- (3) リスク分担 仕様書別記 3 記載のとおり

13 質問事項の受付

募集要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和 4 年 10 月 12 日 (水) から令和 4 年 10 月 19 日 (水) まで
- (2) 受付方法 FAX 又は電子メールにより提出してください。
鴨川市役所建設経済部農林水産課
F A X 04 - 7093 - 7856
E-Mail nourinsuisan@city.kamogawa.lg.jp
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、質問者に書面又は電子メールにより回答するとともに、ホームページへ掲載し公表するものとします。

14 申請書提出先

鴨川市役所 建設経済部 農林水産課

〒296 - 8601 鴨川市横渚 1450 番地 04 - 7093 - 7834

郵送又は持参に限ります。なお、郵送の場合は書留郵便によることとし、最終日の午後 5 時までには到着したものに限ります。

電子メール、FAX での提出は認めません。

15 申請に要する経費

申請に要する経費は全て申請者の負担とします。

16 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったもの
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

17 選定委員会

令和 4 年 11 月 4 日 (金) に実施します。(予定)

なお、申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いする場合があります。

その際には、時間、場所について後日連絡します。

18 選定結果

選定結果については、各申請者に文書で通知します。

19 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。(指定管理者の選定、指定に係る事務に限って使用します。)
- (3) 提出された書類は情報公開の請求により、鴨川市情報公開条例に基づき開示することがあります。企業秘密など、公開されることにより申請者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないようにするなど、適切な措置を講じて提出してください。
なお、指定管理者の候補者となった団体から提出された書類は、役員名簿等不開示情報を除いて公表します。
- (4) 申請書類の修正は、軽微な修正を除き原則として認めないこととしますので十分な検討のうえ応募してください。

鴨川市総合交流ターミナル管理業務仕様書

鴨川市総合交流ターミナル(以下「交流ターミナル」という。)の指定管理者が行う業務の細目は、この仕様書による。

1 管理運営に関する基本的な考え

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平・公正な運営を行うこと。
- (2) 利用者のニーズを受け止め、利用者の満足度を高めるよう心がけること。
- (3) 利用者のために必要な情報の収集及び提供に努め、サービスの向上を図ること。
- (4) 効率的な施設運営及び管理を行い、経費の削減に努めること。

2 施設の概要

- (1) 名称 鴨川市総合交流ターミナル
- (2) 所在地 鴨川市宮山 1696 番地
- (3) 設置目的 地域に在る多様な農村資源を活用し、都市等との交流人口の増加を図り、もって地域農業の振興及び活力ある地域の形成に資するため。

(4) 建物の構造

ア 敷地面積 10404 m²

イ 各建物の構造等

建物名称	建築年	構造	階数	建築面積	延床面積
管理棟(交流館)	H11	鉄骨造	地上1階	1031.25 m ²	695.31 m ²
ガスボンベ棟	H11	コンクリートブロック造	地上1階	3.44 m ²	3.44 m ²
展示棟(体験館)	H11	木造	地上1階	502.21 m ²	360.71 m ²
開発工房棟	H30	鉄骨造	地上1階	260.50 m ²	245.27 m ²
交流サロン棟 (開発工房棟側)	H30	鉄骨造	地上1階	62.40 m ²	- m ²
交流サロン棟 (展示棟側)	H30	木造	地上1階	120.92 m ²	- m ²

ウ 駐車場 大型3台 普通車61台 第二駐車場 普通車60台

(5) 施設構成

施設区分	コーナー等名称	面積	利用許可権	備考
交流館	農村文化室	76.50 m ²	指定管理者	
	展示紹介コーナー	225.00 m ²	市長	
	郷土料理体験コーナー	168.75 m ²	市長	
体験館	展示紹介コーナー	191.10 m ²	市長	
開発工房	セミナー室	86.60 m ²	指定管理者	
	加工室	56.81 m ²	指定管理者	
屋外交流サロン		- m ²	指定管理者	
体験交流広場		- m ²	指定管理者	駐車場を含む

- (6) 施設利用者数(令和3年度実績) 25万9千人

3 施設の休館及び開館時間

無休とする。ただし、指定管理者が施設の管理上必要と認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に休館することができる。

開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が施設の管理上又は施設の効用を高めるために必要と認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更することができる。

- (1) 1月、11月及び12月 午前9時から午後5時まで
- (2) 2月から10月まで 午前9時から午後6時まで

4 法令等の遵守

交流ターミナルの管理運営に当たっては、本仕様書のほか、関連法令及び条例等を遵守し、適正な管理を行うこと。

指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

5 組織及び人員の配置

- (1) 管理業務を実施するために必要な業務執行体制を確保し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- (2) 労働基準法、最低賃金法その他労働関係法令の規定を遵守すること。
- (3) 施設管理責任者を配置すること。
- (4) 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものにする。

6 指定管理者が行う業務の内容

指定管理者は、交流ターミナルの設置目的を達成することを第一義として、利用者の利便性の向上及び利用の増大を図るため、次の業務を実施するものとする。

なお、業務の実施により得た収益は、指定管理者の収入とするものとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関すること
 - ア 日常的に施設全体を点検及び清掃し、安全及び清潔を確保すること。
 - イ 樹木の状況により枝等の剪定、周辺の除草を行うこと。
 - ウ 備品及び消耗品は、適正に管理、補充を行うこと。
 - エ 市から預託された施設等の鍵は厳重に保管すること。
 - オ 次の設備の保守管理を行うこと。
 - ・電気保安設備
 - ・空調設備
 - ・消防設備
 - ・厨房設備
 - ・加工設備
 - ・給水設備（受水槽を含む。）
 - ・排水設備（浄化槽を含む。）
 - カ 施設から発生する廃棄物は、関係法令に基づく分別方法等に従い適正に処理すること。また、発生量を抑制するとともに可能な限り資源化していく取組をすること。
- (2) 地域情報の提供に関すること
 - 関係団体等との連携を深め、地域の産業、観光、歴史及びこれらにかかる行事等の把握に努めるとともに、必要に応じて広告物を配架するほか、利用者に対して地域情報を適切に提供すること。
- (3) 農産物及びその加工品の展示又は販売に関すること

施設の展示紹介コーナーを利用し、地域で収穫される農産物及びその加工品を魅力的に展示又は販売を行うことができる。なお、これを補完するため、展示紹介コーナー以外の場所での同様の行為（指定管理者から利用許可を得た第三者が行う場合を含む。）は、関係法令を遵守のうえ指定管理者の裁量で実施することができる。

展示又は販売する農産物や加工品の集荷に当たり、地域の農業者や関係団体及び事業者等との連携体制の構築を図ること。

展示紹介コーナーは、市長から利用の許可を受けた指定管理者が利用することを想定しており、鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 128 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による施設の利用許可と、これに伴い条例第 8 条第 1 項の規定による使用料の納付が必要となる。

(4) 郷土料理その他の食の提供に関すること

施設の郷土料理体験コーナーを利用し、地域の素材を活用した料理その他の食の提供を行うことができる。なお、これを補完するため、郷土料理体験コーナー以外の場所での同様の行為（指定管理者から利用許可を得た第三者が行う場合を含む。）は、関係法令を遵守のうえ指定管理者の裁量で実施することができる。

郷土料理体験コーナーは、市長から利用の許可を受けた指定管理者が利用することを想定しており、条例第 4 条第 1 項の規定による施設の利用許可と、これに伴い条例第 8 条第 1 項の規定による使用料の納付が必要となる。

(5) 農産物の加工品の研究及び開発に関すること

施設の開発工房の活用により、農産物の加工品の研究及び開発を行うこと。

加工品の研究及び開発に当たり、地域の農業者や関係団体及び事業者等との連携体制の構築を図ること。

(6) 指定管理施設の利用許可に関すること

指定管理施設（農村文化室、セミナー室、加工室、屋外交流サロン、体験交流広場、附属設備（食品乾燥機））の利用許可に関し、次の業務を行うこと。

ア 利用許可の受付及び決定に関する業務

条例第 4 条第 1 項による交流ターミナルを利用しようとする者から、鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年鴨川市規則第 105 号。以下「施行規則」という。）第 3 条の規定による総合交流ターミナル利用許可申請書の提出があったときは、これを受け付け、速やかに利用の可否を決定すること。

利用の可否の決定に当たっては、条例及び施行規則の規定により適格な審査を行うこと。

イ 利用許可書等の交付に関する業務

利用の可否を決定したときは、施行規則第 4 条に規定する総合交流ターミナル利用許可書を申請者に交付すること。

ウ 利用許可の変更・中止・取消に関する業務

利用者が、条例第 5 条第 1 項各号の規定に該当すると認めるときは、同項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずること。

エ 行政手続法及び行政手続条例等に関する業務

利用者に対し、許可した事項の変更、許可の取消、利用の中止その他の行政処分を行う場合は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）及び同法施行令（平成 6 年政令第 265 号）並びに鴨川市行政手続条例（平成 17 年鴨川市条例第 7 号）、鴨川市行政手続条例施行規則（平成 17 年鴨川市規則第 4 号）及び鴨川市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 17 年鴨川市規則第 5 号）の規定を遵守し、適法な手続を行うこと。

オ 苦情処理及び訴訟に関する業務

申請者から、指定管理者の行った行政処分について不服の申し出があったときは、速やかに市長に報告すること。

指定管理者の行う管理業務について、訴訟の提起があったときは、速やかに市長に報告するとともに、関係法令を遵守し、適法にその処理を行うこと。

(7) 指定管理施設の利用料金に関する業務

ア 利用料金を決定するための業務

書面により市長の承諾を得て利用料金を定めること。

利用料金を変更しようとするときは、変更しようとする月の3か月前までに書面により市長の承諾を得ること。

上記の書面の様式は任意とする。

- イ 利用料金の納付書の交付に関する業務
あらかじめ納付書の様式を作成し、指定管理者の名をもって納付書を交付すること。
 - ウ 利用料金の領収・整理に関する業務
利用料金を現金で集金する場合は、あらかじめ作成された領収書により指定管理者の名をもって領収書を発行すること。
利用料金の収納状況を台帳等により整理しておくこと。
 - エ 利用料金の催促等に関する業務
利用者が定められた期間までに利用料金を納付しないときは、納付の催促を行い、又は自ら集金を行うこと。
 - オ 利用料金の還付に関する業務
利用料金の還付に関する基準を定めようとするときは、書面により市長の承諾を得ること。
利用料金を還付すべき事由に該当すると認められるときは、速やかに還付を行うとともに、適正な会計処理を行うこと。
- (8) 自主事業に関すること
- ア 基本的な考え方
指定管理者は、施設利用者の増加等を図るため、積極的に自主事業を企画し、実施するものとする。なお、自主事業は、指定管理者主催（市は共催しない）の事業である。
 - イ 自主事業の内容
原則として、施設の設置目的に沿ったものであること。なお、自主事業が本来の施設運営に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善、中止等を命じる場合がある。
- (9) 保険の加入に関すること
- 施設の管理運営に際し、施設の不備（施設設置上の瑕疵を除く。）又は業務上の不注意が原因となって第三者に身体障害や財物損壊を与えた賠償事故に対応する保険に加入すること。
また、指定管理者は自らのリスクに対して、適切な範囲で保険に加入すること。
- (10) 利用者の安全確保に関すること
- 交流ターミナルにおいて、災害、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想される時又は発生したときは、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を講ずること。
緊急時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、緊急時の対応体制を日ごろから整備しておくこと。
施設内において遺失物を発見した場合には、民法（明治29年法律第89号）遺失物法（平成18年法律第73号）その他遺失物の取扱いに関する法令の定めるところにより、適法にその処理を行うこと。
異例に属する事態が発生した場合には、速やかに市長に報告を行い、その指示を受けること。
- (11) 個人情報保護に関すること
- 個人情報保護のため、個人情報取扱特記事項の遵守について、職員に周知徹底させること。
- (12) 施設情報等の提供に関すること
- 交流ターミナルで行う事業について、パンフレット等の印刷物、市広報誌、インターネット、報道機関ほか各種広報媒体を活用した周知に努めること。
- (13) 事業計画の提出に関すること
- 協定事項に基づき、事業計画書を提出すること。
- (14) 利用者アンケートに関すること
- 毎年度1回以上、アンケートを実施するものとし、その結果を速やかに分析、評価した上で、その概要を当該施設内に掲示するなどし、その後の管理運営に反映させるものとする。
アンケート結果を報告書として取りまとめ、市に提出するものとする。
- (15) 月間事業報告書及び年間事業報告書の提出に関すること
- 協定事項に基づき、月間事業報告書及び年間事業報告書を提出すること。
- (16) 帳票等の整理・管理に関すること
- 管理業務に係る帳票等は整理し、必要な保管期間を定め適正に管理すること。
管理業務に係る経費及び収入については、他の会計と混同せず適正に決算を行うこと。

(17) 指定管理業務の満了等に伴う引継ぎ業務に関すること

指定管理者は、指定期間終了後又は指定を取り消された後は、次期管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。なお、次期管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

次期管理者へ引き継ぐ場合、業務期間終了時の1月前を目処に、業務に支障が生じないように適切に引き継ぎ業務を開始することができる。

別記1

管理物件

1 管理施設

(1) 名称 鴨川市総合交流ターミナル

(2) 所在地 鴨川市宮山 1696 番地

(3) 建物の構造

ア 敷地面積 10404 m²

イ 各建物の構造等

建物名称	建築年	構造	階数	建築面積	延床面積
管理棟(交流館)	H11	鉄骨造	地上1階	1031.25 m ²	695.31 m ²
ガスボンベ棟	H11	コンクリートブロック造	地上1階	3.44 m ²	3.44 m ²
展示棟(体験館)	H11	木造	地上1階	502.21 m ²	360.71 m ²
開発工房棟	H30	鉄骨造	地上1階	260.50 m ²	245.27 m ²
交流サロン棟 (開発工房棟側)	H30	鉄骨造	地上1階	62.40 m ²	- m ²
交流サロン棟 (展示棟側)	H30	木造	地上1階	120.92 m ²	- m ²

ウ 駐車場 大型3台 普通車61台 第二駐車場 普通車60台

(4) 施設構成

施設区分	コーナー等名称	面積	利用許可権	備考
交流館	農村文化室	76.50 m ²	指定管理者	
	展示紹介コーナー	225.00 m ²	市長	
	郷土料理体験コーナー	168.75 m ²	市長	
体験館	展示紹介コーナー	191.10 m ²	市長	
開発工房	セミナー室	86.60 m ²	指定管理者	
	加工室	56.81 m ²	指定管理者	
屋外交流サロン		- m ²	指定管理者	
体験交流広場		- m ²	指定管理者	駐車場を含む

2 管理備品

	品名	規格・形状	設置日	設置箇所	備考
1	角型ゆで麺器	タニコー N-TU-60 (600×600×600)	H11.02.10	交流館 厨房室	
2	食器洗浄機	ホシザキ JWE-680A (640×655×1432) 付属 ガス-スタ-WB-25H-680T(LP)	H22.04.27	交流館 厨房室	
3	自動製氷機	ホシザキ IM-90DM-ST (930×545×1040)	H22.06.11	交流館 厨房室	
4	ペーカオープン	三幸機械 TMC-GG-11 (1330×930×1880)	H11.02.10	交流館 厨房室	
5	L型運搬車	タニコー TS-LW-90 (900×600×800)	H30.03.30	開発工房 加工室	
6	デジタル台秤	大和製衡 DP-6700K (350×605×795)	H30.03.30	開発工房 加工室	
7	石抜精米機	細川製作所 SRE650 (1094×676×1140)	H30.03.30	開発工房 加工室	
8	高速粉碎機	名濃 HS-10	H30.03.30	開発工房	

		(600×600×1335)		加工室	
9	エレクトロニクス ×2	タニコー N-TESS-19-6115C (1515×610×1930)	H30.03.30	開発工房 加工室	
10	作業台 ×2	タニコー TX-WT-150A (1500×750×850)	H30.03.30	開発工房 加工室	
11	三槽シンク	タニコー TX-3S-180A (1800×750×850)	H30.03.30	開発工房 加工室	
12	電解水生成装置	ホシザキ WOX-40WA (285×145×335)	H30.03.30	開発工房 加工室	
13	蒸気釜	タニコー RHST-20 (1331×638×860)	H30.03.30	開発工房 加工室	
14	ガステーブル	オザキ OZ60K (600×450×180) 付属 工台 TX-GT-60	H30.03.30	開発工房 加工室	
15	水漏れ検知センサー	ホシザキ MIC-10SA-G(LP) (900×770×1130) 付属 軟水器、架台	H30.03.30	開発工房 加工室	
16	プラスチック洗浄機	ホシザキ HBC-12A3 (840×880×1855)	H30.03.30	開発工房 加工室	
17	脱気箱	サフトマシナリ HC-B (750×420×1232)	H30.03.30	開発工房 加工室	
18	冷凍冷蔵庫	ホシザキ HRF-180Z (1800×800×1890)	H30.03.30	開発工房 加工室	
19	二槽シンク	タニコー TX-2S-150ANB (1500×750×850)	H30.03.30	開発工房 加工室	
20	洗浄機 ×3	FMI JC-4000 (245×250×485)	H30.03.30	開発工房 加工室	
21	調理台 ×2	タニコー TX-WCT-180ANB (1800×750×850)	H30.03.30	開発工房 加工室	
22	真空包装器	ホシザキ HPS-300A (420×565×325) 付属 移動台	H30.03.30	開発工房 加工室	
23	ブリクサー	ホシザキ BLIXER-5PLUS (280×320×495) 付属 移動台	H30.03.30	開発工房 加工室	
24	器具消毒保管庫	マルゼン MKH-097NE (920×750×1850)	H30.03.30	開発工房 加工室	
25	自動栗皮むき器	アパティン DR.MARON (450×450×700) 付属 移動台	H30.03.30	開発工房 加工室	
26	二段式洗剤スプレー	サフトマシナリ HG-PF (1250×550×1300)	H30.03.30	開発工房 加工室	
27	水切付二槽シンク	タニコー TX-2SL-180A (1800×750×800)	H30.03.30	開発工房 加工室	
28	金属検出器	イシダ MS-3147-3008-SS4 (800×510×1110)	H30.03.30	開発工房 加工室	
29	折りたたみテーブル ×20	無印良品 38369448 (1600×700×720)	H30.03.30	開発工房 セミナー室	
30	ツール ×80	無印良品 38369462 グレー ×32 38369479 グリーン ×24	H30.03.30	開発工房 セミナー室	

		38369486 レンガ ×24			
31	フードブレンダー	ハミルトン HBF1100 (226×378×448)	R01.07.01	開発工房 加工室	
32	パーティション×3	プラス PWJ-2718BSK (2724×589×1790)	R02.05.01	開発工房 セミナー室	
33	圧力鍋(10L)	ワンダーシェフ NMDA10 (360×258×290)	R02.05.01	開発工房 加工室	
34	圧力鍋(5L)	ワンダーシェフ YPSA50 (430×250×220)	R02.05.01	開発工房 加工室	
35	食品乾燥機	静岡製機 DSK-20 (1820×1260×825)	R02.05.01	開発工房 加工室	指 定 管 理 者 の 利 用 許 可 が 必 要 な 附 属 設 備
36	スロージューサー	ヒューロム HW-SBA-18 (282×200×460)	R02.05.01	開発工房 加工室	
37	シーラー	見聞堂・三邦コーポレーション FR-300LB (450×85×180)	R02.05.01	開発工房 加工室	

別記2

費用負担区分表

1 指定管理者が負担する各種業務及び経費等

種別	名称	内容等	法定任意	備考
維持管理関係	光熱水費	水道料金、電気料金、ガス料金		
	通信運搬費	電話、FAX、インターネット等の通信料、輸送費用ほか		
	消耗品費	トイレトーパー、ごみ箱、調理用品、食器類、包装・梱包材、事務用品、印刷費、広告費用ほか		
	OA・情報関連機器	パソコン、サーバー、複写機、ネットワーク機器ほか		
	什器・備品費	販売及び食事提供に係る什器・備品		
	廃棄物処理費	一般廃棄物及び産業廃棄物の処理（一般ごみ、厨芥ごみ、廃油ほか）		
	施設等の清掃	床、ガラス、トイレ、駐車場ほかの清掃		
	警備業務	無人化による機械設置方式		
保守点検等	電気保安設備の保守	毎月 ・受電設備点検 ・配電設備点検 ・電機使用場所の設備点検ほか	法定	
	空調設備の保守	空調機、換気設備保守点検 換気機器点検	任意	
	消防設備保守	機器点検1回（9月） 総合点検1回（3月）	法定	
	厨房設備、加工設備の保守	各設備の清掃、正常動作点検（随時）	任意	
	受水槽を含む給水設備の保守	受水槽清掃及び消毒作業（年1回）	任意	
	浄化槽を含む排水設備の保守	浄化槽保守点検 浄化槽水質検査（年1回） 浄化槽清掃（随時）	法定	

2 施設、設備補修関係

施設及び設備並びに備品等が破損若しくは損耗等した場合は、1件10万円未満の修繕、補給等は、指定管理者が負担すること。

1件10万円以上の修繕費が見込まれる場合、または施設の拡張などの新たな施設整備の必要が生じた場合は、市と指定管理者との間で協議すること。

負担する者	区分	具体例
市	施設に係る主要構造部（屋根・壁・基礎・土台・柱・床・梁等）及び附帯設備の経年変化、通常損耗等による変化	外壁張替・塗装 屋根葺替・塗装 畳本体の取替 床張替 空調機取替 給排水・電気・ガス施設の改修（配管・配線など） 駐車場の舗装
指定管理者	小破修繕及び不注意や不具合の放置等による汚損	小破修繕（10万円未満の修繕） 消耗品的なもの（床清掃・ガス台・ペーパーホルダー・カーテンレール、畳の裏返し・表替、水栓、フラッシュバルブ等のパッキン取替等、室内灯で天井台座から下の部分（コード・点滅器・グローブ・キーソケット・ヒューズ・電球等）の修理及び取替、スイッチ及びコンセント類の修理及び取替、換気扇の修理及び取替、レンジフード、暖房機点検・修理費用） 不注意や不具合の放置等による汚損

ただし、市負担分であっても、その原因が指定管理者の使用上の不注意によるときは、指定管理者の負担とする。利用促進、快適な施設づくり、魅力ある自主事業のために指定管理者自らが修繕等を行う場合、又は指定管理者が自らの収益事業のために使用している備品（建物と一体となって効果を発揮するものを除く。）の修繕等を行う場合は、市の承認を受け、指定管理者の負担をもって行うものとする。

別記3

リスク分担表

段階	分類	概要	負担する者	
			市	指定管理者
申請準備段階	申請コスト	申請費用の負担		
	許認可コスト	管理運営に必要とされる許認可等を取得する費用の負担		
	引継コスト	業務の引継ぎに要する費用の負担		
運営段階	需用変動リスク	管理運営の実施計画の不備（入場者数の見積もりの誤り等）に関するリスク		
		施設競合等による利用者減、収入減など当初見込みと異なる状況におけるリスク		
		市以外の要因による運営費膨張のリスク		
	自主事業リスク	自主事業運営に関するリスク		
	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		
		施設、機器の不備や火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク		注1
		施設管理、運営業務の内容に対する住民及び施設利用者からの苦情等の対応リスク		
	施設構造リスク	管理上の瑕疵による施設機器等の損傷リスク		
		施設構造に起因する場合、若しくは上記以外による施設、設備の損傷リスク		注1
	損害賠償リスク	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害賠償リスク		
施設、設備の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害賠償リスク			注1	
債務不履行リスク	市の協定内容の不履行			
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行			
共通	制度・法令変更リスク	管理運営業務に及ぼす関係法令・許認可等の変更等に係るリスク	協議による注2	
	物価変動リスク	人件費、物品費等の物価変動に伴うコスト増減リスク		
	不可抗力リスク	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれかの責めにも帰することのできない自然的又は人為的なもの）に伴う施設、設備の復旧	○	
		上記不可抗力に伴う業務の変更及び履行不能等		協議による注3

注1 基本的には市の負担とするが、指定管理者が、施設構造や機器の不備を認識しているにもかかわらず、市への報告など適切な対応を欠いている場合には、指定管理者のリスクとする。

注2 制度・法令変更により、管理運営に追加費用が発生し、又は減額した場合は、市、指定管理者で協議の上指定管理料を変更することができる。

注3 不可抗力により、管理運営に追加費用が発生し、又は減額した場合は、市、指定管理者で協議の上指定管理料を変更することができる。

別 記

第1号様式（第2条関係）

鴨川市公の施設の指定管理者指定申請書

2022 年 10 月 28 日

鴨川市長

申請者 株式会社 良品計画
所在地 東京都豊島区東池袋 4-26-3
団体名 株式会社 良品計画
代表者氏名 堂前 宣夫
担当者及び連絡先
春山（無印良品みんなみの里店長）
電話：0470-99-8055

鴨川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、申請者の概要は、別紙のとおりです。

記

1 管理を希望する公の施設の名称及び所在地
名称
鴨川市総合交流ターミナル
所在地
鴨川市宮山 1696 番地

2 添付書類

- (1) 法人にあっては、登記事項証明書
- (2) 法人以外の団体にあっては、団体の代表者の身分証明書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (4) 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (5) 公の施設の管理の業務に関する事業計画書
- (6) 過去3箇年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (7) その他市長が指定する書類

鴨川市役所
4.10.28
農水第

別紙

申請者の概要

名 称	株式会社 良品計画
種 別	社団法人・財団法人・NPO 法人・中間法人・ <u>株式会社</u> ・有限会社・ 合名会社・合資会社 その他法人（ ）・権利能力なき社団・その他
主たる事務所	〒170-8424 東京都豊島区東池袋 4-26-3 電話 03-3989-4403 FAX
代 表 者	住所 東京都豊島区東池袋 4-26-3 氏名 堂前 宣夫
目 的 ・ 事 業	「無印良品」を中心とした専門店事業の運営／商品企画／開発／ 製造／卸しおよび販売
資本金又は 基礎財産等の額	67 億 6, 625 万円
設 立	1989 年 6 月（登記上 1979 年 5 月）
指定管理者としての 実績 (他の地方公共団体で の実績を含む)	施設名 鴨川市総合交流ターミナル（里の MUJI みんなみの里） 所在地 鴨川市宮山 1696 番地 指定年月日 2018 年 4 月 1 日
	施設名 所在地 指定年月日
	施設名 所在地 指定年月日
備 考	

(注) この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができる。

様式 2 (第 6-1-(1) 関係)

管理業務に関する事業計画書

所在地 東京都豊島区東池袋 4-26-3
団体名 株式会社良品計画
代表者氏名 代表取締役社長 堂前 宣夫

1 施設の管理運営を行うに当たっての基本方針

(1) 施設の現状に対する考え方について記入してください。

鴨川市の基本構想である【鴨川市第 4 次 5 か年計画（令和 3～7 年度）まち・ひと・しごと創生総合戦略】R3 年 3 月において、農林業の振興は「活気あふれ人が集う産業のまち」の方針に位置付けられ、高品質な地元産品のブランド力のさらなる強化や産業競争力の維持・持続的発展、一次産品の加工商品の開発による高付加価値化、多様な手法を用いた販路の拡大推進、農家の安定的な収入の確保・増加に取り組むこととされています。平成 11 年に鴨川市が「地域の農村資源を活用し、都市等との交流人口の増加を図り、地域農業の振興と活力ある地域の形成に資するため」に設立された鴨川市総合交流ターミナル（以下「交流ターミナル」）は、鴨川市が誇る高品質な農産物のブランド力と付加価値力の向上を担い、農商工連携や 6 次産業化の深化によって新たな加工商品の開発を進めるとともに、インターネットをはじめとする多様な販売手法の活用等を図り、更なる販路の拡大を支援する拠点として位置づけられているものと理解しております。平成 30 年 4 月より当社が指定管理者を鴨川市農林業体験交流協会（現在は一般社団法人鴨川市農林業交流協会、以下「体験交流協会」）より引継ぎ、令和 3 年度においては年間利用者数 259 千人、売上金額 354 百万円（税抜。うち受託販売額 188 百万円＜農畜水産物 149 百万円、地域物産 36 百万円、体験・イベント等 3 百万円＞）の事業として運営してまいりました。また同年度におきましては、指定管理者として施設の利用許可を 400 件行っています。

鴨川市で当社は、平成 26 年から交流ターミナルからほど近い大山地区釜沼集落にて地元 NPO や地域住民らと共に、「鴨川里山トラスト」と称した活動を続けております。農業の担い手の高齢化にともない耕作放棄地となり、維持管理が困難となる棚田を、都市に居住する人々と共に保全することで、耕作放棄地の再生・中山間地集落の活性化と里山の環境の保全に取り組んでまいりました。また、農業の活性化とコミュニティの支援策として、社員が主基公民館の隣接スペースをサテライトオフィスとし、そこを拠点に地域課題の解決に取り組み、地域農産品の付加価値を高めるため、飯米である長狭米を活用した日本酒を地元酒蔵と開発、また四方木地区住民による古民家を活用したコミュニティスペース創設の支援等を実施致しました。

こうした取組みを踏まえ、平成 29 年 4 月に「地域活性化に関する協定」を鴨川市と当社で締結し、市が地域課題解決のため地方創生事業として企画立案された交流ターミナル機能拡充についても、施設整備運用に関する協議への参画、改修におけるデザイン等で協力させていただいた上、地域への取組みにさらにコミットするため、交流ターミナルの指定管理者の指定を申請し、平成 30 年 4 月に体験交流協会より指定管理者を引継ぎました。

以来4年半、施設の設置目的を達成するため、体験交流協会に協力いただきながら、指定管理者としての職責を果たすとともに施設の効用を高め、市、住民、生産者、事業者、各種団体や公共機関との連携を進めることで地域の活性化に努めて参りました。

一方、平成27年から令和2年で鴨川市の人口は5.4%減、高齢化率は40%近くなり、地域の重要な産業である農業も産出額において約20%、経営体数では25%近く減少しています。また鴨川市の基幹産業の一つである観光産業においては、直近では若干回復の兆しもありますが、コロナ禍が大きく影響し、観光入込客数が上記期間で約40%減少しています。

交流ターミナルの設置から23年半、当社が指定管理者となってから4年半、深刻化する状況において、設置目的をより高いレベルで達成して地域に貢献するために、今後の交流ターミナルでは以下(3)で後述する機能と取組みが特に必要とされていると考えております。

(2) 指定管理者の指定を申請した理由について記入してください。

当社(株式会社良品計画)は、1980年の設立以降、一貫して「人と自然とモノの望ましい関係と心豊かな人間社会」を考えた商品、サービス、店舗、活動を通じて「感じ良い暮らしと社会」の実現に貢献することを理念としています。2021年に策定・公表した当社の「2030年ビジョン」においては、第二創業と位置付ける期間での今後のミッションにおいて「地域への土着化」を重要な柱の一つに掲げており、「当社の展開する店舗が、その地域のコミュニティセンターとしての役割を持ち、地域のステークホルダーの皆様と共に、地域課題に対して取り組み、地域への良いインパクトを実現する」ことを全社的な経営方針とし、一層強固な推進体制を整備しております。地域事業においては、「食と農」「コミュニティ」「文化・アート」「健康・安心」の4つのテーマを基軸としながら、地域プロジェクトの推進役であるソーシャルグッド事業部と、地域事業部(当該施設においては、千葉事業部が所管)が連携し、全国の地域案件事例や事業開発事例を参照・活用しながら土着化の活動を進めております。

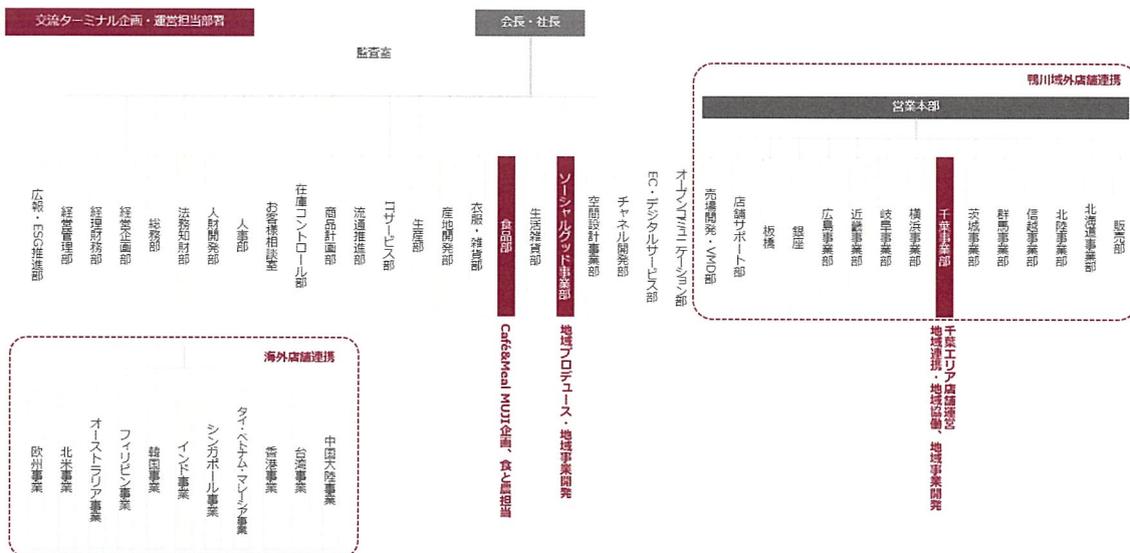
特に「食と農」に位置付ける農事業・食品事業においては、農業を地域活性化に役立つ社会の共通資本として位置付けており、その土地ならではの伝統野菜や特産食材を通じた地産地消の実現を目指して食と農分野の地域課題解決を図っております。また、地域の居住人口の減少を根本的な課題と捉え、移住定住促進にも取り組んでおります。その他、買い物空白地帯への移動販売事業、地域コミュニティの支援等、地域の魅力、安心・安全づくり、居住人口や交流人口の増加に多面的に取り組むことで、「人と自然とモノの望ましい関係と心豊かな人間社会」の醸成を目指しております。

当社における当該施設の事業は、上記の当社の食・農に関する事業方針や思想と一致するものであり、これまで協働してきた住民、生産者、地域事業者、協力団体である交流協会ならびに地域の団体や公共機関と、さらなる取組の具体化と成果の最大化を図ってまいりたいと考えています。

令和3年度の鴨川市による指定管理者管理運営状況の評価において、当社は「地域課題の中から新たな取組を展開したほか、施設が従来から持つ交流機能のほか、地域の生活インフラとしての機能を発揮させ、指定管理者としての職責を十分果たし、施設の設置目的を高い水準で達成している。」とのコメントをいただいておりますが、当社取組みが深刻化する地域の状況を変える大きなインパクトには未だ至っておりません。

当社の知見とノウハウ、現指定管理者としての経験を活かし、施設の管理運用の更なる充実と設置目的の高レベルでの達成を図ることは当然としながら、今後も地域に貢献、特に現在、地域で要請されている課題解決に向けた施設の機能ならびに取組みの実現により、地域の活性化と鴨川市の未来により一層寄与するため、次期指定管理者の指定を申請する次第です。

※参考：良品計画 組織図と交流ターミナル企画・運営担当部署
 (下記部署に限らず、製造、販売、宣伝、広報の各部署と広く連携し事業を推進します)



(3) 施設の将来展望・有効活用について記入してください。

施設管理者として、施設の管理運用の更なる充実と設置目的を高レベルで達成いたします。特に以下3項目について、交流ターミナルを拠点に地域と協働し、当社国内外店舗も活用することによって下記の対応を進め、地域の振興と課題解決の拠点施設として、鴨川市、ひいては安房全域において真に役立つ存在となる所存です。

運営テーマ：

「地域と豊かさの芽を育む暮らし」

～みんなみの里を拠点とした地域農業の活性化と都市との関係づくり～

①交流人口の増加だけでなく、都会からの移住定住先として鴨川が選ばれるための積極的な取組みの実施。

a. 都心部への宣伝・発信の強化

交流ターミナルからの施設内外への地域情報の発信をさらに強化・拡大します。現在、有明店にて実施している鴨川・南房総の常設コーナーについて、当社首都圏の他店舗と連携し、紹介コーナーを拡大して、鴨川の農業活動や魅力、拠点等に関する都市圏居住者の認知度を向上します。また、当社公式アプリ (MUJI passport) や SNS を通じ、デジタルでの情報発信の頻度向上や内容の充実化を図ります。

b. 移住定住促進

交流ターミナルを拠点とした弊社主催の体験プログラム「地域とつながるプログラム」でのお試し移住体験を提供します。各地域が抱える地域課題や、未発信の魅力を、地域で活動する方々の想いや、活動の裏側にある背景(わけ)と共にご紹介し、地域に関わるきっかけを作るプログラムです。域外居住者が鴨川の自然や文化、人々との交流を楽しみながら、地域の魅力を高め、問題の解決を図る取り組みを知ることができる参加交流型体験を提供します。

c. 移住相談会の開催

鳴川市ふるさと回帰センターとの連携をさらに強化し、交流ターミナルならびに当社首都圏店舗での移住相談会を開催いたします。

d. 移住者向け住宅紹介支援

鳴川市空き屋バンクと連携した移住者向け住宅の紹介を、交流ターミナル、当社首都圏店舗、当社公式アプリや SNS で実施いたします。

e. 移住者向け住宅整備支援

市と連携した移住者向け住宅の整備・リノベーション支援を検討します。良品計画では、地域の遊休不動産を弊社の空間設計部による MUJI のインテリアコーディネート、リノベーションを施すことにより、地域の移住定住促進住宅を整備し、お試し移住等に活用いただく取組を進めております。

f. 就労・就農就漁機会の紹介支援

市内事業者や生産者と連携した就労・就農就漁機会を交流ターミナル、当社首都圏店舗、当社公式アプリや SNS で紹介いたします。
また、援農マッチング・地域インターンシッププログラムと連携した事業や、耕作放棄地の活用を進める農地トラスト事業等を通じて、関係人口の創出を図ります。

g. 創業セミナー支援

市ならびに鳴川市商工会と連携した創業セミナーを実施いたします。

② 高齢化や後継者不足による地元農家の減少への対応、特に農家の農業収入を増やすための具体的施策の推進。

a. 委託栽培・買取強化

既に高品質インディカ米の市内営農組合への委託栽培を開始していますが、市内農家の収入拡大を見据えた高付加価値作物の市内での委託栽培ならびに買取りを行います。交流ターミナルでの販売や飲食事業（Café&Meal MUJI）での活用だけではなく、当社首都圏店舗での販売ならびに飲食事業にて活用します。

b. 農産品集荷・納品

やさいバスを活用した地域農産品の集荷、交流ターミナルでの販売ならびに市内飲食店・宿泊施設へ納品します。

c. EC 販売

令和 2 年春のコロナ禍に伴う交流ターミナル閉鎖時には限定期間にて実施しましたが、交流ターミナルを集荷・出荷拠点として、当社産地直送ネットストア「諸国良品」で地産農産品・農産加工品を販売します。

d. 首都圏店舗での地域産品販売

当社物流網を活用し、交流ターミナルを集荷・出荷拠点として、当社首都圏店舗での地産農産品・農産加工品を販売します。

e. 商品開発

地域の農産品を活用した開発工房での商品開発、特に地域あるいは県内加工業者と協働した加工食品について、年度毎に新規商品の開発を行います。開発した商品は交流ターミナルだけでなく、当社の首都圏店舗にて「千葉の良品」として販売します。

f. 有機農業の推進

中山間地農業の選択肢の一つとして有機農業を推進します。当社が連携している千葉県有機農業推進協議会による有機農業セミナーや相談会を実施します。

g. 海外輸出版売

当社海外店舗を活用した地域農産品・農産加工品の輸出版売を検討します。

③ 高齢化・少子化が進行する中、高齢者が安心して暮らすことができ、子育て世代を支援する生活インフラ機能の拡充。

a. 健康づくり支援

ウェルネススポーツ鳴川と実施している健康増進プログラム（モルックなど、幅広い世代が参加可能なスポーツのイベント等）をさらに充実させるとともに、市内医療機関や県看護協会との連携を強化して住民の健康づくりを推進します。施設内に血圧計等の健康管理・測定機器を設置し、住民や出品農家の日常の健康管理に資する活動を行います。

b. 学習や教育スペースの充実

多目的スペース（農村文化室）における絵本と児童書を充実化させます。親子の読書スペースの設置並びに読み聞かせイベントの定期開催を行います。また、長狭学園児童/学生の放課後利用を想定した学習スペースを設置します。

c. 防災支援

令和元年台風 15 号に伴う長期停電時における交流ターミナルでの臨時営業の経験も活かし、災害時の生活インフラ機能を強化します。また、防災イベントやセミナーの実施を行います。

d. 移動販売による地域の衣生食の下支え

移動販売の対象地域を拡大します。今後、高齢者の見守りとしての機能も考慮します。

なお上記対応を進める上で、地域の人材を雇用するとともに、必要とされる交流ターミナルの内装・設備・備品については、当社負担での拡充を検討致します。

2 業務の具体的な実施計画

(1) 施設を維持管理するための基本的な考え方、具体的な方法を記入してください。

施設の維持管理に対する基本的な考え方は、施設の安全及び清潔の確保を第一義として捉え、日常的に施設全体の点検及び清掃の実施を徹底します。

具体的な方法として、物販事業及びレストラン事業の店長・社員を核とした管理組織を設立し、管理責任者の選任により、法的な基準に則り管理業務を計画し、諸施設設備の保守点検に関しては、専門の管理事業者の有償にて業務の再委託を行うことで対応致します。

(2) 防犯・防災対策及び緊急時の体制・対策について記入してください。

警備会社（セコム）への業務委託により機械警備を実施し、閉館時のセキュリティを確保致します。

災害、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想されるとき又は発生したときは、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を講ずることができるよう、緊急時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、対応体制を整備します。

なお、連絡網を通じて通勤距離が短く本施設に急行可能な要員（正職員）を第一現任者として登録し、被害を最小限に止めるよう配慮いたします。

また、鴨川市立国保病院との連携に加え、市との調整によりAEDの設置を行うことで、急病など万一の事態に備える体制を整備します。

新型コロナウイルス感染増加に関しては、緊急事態宣言や蔓延防止の発出により、必要に応じて時短営業・入場制限を行うほか、消毒液の設置及び衛生管理、ソーシャルディスタンスの確保、パーテーションの設置等を行うことで、コロナ禍においても安心してお買い物やお食事に施設を訪問いただけるよう、十分な感染防止策を行った上で営業致します。

(3) 市民サービスの向上や、市民要望の把握の方法、また、それをどのようにサービスに反映しようと考えているか記入してください。

a. 広報活動、外部連携の強化

広く市民の利活用が図れるような運営のために、自主的な広報活動に加え、市側の広報、観光協会、観光プラットフォームとの連携をさらに進めたいと考えています。

また、市民からの施設への要望を積極的に受けられるようなアンケートやモニター制度の活用により、情報の収集と迅速な対応に努めます。

b. 来店客数のピークに合わせた人員配置と営業時間の検討

営業時間については、冬季も含め通年9:00～18:00を継続し、来店客数の多い時間帯にスタッフを多く配置することで、サービスの維持・向上に努めます。なおコロナ禍が一定収束した際には、季節により営業時間の延長も検討します。

c. 広域集荷の強化と取扱農産物の品種の増加

交流館展示紹介コーナーでの農産物の販売においては、地域の野菜の集荷・配送を行う「やさいパス」の当社運行を継続し、南房総広域の野菜を取り扱うことで、より多くの品種の野菜を地域の皆様に提供するとともに、今後は高齢化により野菜の出荷が困難となった地域の農家・集落での集荷・配送も行いたいと考えています。なお野菜の集荷、配送は交流館販売分だけでなく、鴨川市内の販売店ならびに飲食店・宿泊施設向けにも実施致します。

d. 鴨川市立国保病院への支援

また鴨川市立国保病院への給食素材提供を今後も継続することで、入院患者の方や職員の方を「食」で支えることにより、地域の健康促進に貢献致します。既にトライアルで実施していますが、病院に売店がないため移動販売を検討します。

e. 移動販売の拡大検討

なお鴨川市社会福祉協議会と連携して、主基地区にて移動販売を行っておりますが、買い物が困難な高齢者が多く、今後も継続することを検討致します。鴨川市ならびに社会福祉協議会と相談の上、移動販売エリアの拡大も併せて検討します。

(4) 魅力ある施設として、多くの市民に利用されるための利用促進計画を記入してください。

1 地域情報の提供に関すること

施設内多目的スペースおよび掲示板を中心に鴨川市および近隣地域の情報の掲出・発信を引き続き行います。レイアウトを「お店情報」「地域情報」「観光情報」に整理・分類して掲出することで、より分かりやすく、観光目的の方も、地域の方も使いやすいように改善しております。また、当施設の宣伝・誘客活動として、当社ホームページでの地域情報の紹介や「かもナビ」等のインターネット情報、市の広報等との連携をさらに進め、鴨川市内及び近隣市町のイベントや事業等の幅広い地域情報を共有のうえ、利用者への効率的な情報提供を図り、利用サービスの向上と利用増大に結びつけるよう努めます。

また、要望をアンケートやモニター制度の活用により収集し、利用促進につなげます。

2 農産物及びその加工品の展示又は販売に関すること

地域の農産物や物産（加工品含む）の紹介販売として、地域において生産される新鮮な野菜や果物、製造される加工品や物産品など、体験交流協会と連携のうえ、安心して安全な商品を効率良く集荷し、交流館展示紹介コーナーの利用により当社のノウハウを活かした陳列手法等を用い、農産物、農産加工品、物産の魅力を高めます。

また自主事業として体験館展示紹介コーナーで展開の「無印良品」店舗との相乗効果により、集客力とお客様の購買意欲の向上を図ります。

3 郷土料理その他の食の提供に関すること

地域の食材や食文化、郷土料理の紹介と提供する場として、当社レストラン事業である「Café & Meal MUJI」は地域産品を活用した飲食メニューを、里山や農村景観を臨む「くつろぎ」と「やすらぎ」の空間である交流館の郷土料理体験コーナーにて展開して参りました。

周辺には飲食店が限られている上、かつ普段使いのできる価格帯で提供されている店舗は限られており、本店舗では都市からいらっしゃるお客様だけでなく、地域の皆様に使っていただける店舗を今以上に目指します。

鴨川や南房総の農産品だけでなく、鴨川漁協ならびに東安房漁協小湊支所や天津支所で水揚げされた魚介類、地域で生産された畜産物、さらに地域で捕獲されたジビエの活用も検討し、里山里海の豊かな幸を生かしたメニューを開発・展開、食材の地産品率50%以上を目指します。これまでの取組例として、店内でご提供しているフライドポテトに使用するじゃがいもについて鴨川の新規就農者に働きかけて耕作依頼を行い、2021年5月より2年間で300kgを供給いただく体制といたしました。

店内での提供だけでなく、テイクアウトでの販売も強化し、地域のお客様の家や職場への持ち帰り需要に対応します。

また直売所へ農産物を出荷している体験交流協会会員の産品を原料とした副菜やいちごパフェなどの季節限定メニューも随時販売するほか、フードロス対策として、供給過剰な野菜を使用したメニューをさらに開発するとともに、地元で漁獲された未利用魚や低利用魚を活用したメニュー開発を進めます。

地域農産物を使った「みかんジャム」を製造し里山プレート主菜唐揚げのみかんジャムソースとして地元の食材の活用も進めており、今後は当社が首都圏で展開するレストラン「Café&Meal MUJI」での鴨川や南房総の食材の活用を進めます。

4 農産物の加工品の研究及び開発に関すること

開発工房の運営や県の6次産業研修を通じ、農産物の高付加価値化、地域ブランド化を見据え市内の6次産業化の推進を引き続き図っていきます。

当社の「食」「品質」「衛生管理」の専門家の協力を得ながら、営業許可に関する保健所との協議も進め、工房の運用および加工品の商品化・販売について調整を行い、商品開発を引き続き進めます。さらに市内あるいは県内食品加工業者と地元生産者ならびに当社の3者で協働して商品開発を進めることも視野に入れております。

5 指定管理施設の利用許可及び利用料金に関すること

市内の各種団体・組織との連携を図り、指定管理施設（農村文化室、セミナー室、加工室、屋外交流サロン、体験交流広場）を会場として利用してもらえよう必要な情報を提供し、利用の促進を図って参ります。

コロナ禍において、特に室内イベントなど、集客行為に対し、安全・衛生上の大きな制限が加わり自粛を余儀なくされることは今後も想定されますが、そうしたケースを除き、利用者の安全・安心を第一に、ニューノーマルに対応した利用ルールを制定・運用することにより、制限はありながらも利用者に指定管理施設を使用いただけるように致します。

指定管理施設の利用許可にあたっては、設置管理条例等の関係法令の規定に則り、適正に事務を実施するとともに、利用料金については、あらかじめ金額を市長の承認の上で定め適正な料金収入業務の運用を行います。

(5) 業務を再委託する場合は、再委託する業務及び委託先を記入してください。

業務の再委託は、法的基準に則り、以下の通り業務委託を継続し施設管理を行いたいと考えています。

- ・電気保安業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 関東電気保安協会
- ・空調設備保守点検・・・・・・・・・・・・・・・・ 瀬戸興業
- ・消防設備保守・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 小磯電機
- ・受水槽清掃・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 鴨川市管工事業協同組合
- ・警備業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ セコム
- ・浄化槽保守点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・ カワナ管理
- ・施設内清掃業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ シルバー人材センター
- ・農産、物産販売支援、施設環境整備・・・・・・ 体験交流協会

(6) 業務の実施に当たっての市内事業者等の活用計画を記入してください。

商品販売や飲食提供に使用する農産物や物産品等の各種仕入、あるいは各種体験交流事業及び自主事業の実施については、体験交流協会が地域に密着し地元でこだわった事業協力・事業連携を行ってきた事業者や団体（農林水産事業者・観光サービス事業者・教育学校事業者・地場産品加工製造業者・文化的なボランティア団体・公民館活動団体・郷土芸能伝統保

存団体等)との協力連携を、体験交流協会および関係団体と協議しながら原則として継続します。あわせて農林水産事業者を含む新規の市内ならびに安房地区の事業者との協力連携も、地域活性化に資することを前提に検討致します。

また、観光協会・観光プラットホーム・商工会・旅館組合・温泉組合・農協・漁協・公立/私立学校・大学等教育機関・医療機関・環境保護団体・寺社仏閣等との連携を進め、特に近隣の長狭学園、鴨川市立国保病院と協働した取組みを強化する所存です。

なお前述の施設整備維持管理に関する専門的な保守点検業務においては、従来どおり市内事業者を優先的に採用致します。

3 自主事業計画

指定管理者が独自に企画運営して実施する自主事業について計画を記入してください。

1 農産物・物産品の販売及び郷土料理等の提供による販売行為の実施

前述した当施設の主たる業務である農産物・物産品の販売並びに郷土料理等の提供については、交流館展示紹介コーナー及び郷土料理体験コーナーを利用し、実質的な販売行為を自主事業として実施します。(農産・物産販売は生産者の直売所として、原則として委託販売の形態となります。)

後述する「無印良品」店舗との相乗効果を創出のうえ、施設全体を一体的に活用した当社ノウハウによる室内意匠を施しているほか、地元地域の特色や生産者の思いが伝わる魅力的な商品陳列による販売を展開し、印象に残る店舗としてリピーターやファンの増加や、収益の増加を図ることで、当施設の適正な管理運営はもとより、地域にとって有効な取組や新たな展開につなげて参ります。

2 生活必需品を中心とした「無印良品」店舗の展開

周辺の物販施設が減少し、生活必需品の購入機会が失われつつあるなか、当社のメイン事業である「無印良品」の店舗を体験館展示紹介コーナーの利用により設置し、中山間地域における生活必需品を中心とした品揃えを行うことで、地域の皆様の役に立つ店舗となるよう引き続き努めます。品揃えに関してはお客様の意見も参考に、より地域の必需品を用意すべく随時見直しを行います。50坪弱の小型店舗ですが、陳列していない商品についても多くは取り寄せが可能です。

また、多目的スペースにて展開している「MUJI BOOKS」では、地域に欠落している絵本や書籍、雑誌の取扱いを行うとともに、「古紙になるはずだった本」の取扱いを開始し、本という文化資源を大切にす視点をもちながら、気軽に名作に触れる機会を創出する取り組みを行っています。また取り扱っている絵本、児童本、その他書籍は閲覧可能とし、利用者が気軽に本を読めるスペースとしてクッション等を設置しております。今後は絵本の読み聞かせイベント等も行う予定であり、地域の子育てを応援します。

社会福祉協議会と連携して主基地区で実施している「無印良品」の生活必需品や体験交流協会会員が交流館展示紹介コーナーに出品している総菜・弁当・農産加工品等の移動販売については、移動販売エリアの拡大を検討致します。

3 高付加価値作物の鴨川市内での委託栽培ならびに当社買い取り

既に高品質のインディカ米の市内営農組合への委託栽培を開始していますが、高付加価値作物の市内での委託栽培ならびに買い取りを進め、交流ターミナルでの販売や飲食事業(Café&Meal MUJI)での活用だけではなく、当社首都圏店舗での販売ならびに飲食事業での活用致します。

4 当社首都圏店舗ならびに当社ネットストアでの地域農産品・農産加工品の販売

交流ターミナルを集荷・出荷拠点に、当社物流網も活用して、地域農産品・農産加工品を当社首都圏店舗ならびに当社産地直送ネットストア「諸国良品」にて販売します。

5 当社海外店舗を活用した地域農産品・農産加工品の輸出版売

当社海外店舗を活用した地域農産品・農産加工品の輸出版売の可能性を検証します。

6 地域の農産品を活用した農産加工品の開発・販売

当社の「食」「品質」「衛生管理」のノウハウを活かし、開発工房の活用ならびに市内あ

るいは県内加工事業者や酒造会社と協働し、地域農産品を活用した農産加工品の開発・販売を進めます。既に開発した飯米活用の日本酒や鴨川産柑橘のジャム等に加え、開発工房でのレトルト食品の原料加工や市内酒造会社との柑橘類を活用したりキュール酒の共同開発等を現在、検討しております。

7 都市と農村のさらなる交流の進展、各種農業体験メニューの構築及び提供

体験交流協会が会員の農園を活用して行っている「いちご狩り」「フルーツトマト摘み」「菜花摘み」といった体験メニューを継続・拡大して実施致します。また、鴨川市ふるさと回帰支援センター主催の「かもがわ暮らしセミナー」と連携して、地域農家や移住者と都市住民の交流を引き続き推進し、移住定住につなげていきます。

また今後は新しい取り組みとして、地域の魅力を伝えるだけでなく、地域課題や困りごとを共有・体験する「地域とつながるプログラム」の実施を通じ、鴨川市に関わり続ける「関係人口」の創出を図ります。

8 地域住民の健康増進

一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川と実施している健康増進プログラムをさらに充実させるとともに、市内医療機関や県看護協会との連携を強化して地域の健康づくりを推進します。

9 災害時の生活インフラ機能の強化

令和元年台風 15 号に伴う長期停電時における交流ターミナルでの臨時営業の経験を活かし、非常用電源の確保と非常食・飲料・ブルーシート等の防災資材の備蓄を行い、災害時の生活インフラ機能を強化致します。

また防災イベントやセミナーを実施し、住民の防災意識と知識を高めます。

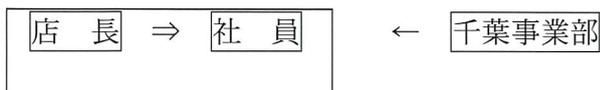
10 地域催事・地域おこしの支援

体験交流協会主催のもと、「ジャンボかぼちゃ千葉県大会」の会場として施設を引き続き提供致します。また、当社のアプリケーションである「MUJI passport」での告知を行うことで、広報活動をサポートします。

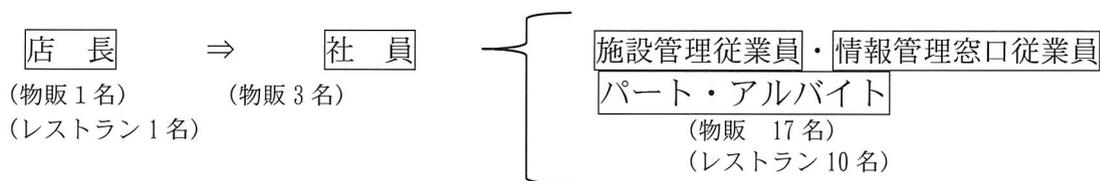
4 管理運営体制

(1) 指揮命令系統が分かる組織図を記入してください。

当店舗の運営組織は、株式会社良品計画の販売部門より任命された店長の指示のもと、全体管理運営を行い、店舗の管轄部門である千葉事業部が責任を持って支援致します。



(2) 各業務の配置人員を記入してください。



※指定管理業務のサポートは、担当要員に加え全ての要員で補完。

(3) 職員のローテーションの考え方を記入してください。

店長以下の社員およびスタッフが、月間シフトにより兼任者として担当。また、社員の増員をはかり、日常業務の中において巡回監視ならびに外部委託の保守点検時に立会いチェックし、遺漏なきように努めます。

(4) 職員の研修計画について記入してください。

店舗運営に関する研修に加えて、総合交流ターミナルとしての本施設の幅広い取組みを促進するため、市内は言うに及ばず周辺市町の視察研修、ボランティアガイドや体験観光ガイド相当の対応ができる人材を養成し、情報担当窓口要員としての人材育成に努めます。施設管理要員に関しては、従来からの管理委託実績に基づき、保守管理業務の外部委託先と連携を図り、事前に整備計画を立てられるよう、施設チェックを行い、加えて、お客様からの要望等にも迅速に対応できる人材の育成に向け、引き続き努めていきます。

(5) 職員の採用計画について記入してください。

指定管理業務遂行のため、必要な人員確保のための採用を随時実施しており、今後も必要に応じて採用を行います。また前指定管理者である体験交流協会職員からの採用も複数人員において行ってきました。

施設管理業務、自主事業および農産・物産品販売業務と人員体制のバランスを鑑み、継続的な人員の補充を行い、施設運営が滞りなく実施できる体制を整えるよう引き続き努めています。

また、地域活動の役割分担を各社員が担い、交流ターミナル及び地域の課題解決や魅力づくりに一層努める所存です。

(6) 施設の職員の労働条件について記入してください。

(勤務条件、賃金等の額、職場環境の改善、休暇制度、福利厚生制度など)

勤務条件・賃金規定・職場環境・休暇制度・福利厚生制度等の労働条件は、労働基準法等の法令に則り当社にて定められた就業規則等により実施致します。

(7) 施設における情報管理体制について記入してください。

(個人情報の保護等に関する職員への指導や個人情報保護に関する対策など)

鳴川市個人情報保護条例及び関係法令、仕様書個人情報取扱特記事項を遵守し、職員への周知指導を徹底致します。また、当社の「個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）」は、当社ホームページの下記アドレスに記載しています。

<https://www.muji.net/mt/contact/others/014425.html>

5 管理に係る収支計画

(1) 収入

(単位：千円)

項目	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	合計	備考
指定管理料	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	55,000	募集要項記載額
利用料金	117	122	129	135	142	645	
自主事業 (無印良品)	143,220	148,949	154,907	159,554	164,341	770,971	無印良品自主事業
自主事業 (レストラン事業)	43,159	44,454	45,788	47,161	48,576	229,138	Cafe&Meal MUJI 事業
自主事業 (農産・物産販売)	50,646	53,178	55,837	58,629	61,560	279,850	委託販売手数料
合計	248,142	257,703	267,661	276,479	285,619	1,335,604	
受託販売額含む売上高	439,724	459,415	480,007	499,993	520,859	2,399,998	※ 指定管理料を除く

(2) 支出

(単位：千円)

項目	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	合計	備考
変動費	15,084	15,386	15,694	16,007	16,328	78,499	宣伝販促費、物流費、販売費等
人件費	84,717	87,759	89,514	91,304	93,130	446,424	
施設費	11,932	11,976	12,322	12,368	12,415	61,013	施設使用料、営繕費、減価償却費等
一般費	28,903	29,481	30,070	30,672	31,285	150,411	水道光熱費、清掃費、保安警備費、通信費、体験交流協会への業務委託料を含む
その他支出	93,678	97,565	101,614	105,832	110,227	508,916	商品原価
合計	234,314	242,167	249,214	256,183	263,385	1,245,263	
収支	13,828	15,536	18,446	20,296	22,234	90,341	

※ 消費税及び地方消費税を含む



2021年8月期 決算短信〔日本基準〕（連結）

2021年10月14日

上場会社名 株式会社良品計画 上場取引所 東
 コード番号 7453 URL <https://ryohin-keikaku.jp/>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 堂前 宣夫
 問合せ先責任者 (役職名) 執行役員経営企画部長 (氏名) 堀口 健太 TEL 03-3989-5972
 定時株主総会開催予定日 2021年11月26日 配当支払開始予定日 2021年11月29日
 有価証券報告書提出予定日 2021年11月29日
 決算補足説明資料作成の有無： 有
 決算説明会開催の有無： 有

(百万円未満切り捨て)

1. 2021年8月期の連結業績 (2020年9月1日～2021年8月31日)

(1) 連結経営成績

(%表示は対前期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2021年8月期	453,689	—	42,447	—	45,369	—	33,903	—
2020年8月期	179,392	—	872	—	563	—	△16,917	—

(注) 包括利益 2021年8月期 37,584百万円 (—%) 2020年8月期 △20,992百万円 (—%)

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
2021年8月期	128.90	128.58	17.3	12.3	9.4
2020年8月期	△64.32	—	△8.8	0.2	0.5

(参考) 持分法投資損益 2021年8月期 7百万円 2020年8月期 8百万円

(注) 1. 2020年8月期は、決算期変更により2020年3月1日から2020年8月31日までの6ヵ月決算となっております。このため、対前期増減率については、記載しておりません。

2. 2020年8月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
2021年8月期	393,357	214,871	53.9	806.75
2020年8月期	343,918	182,992	52.4	684.94

(参考) 自己資本 2021年8月期 212,196百万円 2020年8月期 180,155百万円

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
2021年8月期	61,447	△13,538	△15,162	135,019
2020年8月期	△1,758	△4,239	63,722	91,599

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 (合計)	配当性向 (連結)	純資産配当 率(連結)
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
2020年8月期	—	—	—	5.00	5.00	1,318	—	0.7
2021年8月期	—	20.00	—	20.00	40.00	10,769	31.8	5.0
2022年8月期 (予想)	—	20.00	—	20.00	40.00	—	34.4	—

(注) 1. 2020年8月期は、決算期変更により2020年3月1日から2020年8月31日までの6ヵ月決算となっております。

2. 当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。2020年2月期の期末配当金、配当性向及び純資産配当率については、当該株式分割を考慮した金額を記載しております。

3. 2022年8月期の連結業績予想（2021年9月1日～2022年8月31日）

（％表示は、対前期増減率）

	営業収益		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	480,000	5.8	45,000	6.0	45,000	△0.8	32,000	△5.6	121.66

※ 注記事項

（1）期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）： 無

新規一社（社名一） 除外一社（社名一）

（2）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更： 無
- ② ①以外の会計方針の変更： 無
- ③ 会計上の見積りの変更： 無
- ④ 修正再表示： 無

（3）発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2021年8月期	280,780,000株	2020年8月期	280,780,000株
② 期末自己株式数	2021年8月期	17,751,940株	2020年8月期	17,754,940株
③ 期中平均株式数	2021年8月期	263,027,288株	2020年8月期	263,023,863株

（注）1株当たり純資産および1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる株式数については、添付資料17ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

※ 決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外です。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績の見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

業績予想の前提となる条件および業績予想のご利用にあたっての注意事項につきましては、添付資料2ページ

「1. 経営成績等の概況（1）当期の経営成績の概況・財政状態の概況」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
(1) 当期の経営成績の概況・財政状態の概況	2
(2) 今後の見通し	4
2. 会計基準の選択に関する基本的な考え方	5
3. 連結財務諸表	6
(1) 連結貸借対照表	6
(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	8
連結損益計算書	8
連結包括利益計算書	10
(3) 連結株主資本等変動計算書	11
(4) 連結キャッシュ・フロー計算書	13
(5) 連結財務諸表に関する注記事項	15
(継続企業の前提に関する注記)	15
(セグメント情報等)	15
(1株当たり情報)	17
(重要な後発事象)	18

1. 経営成績等の概況

(1) 当期の経営成績の概況・財政状態の概況

当社は2020年8月期より決算期（事業年度の末日）を2月末日から8月31日に変更しております。従いまして、前連結会計年度は6ヶ月間の変則決算となるため、前連結会計年度との比較は記載しておりません。なお、文中の店舗数は、無印良品、MUJIcom、MUJI to Go、Cafe MUJI、Cafe&Meal MUJI、IDEE店舗等の合計を表記しております。

① 当期の経営成績の概況

当連結会計年度におきましては、世界的に流行している新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見通せず、依然として国内のみならず世界経済の先行きは不透明な状況が続いております。一部地域においてワクチンの接種が進んでいるものの、感染力が強い変異株の感染拡大の状況により、今後の経済活動に影響を及ぼす可能性があると思定しております。

このような状況の中、当社グループは「感じ良い暮らしと社会」へ向けてグローバルに貢献する小売企業として、最良な商品の開発、調達、および地域の方々に支持され共創する店舗展開に努めるとともに、1980年の誕生以来、「素材の選択」「工程の点検」「包装の簡略化」を通して見つめ直した実質本位の商品をつくり続け、ESG視点を磨き上げてまいりました。

国内事業におきましては、緊急事態宣言による店舗休業や外出自粛の影響を受けながらも、日常生活の基本を支える商品群の価格改定や食品強化により、客数が大幅に増加し、売上は好調に推移いたしました。なかでも、レトルトカレーやバウムクーヘンを始めとする食品が牽引するとともに、キッチン用品等の生活雑貨が堅調に推移いたしました。また、海外事業におきましても、主に中国大陸、台湾が堅調に推移し、収益改善が進みました。

また、当社グループの期末店舗数は1,068店舗となりました。国内では、長野県、群馬県を中心にスーパーマーケットを展開している株式会社ツルヤとの協業により、2021年4月に「ツルヤ塩尻広丘」を出店したほか、同年7月には株式会社ヨークベニマルと「ヨークタウン水戸」を出店するなど、500～600坪クラスの食品スーパーマーケットとの隣接型店を相次ぎ出店いたしました。さらに、海外におきましても、中国大陸を中心に店舗網の拡充を図りました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの業績については、下記のとおりとなりました。

営業収益	4,536億89百万円
営業利益	424億47百万円
経常利益	453億69百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	339億3百万円

(当連結会計年度におけるセグメント別の概況)

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

[国内事業]

国内事業における当連結会計年度の営業収益は2,969億98百万円、セグメント利益は285億28百万円となりました。当連結会計年度末の国内事業店舗数は、497店舗となりました。

新型コロナウイルス感染拡大により、度重なる緊急事態宣言の発出、外出自粛による経済活動の制限等の影響を受けながらも、日常生活の基本を支える商品群の価格改定による客数の増加が下支えとなり、食品の売上増加や、衣服・雑貨の靴下や肌着、生活雑貨の収納用品や調理器具などが堅調に推移いたしました。

[東アジア事業]

東アジア事業における当連結会計年度の営業収益は1,255億83百万円、セグメント利益は229億77百万円となりました。

当連結会計年度末の東アジア事業店舗数は、435店舗となりました。

中国大陸では、オンライン販売が堅調に推移する一方で、一部地域におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛等の影響を受け、店頭販売に影響がありました。消費環境は厳しい状況が続いておりますが、生活雑貨を中心に現地開発商品の展開を拡大し、売上向上を図っております。

[欧米事業]

欧米事業における当連結会計年度の営業収益は176億18百万円、セグメント損失は21億7百万円となりました。

当連結会計年度末の欧米事業店舗数は、58店舗となりました。

欧州・北米ともに新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、店舗の通常営業ができないことにより厳しい状況が

続いておりましたが、北米においては、ワクチン接種の進展に伴い、客数、売上とも回復傾向にあり、徐々に収益改善が進んでおります。

当社の連結子会社であるMUJI U.S.A. Limited (以下、MUJI USA) は、2020年7月に米国連邦倒産法第11章(チャプター11)に基づく再生手続の申請を行いました。その後、MUJI USAの収益面でのボトルネックとなっていた不採算店の閉鎖、賃料の減額交渉を進め、18店舗中8店舗(東海岸1店舗、西海岸7店舗)の閉鎖並びに継続店舗の賃料減額等について合意いたしました。

これらによる収益改善、並びに無担保債権者への弁済計画を骨子とする再生計画案を現地裁判所に提出し、2020年12月に、債権者の皆さまからのご賛同のもと、現地裁判所より再生計画の承認を頂きました。また、当社を除く無担保債権者に対する弁済は21年8月に完了しております。

なお、2020年7月及び8月に一部の店舗の賃貸人に対して退去通知を行ない、2020年8月までに店舗の営業を終了していた為、米国会計基準に基づき、前連結会計年度において、店舗の賃貸借契約の残存期間の賃借料相当となる32億20百万円をリース解約債務、また32億36百万円をリース解約損として計上しております。その後、2020年12月に再生計画が裁判所に承認されたことに伴い、当連結会計年度に31億35百万円のリース債務免除益を計上しております。

[西南アジア・オセアニア事業]

西南アジア・オセアニア事業における当連結会計年度の営業収益は134億89百万円、セグメント利益は8億4百万円となりました。

当連結会計年度末の西南アジア・オセアニア事業店舗数は、78店舗となりました。

地域により新型コロナウイルス感染拡大の影響が拡大し、タイやマレーシアではロックダウンの措置がとられるなど、店舗営業に制限がかかっております。

[ESGの取り組み]

「社会や人の役に立つ」という根本方針のもと、提供する商品やサービス、地域に根差した店舗を軸とした活動を通じて、資源循環型・自然共生型の社会、持続可能な社会の実現に貢献した取り組みを、以下のとおり行っております。

- ・「廃棄物削減/資源循環」：2021年4月、無印良品はドリンクのパッケージをペットボトルから循環型原料であるアルミ缶へ切り替えました。プラスチックごみ削減の一環として始めた無料の給水サービスも、2021年8月末時点で315店舗まで広がり、2021年12月末までに国内の全店舗への導入を予定するなど、地球資源の循環や廃棄物削減のための取り組みを進めております。

- ・「地域社会」：地域課題に取り組み、地域への良いインパクトを実現するために、自治体との連携協定締結を進めています。暮らしづくりから街づくりまで、暮らしの全部が揃う店「無印良品 東京有明」を2020年12月に、関東で初となる“食”の大型専門売場を備えた「無印良品 港南台バース」を2021年5月にオープンいたしました。横浜市を含む自治体との連携協定は2021年8月末時点で13に及んでおり、今後も自治体や地元企業、住民の方々と連携した地域振興や復興促進、産業・観光振興などを目指します。

また、2021年6月には、ESG投資の代表的な指数である「FTSE4GOOD Index Series」「FTSE Blossom Japan Index」構成銘柄に初選定されました。今後も中期経営計画で発表した「商品におけるESG」「事業活動でのESG」「土着化活動でのESG」を着実に進めてまいります。

② 当期の財政状態の概況

当連結会計年度末における当社グループの総資産は3,933億57百万円となり、前連結会計年度末に比べ494億39百万円増加いたしました。これは主に、現金および預金の増加434億43百万円、および無形固定資産の増加52億98百万円によるものです。

負債は1,784億86百万円と175億61百万円増加いたしました。これは主に、未払法人税等の増加111億66百万円、買掛金の増加60億33百万円によるものです。

純資産は2,148億71百万円と318億78百万円増加いたしました。これは主に、利益剰余金の増加281億20百万円、資本剰余金の増加170億22百万円、自己株式の増加170億7百万円及び為替換算調整勘定の増加33億75百万円によるものです。

この結果、連結ベースの自己資本比率は、前連結会計年度52.4%から53.9%となりました。

③ 当期のキャッシュ・フローの概況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動および新規出店

等による投資活動、並びに財務活動を行った結果、当連結会計年度末の資金残高は、前連結会計年度末に比べ434億20百万円増加し1,350億19百万円となりました。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果獲得した資金は、614億47百万円となりました。

これは主に、税金等調整前当期純利益485億89百万円、減価償却費155億61百万円、および法人税等の支払54億14百万円によるものであります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果使用した資金は、135億38百万円となりました。

これは主に、店舗等の有形固定資産の取得による支出84億87百万円、店舗出店による敷金等の支出15億84百万円およびソフトウェア投資等の無形固定資産の取得による支出88億52百万円によるものであります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果使用した資金は、151億62百万円となりました。

これは主に、リース債務の返済による支出82億89百万円、配当金の支払65億89百万円によるものであります。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2018年2月期	2019年2月期	2020年2月期	2020年8月期	2021年8月期
	期末	期末	期末	期末	期末
自己資本比率 (%)	71.3	73.8	66.6	52.4	53.9
時価ベースの自己資本比率 (%)	403.5	268.7	126.8	127.0	157.7
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (年)	0.04	0.08	1.54	—	1.79
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	1,660.3	1,281.7	27.3	—	44.0

自己資本比率 : 自己資本/総資産

時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額/総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率 : 有利子負債/キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ : キャッシュ・フロー/利払い

(注1) いずれも連結ベースの財務諸表により計算しております。

(注2) 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数(自己株式控除後)により計算しております。

(注3) キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

(注4) 有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を払っている全ての負債を対象としております。また、利払いは、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を利用しております。

(注5) 当社は、2019年9月1日付けで普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。2019年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、時価ベースの自己資本比率を算出しております。

(注6) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を2020年2月期の期首から適用しており、2019年2月期の自己資本比率(時価ベース含む)については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(注7) 2020年2月期より、負債には、IFRS第16号に係るリース負債が含まれております。また、利息の支払額には、IFRS第16号に係る支払利息が含まれております。

(注8) 前連結会計年度のキャッシュ・フロー対有利子負債比率及びインタレスト・カバレッジ・レシオは、営業活動キャッシュ・フローがマイナスのため記載を省略しております。

(2) 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の促進が期待されますが、収束時期が見通せず、国内外における経済の先行きは不透明な状態が続くことが想定されます。

このような状況下、当社グループは、第二創業にあたり、「人と自然とモノの望ましい関係と心豊かな人間社会」を考えた商品、サービス、店舗、活動を通じて「感じ良い暮らしと社会」の実現に貢献することを企業理念と定め、以下に記載する二つの使命を果たすべく事業展開を行ってまいります。

第一の使命として、誠実な品質と倫理的な意味を持ち、生活に欠かせない基本商品群、基本サービス群を、手に取りやすい適正な価格で提供すること、そして第二の使命として、当社の展開する店舗が、その地域のコミュニティセンターとしての役割を持ち、地域のステークホルダーの皆様と共に、地域課題に対して取り組み、地域への良いインパクトを実現すること、を当社グループの使命として掲げております。

また、2030年に向けたビジョンとして、個店を通じて、日常生活の基本を担うとともに、地域への土着化を進め、地域社会と共生し課題解決や町づくりに貢献していくことを掲げました。その実現に向けて、個店経営・コオウンド経営の実践、感じよいオンラインの提供、ESG経営のトップランナーを推進してまいります。

次期連結会計年度における当社グループの業績見通しについては、以下の通りであります。

・ 2022年8月期 業績見通し

営業収益	4,800億円
営業利益	450億円
経常利益	450億円
親会社株主に帰属する当期純利益	320億円

2. 会計基準の選択に関する基本的な考え方

当社グループは、連結財務諸表の期間比較可能性および企業間の比較可能性を確保するために、日本基準で連結財務諸表を作成しております。

なお、当社グループは、将来における国際会計基準の適用に備え、方針及びその時期について検討を進めております。

3. 連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当連結会計年度 (2021年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	92,308	135,752
受取手形及び売掛金	9,215	8,742
商品	104,988	106,164
仕掛品	233	204
貯蔵品	63	91
未収入金	11,930	11,836
その他	5,304	6,267
貸倒引当金	△40	△11
流動資産合計	224,005	269,047
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	57,314	62,054
減価償却累計額	△30,051	△34,010
建物及び構築物(純額)	27,262	28,044
機械装置及び運搬具	4,799	4,684
減価償却累計額	△2,830	△3,093
機械装置及び運搬具(純額)	1,968	1,591
工具、器具及び備品	23,661	25,859
減価償却累計額	△14,712	△17,128
工具、器具及び備品(純額)	8,948	8,730
土地	1,866	1,537
リース資産	78	76
減価償却累計額	△21	△27
リース資産(純額)	57	49
使用権資産	36,775	44,200
減価償却累計額	△9,773	△17,768
使用権資産(純額)	27,002	26,432
建設仮勘定	704	673
有形固定資産合計	67,810	67,060
無形固定資産		
のれん	2,819	2,439
ソフトウェア	19,267	24,885
その他	2,094	2,154
無形固定資産合計	24,180	29,479
投資その他の資産		
投資有価証券	4,108	4,730
繰延税金資産	2,110	2,634
敷金及び保証金	18,624	19,595
その他	3,195	920
貸倒引当金	△116	△110
投資その他の資産合計	27,921	27,770
固定資産合計	119,912	124,310
資産合計	343,918	393,357

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当連結会計年度 (2021年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	19,507	25,541
短期借入金	4,482	4,630
1年内返済予定の長期借入金	360	67,081
未払金	9,323	9,966
未払費用	5,389	6,196
未払法人税等	1,536	12,702
賞与引当金	964	1,193
リース債務	7,253	8,357
役員賞与引当金	0	66
ポイント引当金	198	105
リース解約債務	3,220	—
その他	3,686	5,874
流動負債合計	55,923	141,716
固定負債		
長期借入金	71,963	5,000
繰延税金負債	1,970	820
役員退職慰労引当金	47	74
リース債務	25,551	24,772
その他	5,470	6,103
固定負債合計	105,001	36,770
負債合計	160,925	178,486
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,766	6,766
資本剰余金	10,900	27,922
利益剰余金	177,874	205,995
自己株式	△13,965	△30,973
株主資本合計	181,574	209,709
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,605	2,325
繰延ヘッジ損益	674	485
為替換算調整勘定	△3,699	△324
その他の包括利益累計額合計	△1,419	2,487
新株予約権	931	605
非支配株主持分	1,905	2,068
純資産合計	182,992	214,871
負債純資産合計	343,918	393,357

(2) 連結損益計算書および連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
売上高	178,933	452,335
売上原価	95,698	231,355
売上総利益	83,234	220,980
営業収入	459	1,354
営業総利益	83,694	222,334
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	3,135	6,638
配送及び運搬費	11,182	26,676
従業員給料及び賞与	23,362	46,342
役員賞与引当金繰入額	△0	66
借地借家料	13,631	34,292
減価償却費	10,358	18,969
ポイント引当金繰入額	△33	△93
その他	21,185	46,994
販売費及び一般管理費合計	82,821	179,887
営業利益	872	42,447
営業外収益		
受取利息	123	258
受取配当金	73	103
協賛金収入	26	99
補助金収入	89	526
受取賃貸料	57	106
為替差益	67	2,714
貸倒引当金戻入額	—	34
持分法による投資利益	8	7
その他	189	569
営業外収益合計	637	4,420
営業外費用		
支払利息	710	1,395
支払手数料	0	0
解約違約金	170	3
その他	66	99
営業外費用合計	946	1,498
経常利益	563	45,369
特別利益		
投資有価証券売却益	—	118
固定資産売却益	0	721
段階取得に係る差益	—	260
リース解約債務免除益	—	3,135
新株予約権戻入益	—	677
その他	—	9
特別利益合計	0	4,922

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
特別損失		
減損損失	14,265	1,168
固定資産除却損	1,169	278
リース解約損	3,236	—
賃貸借契約解約損	—	250
その他	5	5
特別損失合計	18,677	1,702
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△18,113	48,589
法人税、住民税及び事業税	1,845	16,450
法人税等調整額	△1,344	△1,531
法人税等合計	500	14,918
当期純利益又は当期純損失(△)	△18,614	33,670
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△1,697	△232
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△16,917	33,903

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	△18,614	33,670
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	720
繰延ヘッジ損益	△978	△188
為替換算調整勘定	△1,401	3,382
持分法適用会社に対する持分相当額	1	0
その他の包括利益合計	△2,378	3,913
包括利益	△20,992	37,584
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△19,132	37,810
非支配株主に係る包括利益	△1,860	△225

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,766	10,875	199,590	△13,984	203,246
当期変動額					
剰余金の配当			△4,797		△4,797
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△16,917		△16,917
自己株式の取得				—	—
自己株式の処分				18	18
株式報酬取引による増加		24			24
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	24	△21,715	18	△21,671
当期末残高	6,766	10,900	177,874	△13,965	181,574

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,604	1,652	△2,462	794	754	3,696	208,492
当期変動額							
剰余金の配当							△4,797
親会社株主に帰属する当期純損失(△)							△16,917
自己株式の取得							—
自己株式の処分							18
株式報酬取引による増加							24
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	△978	△1,236	△2,214	177	△1,790	△3,828
当期変動額合計	0	△978	△1,236	△2,214	177	△1,790	△25,500
当期末残高	1,605	674	△3,699	△1,419	931	1,905	182,992

当連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,766	10,900	177,874	△13,965	181,574
当期変動額					
剰余金の配当			△6,590		△6,590
親会社株主に帰属する当期純利益			33,903		33,903
自己株式の取得				△25,180	△25,180
自己株式の処分		17,010		8,172	25,182
株式報酬取引による増加		11			11
連結子会社の決算期の変更に伴う増減			808		808
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	17,022	28,120	△17,007	28,134
当期末残高	6,766	27,922	205,995	△30,973	209,709

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,605	674	△3,699	△1,419	931	1,905	182,992
当期変動額							
剰余金の配当							△6,590
親会社株主に帰属する当期純利益							33,903
自己株式の取得							△25,180
自己株式の処分							25,182
株式報酬取引による増加							11
連結子会社の決算期の変更に伴う増減							808
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	720	△188	3,375	3,907	△325	162	3,744
当期変動額合計	720	△188	3,375	3,907	△325	162	31,878
当期末残高	2,325	485	△324	2,487	605	2,068	214,871

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△18,113	48,589
減価償却費	8,655	15,561
ソフトウェア投資等償却	1,854	3,714
のれん償却額	411	847
貸倒引当金の増減額(△は減少)	37	△35
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△37	62
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	6	27
返品調整引当金の増減額(△は減少)	0	0
受取利息及び受取配当金	△197	△361
支払利息	710	1,395
為替差損益(△は益)	△81	△912
投資有価証券売却損益(△は益)	—	△118
持分法による投資損益(△は益)	△8	△7
固定資産除却損	1,169	278
減損損失	14,265	1,168
段階取得に係る差損益(△は益)	—	△260
売上債権の増減額(△は増加)	△225	1,345
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,497	△4,357
仕入債務の増減額(△は減少)	△8,139	4,541
その他の資産の増減額(△は増加)	△235	△1,034
その他の負債の増減額(△は減少)	2,963	△1,876
新株予約権	177	353
新株予約権戻入益	—	△677
その他	△57	△323
小計	1,658	67,920
利息及び配当金の受取額	278	349
利息の支払額	△668	△1,408
法人税等の支払額	△3,026	△5,414
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,758	61,447
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△3
定期預金の払戻による収入	4,177	20
有形固定資産の取得による支出	△4,991	△8,487
店舗借地権及び敷金等の支出	△781	△1,584
店舗敷金等回収による収入	591	831
無形固定資産の取得による支出	△3,261	△8,852
投資有価証券の売却による収入	—	218
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	414
長期貸付けによる支出	—	△669
投資不動産の売却による収入	—	3,104
その他	26	1,468
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,239	△13,538

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	485	△342
長期借入れによる収入	71,466	—
リース債務の返済による支出	△3,511	△8,289
非支配株主からの払込みによる収入	69	199
自己株式の売却による収入	9	—
配当金の支払額	△4,796	△6,589
非支配株主への配当金の支払額	—	△140
財務活動によるキャッシュ・フロー	63,722	△15,162
現金及び現金同等物に係る換算差額	△151	2,246
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	57,573	34,993
現金及び現金同等物の期首残高	34,025	91,599
決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	—	8,426
現金及び現金同等物の期末残高	91,599	135,019

- (5) 連結財務諸表に関する注記事項
(継続企業の前提に関する注記)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは無印良品事業を主たる事業として、「国内事業」「東アジア事業」「欧米事業」「西南アジア・オセアニア事業」を主な報告セグメントとしてグループ戦略を立案し、事業活動を展開しております。

なお、各報告セグメントに区分される事業は以下のとおりであります。

国内事業・・・日本国内の店舗およびインターネットにて商品販売を行う事業および日本国内の調達物流事業等

東アジア事業・・・東アジアにおいて商品販売を行う事業

欧米事業・・・欧米において商品販売を行う事業

西南アジア・オセアニア事業・・・西南アジアおよびオセアニアにおいて商品販売を行う事業

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部営業収益および振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	国内事業	東アジア 事業	欧米事業	西南 アジア・ オセアニア 事業	計			
営業収益								
(1)外部顧客への営業収益	296,998	125,583	17,618	13,489	453,689	-	-	453,689
(2)セグメント間の内部営業収益又は振替高	3	3	-	-	7	421	△429	-
計	297,001	125,587	17,618	13,489	453,697	421	△429	453,689
セグメント利益又は損失(△)	28,528	22,977	△2,107	804	50,203	134	△7,890	42,447
セグメント資産	86,752	88,314	23,803	20,050	218,921	2,988	171,448	393,357
その他の項目								
減価償却費	6,671	7,329	2,232	2,165	18,400	31	844	19,276
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注)4	5,382	5,370	1,441	4,584	16,778	31	8,808	25,617

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グローバル調達事業であります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失の調整額△7,890百万円にはセグメント間取引消去0百万円、棚卸資産の未実現利益消去△1,375百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△6,515百万円が含まれております。

す。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額171,448百万円には、全社資産175,286百万円、セグメント間消去額△3,837百万円が含まれております。

※全社資産の主なものは、親会社の余資運用資金（現金及び預金）および各セグメントに配分していない固定資産等であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、敷金及び保証金、使用権資産等の増加額が含まれております。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 自 2020年3月1日 至 2020年8月31日	当連結会計年度 自 2020年9月1日 至 2021年8月31日
1株当たり純資産額(円)	684.94	806.75
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)(円)	△64.32	128.90
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	—	128.58

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり純損失金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 自 2020年3月1日 至 2020年8月31日	当連結会計年度 自 2020年9月1日 至 2021年8月31日
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△16,917	33,903
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△16,917	33,903
期中平均株式数(千株)	263,023	263,027
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	645
(うち新株予約権)	(—)	(645)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 前連結会計年度において、普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式には、2017年4月12日取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴う野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が所有する当社株式173千株および「海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式600千株を含めております。

当連結会計年度において、普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式には、2017年4月12日取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴う野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が所有する当社株式1千株および「海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式600千株および、2021年5月26日取締役会において決議された「株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴うみずほ信託銀行株式会社が所有する当社株式11,231千株を含めております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当連結会計年度 (2021年8月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	182,992	214,871
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	2,837	2,674
(うち新株予約権(百万円))	(931)	(605)
(うち非支配株主持分(百万円))	(1,905)	(2,068)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	180,155	212,196
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	263,025	263,028

(注) 当連結会計年度の1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数について、控除する自己株式には、2017年4月12日取締役会において決議された「海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式600千株および、「株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴うみずほ信託銀行株式会社が所有する当社株式11,231千株を含めております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



2020年8月期 決算短信〔日本基準〕（連結）

2020年10月8日

上場会社名 株式会社良品計画 上場取引所 東
 コード番号 7453 URL <https://ryohin-keikaku.jp/>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 松崎 暁
 問合せ先責任者 (役職名) 執行役員企画室長 (氏名) 杉山 孝太 TEL 03-3989-5972
 定時株主総会開催予定日 2020年11月27日 配当支払開始予定日 2020年11月30日
 有価証券報告書提出予定日 2020年11月30日
 決算補足説明資料作成の有無： 有
 決算説明会開催の有無： 有

(百万円未満切り捨て)

1. 2020年8月期の連結業績（2020年3月1日～2020年8月31日）

(1) 連結経営成績

(%表示は対前期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2020年8月期	179,392	—	872	—	563	—	△16,917	—
2020年2月期	438,713	7.1	36,380	△18.7	36,377	△20.7	23,253	△31.3

(注) 包括利益 2020年8月期 △20,992百万円 (—%) 2020年2月期 21,966百万円 (△26.9%)

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
2020年8月期	△64.32	—	△8.8	0.2	0.5
2020年2月期	88.47	88.29	11.8	12.9	8.3

(参考) 持分法投資損益 2020年8月期 8百万円 2020年2月期 76百万円

- (注) 1. 2020年8月期は、決算期変更により2020年3月1日から2020年8月31日までの6ヵ月決算となっております。このため、対前期増減率については、記載しておりません。
2. 当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 2020年8月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
2020年8月期	343,918	182,992	52.4	684.94
2020年2月期	306,512	208,492	66.6	775.77

(参考) 自己資本 2020年8月期 180,155百万円 2020年2月期 204,041百万円

(注) 当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産を算定しております。

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
2020年8月期	△1,758	△4,239	63,722	91,599
2020年2月期	24,452	△31,435	△11,467	34,025

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 (合計)	配当性向 (連結)	純資産配当 率(連結)
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
2020年2月期	—	182.00	—	18.20	—	9,595	41.1	4.8
2020年8月期	—	—	—	5.00	5.00	1,318	—	0.7
2021年8月期 (予想)	—	20.00	—	20.00	40.00	—	30.2	—

- (注) 1. 2020年8月期は、決算期変更により2020年3月1日から2020年8月31日までの6ヵ月決算となっております。
2. 当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。2020年2月期の期末配当金、配当性向及び純資産配当率については、当該株式分割を考慮した金額を記載しております。

3. 2021年8月期の連結業績予想（2020年9月1日～2021年8月31日）

（％表示は、通期は対前期、四半期は対前期同四半期増減率）

	営業収益		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第2四半期（累計）	244,800	—	26,200	—	26,400	—	19,400	—	73.76
通期	487,600	—	49,200	—	49,800	—	34,800	—	132.31

（注）2020年8月期は、決算期変更により2020年3月1日から2020年8月31日までの6ヵ月決算となっております。このため、対前期増減率については、記載しておりません。

※ 注記事項

（1）期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）： 無

新規一社（社名一） 除外一社（社名 ー ）

（2）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更： 無
- ② ①以外の会計方針の変更： 無
- ③ 会計上の見積りの変更： 無
- ④ 修正再表示： 無

（3）発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2020年8月期	280,780,000株	2020年2月期	280,780,000株
② 期末自己株式数	2020年8月期	17,754,940株	2020年2月期	17,762,540株
③ 期中平均株式数	2020年8月期	263,023,863株	2020年2月期	262,847,911株

（注）1. 1株当たり純資産および1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる株式数については、添付資料17ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

2. 当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、期中平均株式数を算定しております。

※ 決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外です。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績の見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

業績予想の前提となる条件および業績予想のご利用にあたっての注意事項につきましては、添付資料2ページ「1. 経営成績等の概況（1）当期の経営成績の概況・財政状態の概況」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
(1) 当期の経営成績の概況・財政状態の概況	2
(2) 今後の見通し	4
2. 会計基準の選択に関する基本的な考え方	4
3. 連結財務諸表	5
(1) 連結貸借対照表	5
(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	7
連結損益計算書	7
連結包括利益計算書	9
(3) 連結株主資本等変動計算書	10
(4) 連結キャッシュ・フロー計算書	12
(5) 連結財務諸表に関する注記事項	14
(継続企業の前提に関する注記)	14
(追加情報)	14
(セグメント情報等)	15
(1株当たり情報)	17
(重要な後発事象)	18

1. 経営成績等の概況

(1) 当期の経営成績の概況・財政状態の概況

当連結会計年度は決算期変更（2月末日から8月31日へ変更）に伴い、6か月の変則決算となっております。そのため前連結会計年度との比較は記載しておりません。

① 当期の経営成績の概況

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑止すべく、各国政府が厳格な行動制限を実施した影響で、個人消費や企業収益等が悪化いたしました。4月、5月を最悪期として既に回復に転じていますが、感染再拡大への懸念から経済への下押し圧力が残るため、回復は緩やかとなっております。

このような状況の中、当社グループ（当社、連結子会社）は、「『感じ良いくらし』を実現する企業」として、「素材の選択」「工程の点検」「包装の簡略化」の3つの視点を基本に、生産者や生活者にとって役に立つ商品・サービスの開発に努めてまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績については、下記のとおりであります。

営業収益	1,793億92百万円
売上高	1,789億33百万円
営業利益	8億72百万円
経常利益	5億63百万円
親会社株主に帰属する当期純損失	△169億17百万円

(当連結会計年度におけるセグメント別の概況)

当連結会計年度における当社グループのセグメント別業績は、次のとおりであります。

[国内事業]

国内事業の当連結会計年度の営業収益は1,224億28百万円、セグメント利益は39億74百万円となりました。

国内事業のうち、直営店の売上高は2019年3月1日より8月31日までの期間（以下「前年同期間」と記載いたします）に比べ13.7%増加、またオンラインストアの売上高が37.9%の増加となりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大による休業要請、営業時間の短縮を受け、直営店の売上が前年同期間に対して下回りました。大部分の店舗が休業していた状況においてオンラインストアでの販売を強化いたしました。

オンラインストアではキッチン用品、収納用品、食品などの巣ごもり需要関連商材が堅調に推移いたしました。

7月には新潟県上越市に地域の”くらしの真ん中になる”ことを目指す店舗として無印良品直江津をオープンし、好調に推移しています。

「新しい生活様式」に伴う移動の変化や、訪日外国人観光客の減少の影響で、営業再開後も都心部に立地する店舗の多くが売上、客数ともに前年同期間を下回る傾向にあり、Café&Meal MUJI店舗も新型コロナウイルス感染症の予防対策に伴い席数を減少させたことにより売上が伸び悩みました。

緊急事態宣言の解除後は、店頭の売上が好調に推移し、価格施策の見直しや経費コントロールを行い、業績が回復基調となりました。

[東アジア事業]

東アジア事業の当連結会計年度の営業収益は453億95百万円、セグメント利益は59億90百万円となりました。

中国大陸では店舗営業再開後、自社の会員向け施策である「無印良品週間」を実施するなど、売上の回復を図りましたが、1月から始まった店舗休業の影響で店頭の売上は計画を下回りました。一方でオンラインストアの売上は好調に推移いたしました。店舗営業が順次再開された3月以降は店頭の売上も徐々に回復してまいりました。

台湾においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が小さく、堅調に推移いたしました。韓国、香港では、社会情勢不安の影響も受け業績が低調となりました。

[欧米事業]

欧米事業の当連結会計年度の営業収益は65億85百万円、セグメント損失は53億37百万円となりました。

欧州では、各国で3月より新型コロナウイルス感染症の拡大によるロックダウンが実施され、大部分の店舗で休業となりました。営業再開後もお客様数が戻らず、売上が計画を大幅に下回りました。

北米においても営業再開が7月になる店舗があるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大影響による休業期間が長くなりました。

店舗休業により営業収益が計画を大幅に下回りました。

なお、当社海外連結子会社であるMUJI U.S.A. Limitedは、2020年7月に米国連邦倒産法第11章(チャプター11)に基づく再生手続の申請を行いました。

[西南アジア・オセアニア事業]

西南アジア・オセアニア事業の当連結会計年度の営業収益は49億81百万円、セグメント損失は3億96百万円となりました。

タイにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大による店舗休業期間が比較的短く、コロナ禍での巣ごもり需要関連商品の売上が好調であったことなどにより、業績が堅調に推移いたしました。

一方、シンガポールでは、6月中旬の営業再開後も外出規制や観光客の入国禁止などの影響で、売上が計画を下回り、業績が低調に推移いたしました。

② 当期の財政状態の概況

当連結会計年度末における当社グループの総資産は3,439億18百万円となり、前連結会計年度末に比べ374億5百万円増加いたしました。これは主に、現金および預金の増加534億94百万円及び有形固定資産の減少146億53百万円によるものです。

負債は1,609億25百万円と629億6百万円増加いたしました。これは主に、長期借入金の増加710億89百万円、リース解約債務の増加32億20百万円及び買掛金の減少86億25百万円によるものです。

純資産は1,829億92百万円と255億円減少いたしました。これは主に、利益剰余金の減少217億15百万円、非支配株主持分の減少17億90百万円及び為替換算調整勘定の減少12億36百万円によるものです。

この結果、連結ベースの自己資本比率は、前連結会計年度66.6%から52.4%となりました。

③ 当期のキャッシュ・フローの概況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動および新規出店等による投資活動、並びに財務活動を行った結果、当連結会計年度末の資金残高は、前連結会計年度末に比べ575億73百万円増加し915億99百万円となりました。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果使用した資金は、17億58百万円となりました。

これは主に、税金等調整前当期純損失181億13百万円、減損損失142億65百万円、減価償却費86億55百万円、仕入債務の減少81億39百万円および法人税等の支払30億26百万円によるものであります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果使用した資金は、42億39百万円となりました。

これは主に、店舗等の有形固定資産の取得による支出49億91百万円、店舗出店による敷金等の支出7億81百万円およびソフトウェア投資等の無形固定資産の取得による支出32億61百万円によるものであります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果獲得した資金は、637億22百万円となりました。

これは主に、長期借入れによる収入714億66百万円、配当金の支払47億96百万円、リース債務の返済による支出35億11百万円によるものであります。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2017年2月期	2018年2月期	2019年2月期	2020年2月期	2020年8月期
	期末	期末	期末	期末	期末
自己資本比率 (%)	71.3	71.3	73.8	66.6	52.4
時価ベースの自己資本比率 (%)	292.3	403.5	268.7	126.8	127.0
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (年)	0.55	0.04	0.08	1.54	—
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	520.1	1,660.3	1,281.7	27.3	—

自己資本比率 : 自己資本/総資産

時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額/総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率 : 有利子負債/キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ : キャッシュ・フロー/利払い

(注1) いずれも連結ベースの財務諸表により計算しております。

(注2) 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数(自己株式控除後)により計算しております。

(注3) キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

(注4) 有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を払っている全ての負債を対象としております。また、利払いは、営業キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を利用しております。

(注5) 当社は、2019年9月1日付けで普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。2019年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、時価ベースの自己資本比率を算出しております。

(注6) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を前連結会計年度の期首から適用しており、2019年2月期の自己資本比率(時価ベース含む)については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(注7) 前連結会計年度より、負債には、IFRS第16号に係るリース負債が含まれております。また、利息の支払額には、IFRS第16号に係る支払利息が含まれております。

(注8) 当連結会計年度のキャッシュ・フロー対有利子負債比率及びインタレスト・カバレッジ・レシオは、営業活動キャッシュ・フローがマイナスのため記載を省略しております。

(2) 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、国内経済は新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の制限が次第に緩和されておりますが、経済活動が元の水準に戻るまでには時間を要すると思われれます。世界経済では新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動への影響に加えて、米中関係の悪化など経済環境の不透明感の強い状況が続くと予想されます。

このような経営環境のもと、当社グループはくらしの基本となる商品の「適正価格」をさらに推し進め、積極的な出店を行い、引き続き事業拡大を推進してまいります。

次期連結会計年度における当社グループの業績見通しについては、下記の通りであります。

営業収益	4,876億円
売上高	4,866億円
営業利益	492億円
経常利益	498億円
親会社株主に帰属する当期純利益	348億円

2. 会計基準の選択に関する基本的な考え方

当社グループは、連結財務諸表の期間比較可能性および企業間の比較可能性を確保するために、日本基準で連結財務諸表を作成しております。

なお、当社グループは、将来における国際会計基準の適用に備え、方針及びその時期について検討を進めております。

3. 連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	38,814	92,308
受取手形及び売掛金	10,010	9,215
商品	105,148	104,988
仕掛品	217	233
貯蔵品	49	63
未収入金	11,598	11,930
その他	5,440	5,304
貸倒引当金	—	△40
流動資産合計	171,279	224,005
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	63,337	57,314
減価償却累計額	△28,246	△30,051
建物及び構築物(純額)	35,090	27,262
機械装置及び運搬具	4,851	4,799
減価償却累計額	△2,642	△2,830
機械装置及び運搬具(純額)	2,209	1,968
工具、器具及び備品	25,554	23,661
減価償却累計額	△14,482	△14,712
工具、器具及び備品(純額)	11,072	8,948
土地	1,866	1,866
リース資産	88	78
減価償却累計額	△27	△21
リース資産(純額)	61	57
使用権資産	37,695	36,775
減価償却累計額	△6,428	△9,773
使用権資産(純額)	31,267	27,002
建設仮勘定	896	704
有形固定資産合計	82,463	67,810
無形固定資産		
のれん	3,432	2,819
ソフトウェア	18,896	19,267
その他	2,001	2,094
無形固定資産合計	24,330	24,180
投資その他の資産		
投資有価証券	4,097	4,108
繰延税金資産	1,711	2,110
敷金及び保証金	18,694	18,624
その他	4,055	3,195
貸倒引当金	△119	△116
投資その他の資産合計	28,439	27,921
固定資産合計	135,233	119,912
資産合計	306,512	343,918

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	28,133	19,507
短期借入金	4,200	4,482
1年内返済予定の長期借入金	—	360
未払金	9,250	9,323
未払費用	5,450	5,389
未払法人税等	2,631	1,536
賞与引当金	1,334	964
リース債務	7,431	7,253
役員賞与引当金	38	0
ポイント引当金	231	198
リース解約債務	—	3,220
その他	4,345	3,686
流動負債合計	63,048	55,923
固定負債		
長期借入金	873	71,963
繰延税金負債	3,334	1,970
役員退職慰労引当金	40	47
リース債務	25,266	25,551
その他	5,456	5,470
固定負債合計	34,971	105,001
負債合計	98,019	160,925
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,766	6,766
資本剰余金	10,875	10,900
利益剰余金	199,590	177,874
自己株式	△13,984	△13,965
株主資本合計	203,246	181,574
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,604	1,605
繰延ヘッジ損益	1,652	674
為替換算調整勘定	△2,462	△3,699
その他の包括利益累計額合計	794	△1,419
新株予約権	754	931
非支配株主持分	3,696	1,905
純資産合計	208,492	182,992
負債純資産合計	306,512	343,918

(2) 連結損益計算書および連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)
売上高	437,775	178,933
売上原価	221,084	95,698
売上総利益	216,691	83,234
営業収入	937	459
営業総利益	217,628	83,694
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	7,488	3,135
配送及び運搬費	21,390	11,182
従業員給料及び賞与	51,867	23,362
役員賞与引当金繰入額	16	△0
借地借家料	37,257	13,631
減価償却費	17,622	10,358
ポイント引当金繰入額	164	△33
その他	45,442	21,185
販売費及び一般管理費合計	181,248	82,821
営業利益	36,380	872
営業外収益		
受取利息	566	123
受取配当金	113	73
協賛金収入	68	26
補助金収入	43	89
受取賃貸料	115	57
為替差益	—	67
貸倒引当金戻入額	6	—
持分法による投資利益	76	8
その他	223	189
営業外収益合計	1,214	637
営業外費用		
支払利息	892	710
支払手数料	0	0
為替差損	126	—
解約違約金	—	170
その他	199	66
営業外費用合計	1,218	946
経常利益	36,377	563
特別利益		
投資有価証券売却益	18	—
固定資産売却益	0	0
特別利益合計	19	0

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)
特別損失		
減損損失	1,181	14,265
固定資産除却損	567	1,169
リース解約損	—	3,236
その他	42	5
特別損失合計	1,792	18,677
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	34,603	△18,113
法人税、住民税及び事業税	12,717	1,845
法人税等調整額	△807	△1,344
法人税等合計	11,910	500
当期純利益又は当期純損失(△)	22,693	△18,614
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△559	△1,697
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	23,253	△16,917

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	22,693	△18,614
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△280	0
繰延ヘッジ損益	1,084	△978
為替換算調整勘定	△1,537	△1,401
持分法適用会社に対する持分相当額	6	1
その他の包括利益合計	△727	△2,378
包括利益	21,966	△20,992
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	22,555	△19,132
非支配株主に係る包括利益	△589	△1,860

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,766	10,826	186,364	△14,780	189,177
会計方針の変更による累積的影響額			△63		△63
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,766	10,826	186,301	△14,780	189,114
当期変動額					
剰余金の配当			△9,964		△9,964
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)			23,253		23,253
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		7		795	802
株式報酬取引による増加		41			41
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	48	13,288	795	14,132
当期末残高	6,766	10,875	199,590	△13,984	203,246

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,885	568	△961	1,492	390	4,128	195,189
会計方針の変更による累積的影響額							△63
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,885	568	△961	1,492	390	4,128	195,125
当期変動額							
剰余金の配当							△9,964
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)							23,253
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							802
株式報酬取引による増加							41
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△280	1,084	△1,501	△697	363	△431	△765
当期変動額合計	△280	1,084	△1,501	△697	363	△431	13,366
当期末残高	1,604	1,652	△2,462	794	754	3,696	208,492

当連結会計年度(自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,766	10,875	199,590	△13,984	203,246
会計方針の変更による累積的影響額					—
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,766	10,875	199,590	△13,984	203,246
当期変動額					
剰余金の配当			△4,797		△4,797
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△16,917		△16,917
自己株式の取得				—	—
自己株式の処分				18	18
株式報酬取引による増加		24			24
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	24	△21,715	18	△21,671
当期末残高	6,766	10,900	177,874	△13,965	181,574

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,604	1,652	△2,462	794	754	3,696	208,492
会計方針の変更による累積的影響額							—
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,604	1,652	△2,462	794	754	3,696	208,492
当期変動額							
剰余金の配当							△4,797
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)							△16,917
自己株式の取得							—
自己株式の処分							18
株式報酬取引による増加							24
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	△978	△1,236	△2,214	177	△1,790	△3,828
当期変動額合計	0	△978	△1,236	△2,214	177	△1,790	△25,500
当期末残高	1,605	674	△3,699	△1,419	931	1,905	182,992

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	34,603	△18,113
減価償却費	15,328	8,655
ソフトウェア投資等償却	2,716	1,854
のれん償却額	807	411
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△9	37
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△36	△37
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	0	6
返品調整引当金の増減額(△は減少)	△43	0
受取利息及び受取配当金	△680	△197
支払利息	892	710
為替差損益(△は益)	199	△81
投資有価証券売却損益(△は益)	△18	—
持分法による投資損益(△は益)	△76	△8
固定資産除却損	567	1,169
減損損失	1,181	14,265
売上債権の増減額(△は増加)	△3,156	△225
たな卸資産の増減額(△は増加)	△18,023	△1,497
仕入債務の増減額(△は減少)	7,792	△8,139
その他の資産の増減額(△は増加)	1,041	△235
その他の負債の増減額(△は減少)	2,570	2,963
新株予約権	320	177
その他	△263	△57
小計	45,715	1,658
利息及び配当金の受取額	624	278
利息の支払額	△894	△668
法人税等の支払額	△20,992	△3,026
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,452	△1,758
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△3,296	—
定期預金の払戻による収入	57	4,177
有形固定資産の取得による支出	△16,834	△4,991
店舗借地権及び敷金等の支出	△1,691	△781
店舗敷金等回収による収入	1,575	591
無形固定資産の取得による支出	△11,488	△3,261
投資有価証券の売却による収入	22	—
その他	218	26
投資活動によるキャッシュ・フロー	△31,435	△4,239

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	3,386	485
長期借入れによる収入	483	71,466
長期借入金の返済による支出	△557	—
リース債務の返済による支出	△5,707	△3,511
非支配株主からの払込みによる収入	344	69
自己株式の売却による収入	675	9
自己株式の取得による支出	△0	—
配当金の支払額	△9,960	△4,796
非支配株主への配当金の支払額	△132	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,467	63,722
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,280	△151
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△19,731	57,573
現金及び現金同等物の期首残高	53,756	34,025
現金及び現金同等物の期末残高	34,025	91,599

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が少なくとも一定期間続くとの仮定のもと会計上の見積りを会計処理に反映しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度の当グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。主に店舗又は拠点を最小単位としてグルーピングしております。減損対象とした店舗・拠点については、本部経費等配賦後のキャッシュ・フローがマイナス又は一定水準に満たないため、特別損失として14,265百万円を計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを6.00%～13.50%で割引いて算出しております。

(単位：百万円)

会社名・場所	用途	種類	金額
当社 東京都他	店舗	建物附属設備他	5,128
MUJI CANADA LIMITED カナダ	店舗	建物附属設備及び 使用権資産他	2,706
MUJI U.S.A. Limited アメリカ合衆国	店舗	建物附属設備他	2,358
MUJI Deutschland GmbH他(欧州) ドイツ他	店舗等	建物附属設備及び 使用権資産、のれん他	2,742
MUJI Korea他(東アジア) 韓国他	店舗	建物附属設備他	867
MUJI (SINGAPORE) PRIVATE LTD. 他 (西南アジア・オセアニア) シンガポール他	店舗	建物附属設備及び 使用権資産他	462
		計	14,265

(リース解約損に関する注記)

当社グループの連結子会社であるMUJI U.S.A. Limitedは、2020年7月及び8月に一部の店舗の賃貸人に対し退去通知を行い、2020年8月までに店舗の営業を終了し、使用を中止しております。米国会計基準に基づき、当連結会計年度において、店舗の賃貸借契約の残存期間の賃借料相当となる3,220百万円をリース解約債務、また3,236百万円をリース解約損として計上しております。なお、2020年9月の米国デラウェア州の裁判所の承認により、同負債額の上限が607百万円に確定しており、翌連結会計年度以降において、少なくとも2,613百万円の債務免除益の計上が見込まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは無印良品事業を主たる事業として、「国内事業」「東アジア事業」「欧米事業」「西南アジア・オセアニア事業」を主な報告セグメントとしてグループ戦略を立案し、事業活動を展開しております。

なお、各報告セグメントに区分される事業は以下のとおりであります。

国内事業・・・日本国内の店舗およびインターネットにて商品販売を行う事業および日本国内の調達物流事業等

東アジア事業・・・東アジアにおいて商品販売を行う事業

欧米事業・・・欧米において商品販売を行う事業

西南アジア・オセアニア事業・・・西アジア、南アジアおよびオセアニアにおいて商品販売を行う事業

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部営業収益および振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度（自 2020年3月1日 至 2020年8月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	国内事業	東アジア 事業	欧米事業	西南 アジア・ オセアニア 事業	計			
営業収益								
(1)外部顧客への営業収益	122,428	45,395	6,585	4,981	173,390	2	-	179,392
(2)セグメント間の内部営業収益又は振替高	2	1	-	-	4	4,569	△4,574	-
計	122,431	45,396	6,585	4,981	179,394	4,572	△4,574	179,392
セグメント利益又は損失(△)	3,974	5,990	△5,337	△396	4,229	189	△3,546	872
セグメント資産	77,546	88,872	25,744	14,317	206,481	5,000	132,436	343,918
その他の項目								
減価償却費	3,751	3,628	1,626	1,031	10,038	21	448	10,509
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注) 4	2,828	5,049	1,034	317	9,229	3	3,547	12,779

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グローバル調達事業であります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失の調整額△3,546百万円にはセグメント間取引消去22百万円、棚卸資産の未実現利益消去223百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△3,791百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額132,436百万円には、全社資産136,515百万円、セグメント間消去額△4,079百万円が含まれております。

※全社資産の主なものは、親会社の余資運用資金（現金及び預金）および各セグメントに配分していない固定資産等であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、敷金及び保証金、使用権資産等の増加額が含まれております。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

従来、当社が行う海外の無印良品ライセンス供与先への商品卸売事業を西南アジア・オセアニア事業として区分してきましたが、経営管理体制等の実態を踏まえ、当連結会計年度より、国内事業へと区分する方法に変更しております。

また、当連結会計年度より、報告セグメントごとの業績をより適正に評価するため、主に当社の共通コストの配分方法を見直すとともに、東アジア事業、欧米事業及び西南アジア・オセアニア事業の各セグメントに配分していた費用等の一部については、全社費用として「調整額」に含めて開示する方法に変更しております。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 自 2019年3月1日 至 2020年2月29日	当連結会計年度 自 2020年3月1日 至 2020年8月31日
1株当たり純資産額(円)	775.77	684.94
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)(円)	88.47	△64.32
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	88.29	—

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり純損失金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 自 2019年3月1日 至 2020年2月29日	当連結会計年度 自 2020年3月1日 至 2020年8月31日
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	23,253	△16,917
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	23,253	△16,917
期中平均株式数(千株)	262,847	263,023
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	537	—
(うち新株予約権)	(537)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	2019年4月24日開催の取締役会決議による2019年有償ストック・オプション 新株予約権の数 1,710個 (普通株式 1,710,000株)	—

(注) 1. 当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 前連結会計年度において、普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式には、2017年4月12日取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴う野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が所有する当社株式173千株および「海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式600千株を含めております。

当連結会計年度において、普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式には、2017年4月12日取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴う野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が所有する当社株式1千株および「海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式600千株を含めております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	208,492	182,992
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	4,450	2,837
(うち新株予約権(百万円))	(754)	(931)
(うち非支配株主持分(百万円))	(3,696)	(1,905)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	204,041	180,155
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	263,017	263,025

(注) 当連結会計年度の1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数について、控除する自己株式には、2017年4月12日取締役会において決議された「海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式600千株を含めております。

また前連結会計年度におきましては、「海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式600千株のほか、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴う野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が所有する当社株式7千株を含めております。

(重要な後発事象)

リース解約損について

リース解約損に関する後発事象については、「追加情報」の「リース解約損に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。



2020年2月期 決算短信〔日本基準〕（連結）

2020年4月9日

上場会社名 株式会社良品計画 上場取引所 東
 コード番号 7453 URL <https://ryohin-keikaku.jp/>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 松崎 暁
 問合せ先責任者 (役職名) 執行役員企画室長 (氏名) 牧 光弥 TEL 03-3989-5972
 定時株主総会開催予定日 2020年5月27日 配当支払開始予定日 2020年5月28日
 有価証券報告書提出予定日 2020年5月28日
 決算補足説明資料作成の有無: 有
 決算説明会開催の有無: 有

(百万円未満切捨て)

1. 2020年2月期の連結業績 (2019年3月1日～2020年2月29日)

(1) 連結経営成績

(%表示は対前期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2020年2月期	438,713	7.1	36,380	△18.7	36,377	△20.7	23,253	△31.3
2019年2月期	409,697	7.9	44,743	△1.2	45,861	△0.3	33,845	12.4

(注) 包括利益 2020年2月期 21,966百万円 (△26.9%) 2019年2月期 30,032百万円 (△0.9%)

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
2020年2月期	88.47	88.29	11.8	12.9	8.3
2019年2月期	128.92	128.65	18.8	18.4	10.9

(参考) 持分法投資損益 2020年2月期 76百万円 2019年2月期 32百万円

(注) 当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
2020年2月期	306,512	208,492	66.6	775.77
2019年2月期	258,309	195,189	73.8	725.83

(参考) 自己資本 2020年2月期 204,041百万円 2019年2月期 190,669百万円

(注) 当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産を算定しております。

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
2020年2月期	24,452	△31,435	△11,467	34,025
2019年2月期	23,680	△5,492	△9,505	53,756

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 (合計)	配当性向 (連結)	純資産配当 率(連結)
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
2019年2月期	—	191.00	—	196.00	387.00	10,201	30.0	5.6
2020年2月期	—	182.00	—	18.20	—	9,595	41.1	4.8
2020年8月期 (予想)	—	—	—	—	—		—	

(注) 1. 当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。2020年2月期の期末配当金、配当性向及び純資産配当率については、当該株式分割を考慮した金額を記載しております。

2. 当社は、2020年5月27日に開催予定の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期を2月末日から8月31日に変更することを予定しております。従いまして、経過措置となる2020年8月期は、6ヵ月間の決算期間となっております。

3. 2020年8月期（予想）の配当につきましては、現時点で未定です。

3. 2020年8月期の連結業績予想（2020年3月1日～2020年8月31日）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国内外の外出自粛等による消費マインドの低下や、店舗営業時間の短縮や臨時休業等の対応により、業績に大きな影響を及ぼす状況が続いております。このような状況を踏まえ、現時点では業績に与える影響に未確定要因が多いことから2020年8月期の連結業績予想につきましては、合理的に算定することが困難と判断し、未定としております。今後、業績予想が合理的に算定可能となった時点で速やかに公表いたします。

※ 注記事項

(1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）： 無

新規一社（社名一） 除外一社（社名 ー）

(注) 詳細は添付資料18ページ「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」をご覧ください。

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更： 有
- ② ①以外の会計方針の変更： 無
- ③ 会計上の見積りの変更： 無
- ④ 修正再表示： 無

(3) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2020年2月期	280,780,000株	2019年2月期	280,780,000株
② 期末自己株式数	2020年2月期	17,762,540株	2019年2月期	18,087,860株
③ 期中平均株式数	2020年2月期	262,847,911株	2019年2月期	262,536,690株

(注) 1. 1株当たり純資産および1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる株式数については、添付資料33ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

2. 当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、期末発行済株式数、期末自己株式数及び期中平均株式数を算定しております。

※ 決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外です。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績の見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

業績予想の前提となる条件および業績予想のご利用にあたっての注意事項につきましては、添付資料2ページ「1. 経営成績等の概況（1）当期の経営成績の概況・財政状態の概況」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
(1) 当期の経営成績の概況・財政状態の概況	2
(2) 今後の見通し	4
(3) 事業等のリスク	5
2. 企業集団の状況	6
3. 経営方針	7
4. 会計基準の選択に関する基本的な考え方	8
5. 連結財務諸表	9
(1) 連結貸借対照表	9
(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	11
連結損益計算書	11
連結包括利益計算書	13
(3) 連結株主資本等変動計算書	14
(4) 連結キャッシュ・フロー計算書	16
(5) 連結財務諸表に関する注記事項	18
(継続企業の前提に関する注記)	18
(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)	18
(会計方針の変更)	21
(表示方法の変更)	21
(追加情報)	22
(連結貸借対照表関係)	23
(連結損益計算書関係)	23
(連結包括利益計算書関係)	24
(連結株主資本等変動計算書関係)	25
(連結キャッシュ・フロー計算書関係)	28
(セグメント情報等)	28
(関連当事者情報)	32
(1株当たり情報)	33
(重要な後発事象)	34

1. 経営成績等の概況

(1) 当期の経営成績の概況・財政状態の概況

①当期の経営成績の概況

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用、所得環境の改善が継続し、緩やかな回復基調が継続しているものの、輸出や生産に弱さが見られ先行きの不透明感が高まりました。

世界経済に目を向けると、米中貿易摩擦、イギリスのEU離脱問題など不安定な国際情勢などから、先行き不透明な状態が続きました。

このような状況の中、当社グループ（当社、連結子会社）は、「『感じ良いくらし』を実現する企業」として、「素材の選択」「工程の点検」「包装の簡略化」の3つの視点を基本に、生産者や生活者にとって役に立つ商品・サービスの開発、およびそれらを世界中の人々に提案するための店舗数の拡大に努めてまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績については、下記のとおりであります。

営業収益	4,387億13百万円（前年同期比7.1%増）
売上高	4,377億75百万円（前年同期比7.1%増）
営業利益	363億80百万円（前年同期比18.7%減）
経常利益	363億77百万円（前年同期比20.7%減）
親会社株主に帰属する当期純利益	232億53百万円（前年同期比31.3%減）

(当連結会計年度におけるセグメント別の概況)

当連結会計年度における当社グループのセグメント別業績は、次のとおりであります。

[国内事業]

国内事業の当連結会計年度の営業収益は2,678億64百万円（前年同期比8.8%増）、セグメント利益は222億44百万円（前年同期比11.3%減）となりました。

国内事業のうち、直営店の売上高は前期に比べ11.1%増加、またオンラインストアの売上高が11.2%の増加となり、引き続き堅調に推移しています。

衣服・雑貨では気温が高めに推移し、春夏には「フレンチリネン」シリーズ、「太番手Tシャツ」「ムラ糸Tシャツ」のシリーズが人気となりました。一方、秋以降は気温が下がらず、冬物アウターやニット、防寒小物が伸び悩みましたが、パジャマや肌着、靴下が通年で好調に推移し売上が底支えいたしました。

生活雑貨では価格見直しを行った「シリコーン調理スプーン」や、「厚手毛布」などの冬物のファブリックスが売上が伸びました。

食品では「レトルトカレー」シリーズが好調に推移いたしました。また、「発酵ぬかどこ」や冷凍食品が話題となり売上が伸びました。

10月、12月に前年未開催の「無印良品週間」を行ったことも売上が伸長させましたが、販促施策を多用したこと等により、売上総利益率が低下し、セグメント減益となりました。

[東アジア事業]

東アジア事業の当連結会計年度の営業収益は1,247億1百万円（前年同期比1.9%増）、セグメント利益は168億36百万円（前年同期比15.0%減）となりました。

中国大陸では、昆明の旗艦店を含む積極的な出店等により、店舗売上が伸長いたしました。また、オンラインストアの売上も増加いたしました。衣服・雑貨は価格を見直しましたTシャツなどが牽引し、好調に推移いたしました。生活雑貨では現地企画商品の「ステンレス保温保冷マグ」や価格を見直しましたノートやベッドが伸長いたしました。

台湾においては、会員向け施策である「無印良品週間」の定着や、週末限定商品の売込みを行いましたことによりお客様数が増加し、「撥水加工スニーカー」等も好調に推移し、衣服雑貨を中心に売上が伸長いたしました。

セグメント利益は、韓国や香港における社会情勢不安の影響を受け減益となりました。

[欧米事業]

欧米事業の当連結会計年度の営業収益は286億30百万円（前年同期比16.9%増）、セグメント損失は31億22百万円（前年同期に比べ19億71百万円の損失増加）となりました。

欧州では衣服・雑貨を中心に好調に推移し、新規国の出店もあり売上は伸長いたしました。新店を中心に売上計画が未達、また出店にかかる経費が先行したため減益となりました。

北米においては新店舗のオープンにより売上は昨年を上回りましたが、18年以降に出店した大型店の売上が計画未達であり、新店にかかる経費が先行したこと等により損失が増加いたしました。

[西南アジア・オセアニア事業]

西南アジア・オセアニア事業の当連結会計年度の営業収益は175億14百万円（前年同期比5.6%増）、セグメント損失は3億49百万円（前年同期に比べ8億62百万円の損失増加）となりました。

シンガポールやタイにおいては、衣服・雑貨を中心に売上が好調に推移いたしました。

一方、シンガポール、オーストラリアでは物流費等が増加したこと、新規出店や改装にかかる経費が先行したこと等により、セグメント損失となりました。

② 当期の財政状態の概況

当連結会計年度末における当社グループの総資産は3,065億12百万円となり、前連結会計年度末に比べ482億2百万円増加いたしました。これは主に、現金および預金の減少166億30百万円、商品の増加171億43百万円、直営店の出店および改装による有形固定資産の増加362億96百万円、無形固定資産の増加78億50百万円によるものです。

負債は980億19百万円と348億99百万円増加いたしました。これは主に、買掛金の増加74億8百万円、リース債務（固定負債）の増加252億5百万円、リース債務（流動負債）の増加74億24百万円、未払法人税等の減少85億34百万円、によるものです。

純資産は2,084億92百万円と133億3百万円増加いたしました。これは主に、利益剰余金の増加132億25百万円によるものです。

この結果、連結ベースの自己資本比率は、前連結会計年度73.8%から66.6%となりました。

③ 当期のキャッシュ・フローの概況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動および新規出店等による投資活動、並びに財務活動を行った結果、当連結会計年度末の資金残高は、前連結会計年度末に比べ197億31百万円減少し340億25百万円となりました。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動で得られた資金は、244億52百万円（前年同期は236億80百万円の収入）となりました。

これは主に、税金等調整前当期純利益346億3百万円、減価償却費153億28百万円、たな卸資産の増加180億23百万円および法人税等の支払209億92百万円によるものであります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果使用した資金は、314億35百万円（前年同期は54億92百万円の支出）となりました。

これは主に、店舗等の有形固定資産の取得による支出168億34百万円、店舗出店による敷金等の支出16億91百万円およびソフトウェア投資等の無形固定資産の取得による支出114億88百万円によるものであります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果使用した資金は、114億67百万円（前年同期は95億5百万円の支出）となりました。

これは主に、短期借入金の増加33億86百万円、リース債務の返済による支出57億7百万円、配当金の支払99億60百万円、長期借入金の返済による支出5億57百万円によるものであります。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2016年2月期	2017年2月期	2018年2月期	2019年2月期	2020年2月期
	期末	期末	期末	期末	期末
自己資本比率 (%)	69.4	71.3	71.3	73.8	66.6
時価ベースの自己資本比率 (%)	303.9	292.3	403.5	268.7	126.8
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (年)	0.58	0.55	0.04	0.08	1.54
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	532.2	520.1	1,660.3	1,281.7	27.3

自己資本比率 : 自己資本/総資産

時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額/総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率 : 有利子負債/キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ : キャッシュ・フロー/利払い

(注1) いずれも連結ベースの財務諸表により計算しております。

(注2) 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数(自己株式控除後)により計算しております。

(注3) キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

(注4) 有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を払っている全ての負債を対象としております。また、利払いは、営業キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を利用しております。

(注5) 当社は、2019年9月1日付けで普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、時価ベースの自己資本比率を算出しております。

(注6) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の自己資本比率(時価ベース含む)については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(注7) 当連結会計年度より、負債には、IFRS第16号に係るリース負債が含まれております。また、利息の支払額には、IFRS第16号に係る支払利息が含まれております。

(2) 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、米中貿易摩擦や英国のEU離脱などの政治的なリスクに加え、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化することにより、世界全体の経済減速の流れが非常に懸念されます。我が国経済も世界経済の流れにより推移するため、大きな影響を受けることが予想されます。

当社においても感染拡大予防措置として、3月末時点で国内事業において短縮営業187店舗、海外事業において臨時休業140店舗、短縮営業148店舗等の対応をとっており、業績に大きな影響を及ぼすことが想定されますが、感染拡大による消費活動の停滞や感染拡大防止の対応を実施する期間等を見通すことが難しく、業績への影響規模についても予想することは困難であると判断いたしました。従いまして2020年8月期の連結業績予想は、現時点では未定とさせていただきます。新型コロナウイルス感染拡大の収束見通しがつき、業績への影響が合理的に予想可能となった時点で、速やかに公表いたします。

(3) 事業等のリスク

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

① 経済状況、消費動向について

当社グループは、衣服・雑貨、生活雑貨、食品等のオリジナル商品を通してライフスタイルを提案する事業を営んでおり、国内、海外各国における気象状況、景気後退、海外での治安悪化及びそれに伴う消費縮小は当社グループの業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 海外の事業展開について

当社グループは、ヨーロッパ地域においてイギリス、フランス、アイルランド、スウェーデン、イタリア、ドイツ、スペイン、ポルトガル、スイス、フィンランド、ポーランド、アジア・オセアニア地域において、香港、シンガポール、韓国、台湾、中国、タイ、インドネシア、フィリピン、マレーシア、インド、クウェート、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、バーレーン、カタール、オマーン、オーストラリア、北米地域においてアメリカ合衆国、カナダでの子会社または合弁会社による店舗展開、または現地有力企業への商品供給による事業ならびに現地における商品調達を行っております。

これらの海外における事業展開には、以下のようないくつかのリスクが内在しております。

1. 予期しない法律または規制の変更、強化
2. 為替レートの変動
3. 不利な政治または経済要因
4. 税制または税率の変更
5. 移転価格税制等の国際税務問題による影響
6. テロ、戦争、その他の要因による社会的混乱等

万一上記のような事象が発生した場合、当社グループ業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 新規事業について

当社グループは、住宅事業や流通加工等といった小売以外の事業を展開しております。これらの事業は、多くの技術課題を解決し、販売拡大の手法を構築することが重要であります。これらの事業は不確定要因が多く、事業計画どおり達成できなかった場合は、それまでの投資負担が、当社グループの業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

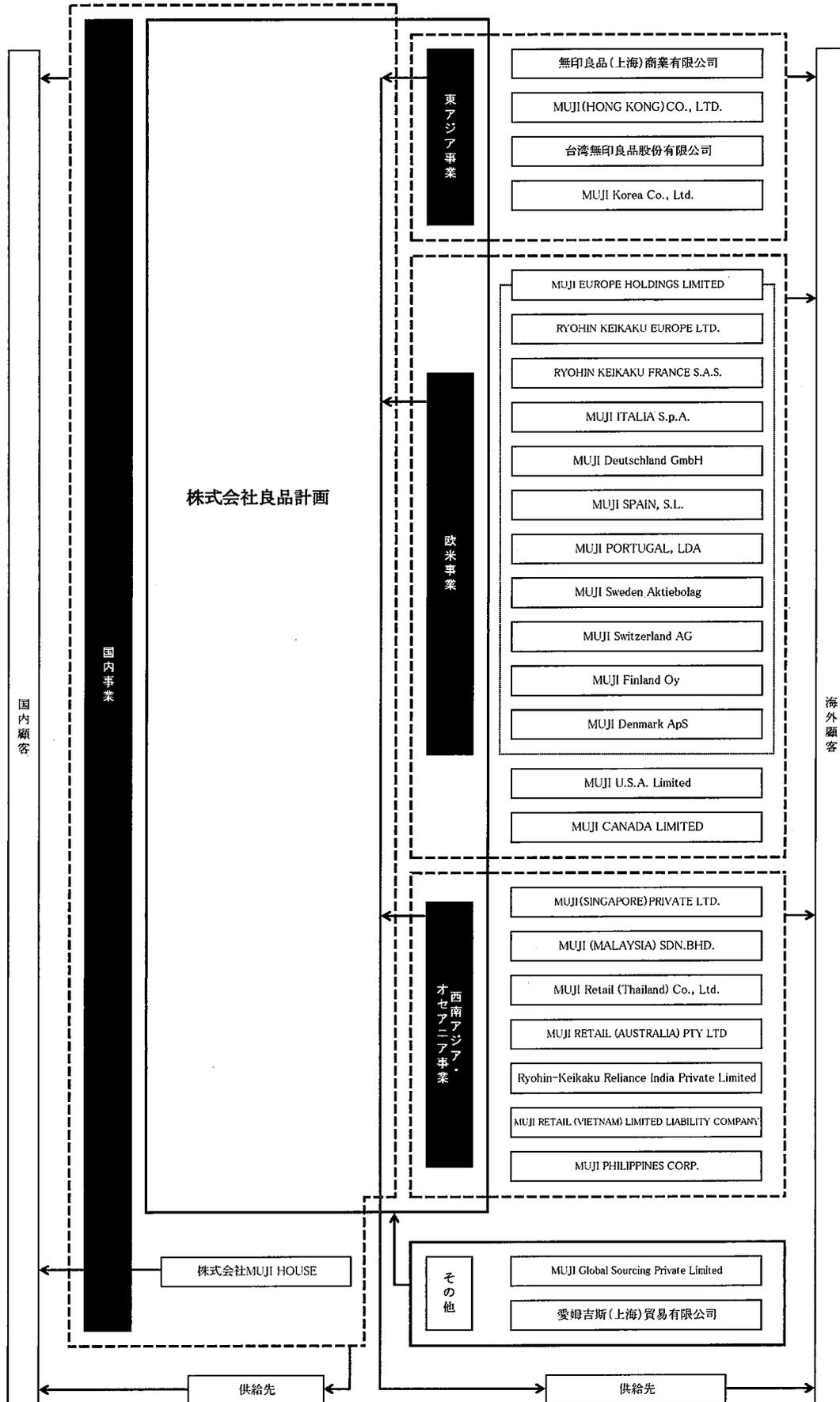
④ 災害等について

当社グループは、国内外に店舗、物流センター等を保有しており、地震、暴風雨、洪水その他の自然災害、事故、火災、テロ、戦争その他の人災等が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 個人情報の管理について

当社グループは、営業取引、インターネット取引等により、相当数の個人情報を保有しております。これらの個人情報の管理は社内管理体制を整備し、厳重に行っておりますが、万一個人情報が外部へ漏洩するような事態となった場合は、社会的信用の失墜による売上の減少、損害賠償による費用の発生等が考えられ、当社グループの業績及び財政状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

2. 企業集団の状況



注1 MUJI Finland Oy、MUJI Denmark ApS及びMUJI RETAIL (VIETNAM) LIMITED LIABILITY COMPANYは、当連結会計年度に設立されたことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

3. 経営方針

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、事業開始以来、「実質本位の商品をより安く」という思想で、一般的な商品に見られる不用な無駄を排除し、生活者の合理的価格志向に沿った商品開発を衣服・雑貨、生活雑貨、食品の各分野にまたがり展開してまいりました。これら独自の企画開発商品だけで構成する専門店を、店舗環境を含めて統一したコンセプトでグローバル展開することにより印象付けられる「ライフスタイルの提案」を継続して行っております。

今後、更に製造小売業としての経営基盤の強化を図り、グローバルな企業競争下においても、長期継続的に企業価値、すなわち株主価値を増大させることが重要であると考えております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、成長性と収益性を追及した企業価値の極大化の観点から、目標とする経営指標としてROE 15%以上の維持継続を目指し、更なる成長に向けて経営努力を進めております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

国内では、既存店の安定した収益率を基盤に、年間20店舗前後の出店、積極的な改装およびネット販売事業の規模拡大を推進してまいります。また、「MUJI passport」アプリケーションを通じて行うマーケティング活動により、効果的に既存顧客の深掘りと新規ファンの獲得を行ってまいります。

また、株式会社良品計画の飲食事業、各地のパートナー工務店とともに注文住宅「無印良品の家」の販売を行う株式会社MUJI HOUSEにおいて、独自性を維持しながら事業規模の拡大を図ってまいります。

欧米では、情報発信力の高い立地への出店や既存店の改装を行い、効果的にブランドイメージの醸成を図ってまいります。

アジアでは、中国をはじめ継続的な出店および改装を推進する一方、ネット販売事業の規模拡大や飲食事業も強化してまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

昨今の様々な自然災害や環境問題を目の当たりにし、省資源・省エネルギーを意識した消費行動が着実に主流になってきております。私たちは「感じ良いくらしの実現」をテーマに、独自の思想から「良い商品」「良い環境」「良い情報」をより一層磨きあげ、企業価値の向上に向け、以下の課題に取り組んでまいります。

① グローバルサプライチェーンマネジメント向上

適時適量の商品仕入れを支えるグローバルサプライチェーンマネジメントを向上させてまいります。そのために、サプライチェーンのPDCAサイクルを循環させながら、常に問題点の改善を進め、グローバル視点による効率的な調達構造を構築してまいります。これにより、独自性のある品揃えおよびお求めやすい価格を実現いたします。

② 商品開発力の向上

世界中の地域で信頼され、地域文化に貢献できる品揃えやサービスを、適正価格および適正品質で提供してまいります。そのために、生活者との双方向のコミュニケーションを重ねながら、毎日のくらしに役立つ日用品の基幹アイテム開発を重点的に行ってまいります。これにより、新たな市場開拓および店舗大型化を実現いたします。

③ グローバル人材育成

世界中で無印良品の思想を体現および伝播できる人材を育成してまいります。そのために、管理系のシステム整備および業務標準化を進めたコンパクトなグローバル本部を構築し、効率的なトレーニングによって、業務経験および知識の蓄積が行える環境を整えてまいります。これにより、専門性および多様性のある人材の活躍を促し、持続的な成長を実現いたします。

④ ステークホルダーの期待に応えるコーポレートガバナンスの実現

各方面のステークホルダーの期待に応えるコーポレートガバナンスを実現してまいります。そのために、理念およびビジョンの趣旨および精神を踏まえ、自らのガバナンス上の課題の有無を十分に把握した上で、適切に対応してまいります。これにより、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現いたします。

4. 会計基準の選択に関する基本的な考え方

当社グループは、連結財務諸表の期間比較可能性および企業間の比較可能性を確保するために、当面は日本基準で連結財務諸表を作成する方針であります。

なお、当社グループは、将来における国際会計基準の適用に備え、方針及びその時期について検討を進めております。

5. 連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	55,444	38,814
受取手形及び売掛金	8,920	10,010
商品	88,004	105,148
仕掛品	202	217
貯蔵品	59	49
未収入金	10,663	11,598
その他	4,231	5,440
貸倒引当金	△3	
流動資産合計	167,522	171,279
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	54,752	63,337
減価償却累計額	△24,331	△28,246
建物及び構築物(純額)	30,421	35,090
機械装置及び運搬具	4,461	4,851
減価償却累計額	△2,246	△2,642
機械装置及び運搬具(純額)	2,214	2,209
工具、器具及び備品	22,223	25,554
減価償却累計額	△13,261	△14,482
工具、器具及び備品(純額)	8,961	11,072
土地	1,907	1,866
リース資産	88	88
減価償却累計額	△20	△27
リース資産(純額)	68	61
使用権資産	—	37,695
減価償却累計額	—	△6,428
使用権資産(純額)	—	31,267
建設仮勘定	2,592	896
有形固定資産合計	46,167	82,463
無形固定資産		
のれん	4,237	3,432
ソフトウェア	10,220	18,896
その他	2,022	2,001
無形固定資産合計	16,479	24,330
投資その他の資産		
投資有価証券	※ 4,422	※ 4,097
繰延税金資産	1,454	1,711
敷金及び保証金	18,653	18,694
その他	3,735	4,055
貸倒引当金	△125	△119
投資その他の資産合計	28,140	28,439
固定資産合計	90,787	135,233
資産合計	258,309	306,512

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	20,724	28,133
短期借入金	825	4,200
1年内返済予定の長期借入金	397	—
未払金	8,770	9,250
未払費用	5,185	5,450
未払法人税等	11,166	2,631
賞与引当金	1,439	1,334
リース債務	7	7,431
役員賞与引当金	74	38
返品調整引当金	46	—
ポイント引当金	67	231
その他	4,867	4,345
流動負債合計	53,574	63,048
固定負債		
長期借入金	557	873
繰延税金負債	3,496	3,334
役員退職慰労引当金	39	40
リース債務	60	25,266
その他	5,391	5,456
固定負債合計	9,546	34,971
負債合計	63,120	98,019
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,766	6,766
資本剰余金	10,826	10,875
利益剰余金	186,364	199,590
自己株式	△14,780	△13,984
株主資本合計	189,177	203,246
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,885	1,604
繰延ヘッジ損益	568	1,652
為替換算調整勘定	△961	△2,462
その他の包括利益累計額合計	1,492	794
新株予約権	390	754
非支配株主持分	4,128	3,696
純資産合計	195,189	208,492
負債純資産合計	258,309	306,512

(2) 連結損益計算書および連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
売上高	408,848	437,775
売上原価	198,317	221,084
売上総利益	210,531	216,691
営業収入	849	937
営業総利益	211,380	217,628
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	6,968	7,488
配送及び運搬費	17,845	21,390
従業員給料及び賞与	48,729	51,867
役員賞与引当金繰入額	74	16
借地借家料	40,657	37,257
減価償却費	9,867	17,622
ポイント引当金繰入額	11	164
その他	42,482	45,442
販売費及び一般管理費合計	※1 166,636	※1 181,248
営業利益	44,743	36,380
営業外収益		
受取利息	587	566
受取配当金	197	113
協賛金収入	67	68
補助金収入	453	43
受取賃貸料	110	115
貸倒引当金戻入額	37	6
持分法による投資利益	32	76
その他	472	223
営業外収益合計	1,957	1,214
営業外費用		
支払利息	27	892
支払手数料	0	0
為替差損	744	126
その他	68	199
営業外費用合計	840	1,218
経常利益	45,861	36,377
特別利益		
投資有価証券売却益	8,634	18
固定資産売却益	0	0
特別利益合計	8,635	19

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
特別損失		
減損損失	※2 291	※2 1,181
固定資産除却損	※3 320	※3 567
その他	0	42
特別損失合計	612	1,792
税金等調整前当期純利益	53,883	34,603
法人税、住民税及び事業税	17,049	12,717
過年度法人税等	3,131	—
法人税等調整額	△429	△807
法人税等合計	19,751	11,910
当期純利益	34,131	22,693
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失(△)	286	△559
親会社株主に帰属する当期純利益	33,845	23,253

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
当期純利益	34,131	22,693
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△3,051	△280
繰延ヘッジ損益	3,508	1,084
為替換算調整勘定	△4,540	△1,537
持分法適用会社に対する持分相当額	△14	6
その他の包括利益合計	※ △4,098	※ △727
包括利益	30,032	21,966
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	29,992	22,555
非支配株主に係る包括利益	40	△589

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,766	10,791	162,376	△15,334	164,599
会計方針の変更による累積的影響額					—
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,766	10,791	162,376	△15,334	164,599
当期変動額					
剰余金の配当			△9,856		△9,856
親会社株主に帰属する当期純利益			33,845		33,845
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△9		554	544
株式報酬取引による増加		45			45
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	35	23,988	554	24,578
当期末残高	6,766	10,826	186,364	△14,780	189,177

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,937	△2,939	3,348	5,345	377	4,103	174,426
会計方針の変更による累積的影響額							—
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,937	△2,939	3,348	5,345	377	4,103	174,426
当期変動額							
剰余金の配当							△9,856
親会社株主に帰属する当期純利益							33,845
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							544
株式報酬取引による増加							45
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,051	3,508	△4,309	△3,853	13	24	△3,815
当期変動額合計	△3,051	3,508	△4,309	△3,853	13	24	20,762
当期末残高	1,885	568	△961	1,492	390	4,128	195,189

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,766	10,826	186,364	△14,780	189,177
会計方針の変更による累積的影響額			△63		△63
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,766	10,826	186,301	△14,780	189,114
当期変動額					
剰余金の配当			△9,964		△9,964
親会社株主に帰属する当期純利益			23,253		23,253
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		7		795	802
株式報酬取引による増加		41			41
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	48	13,288	795	14,132
当期末残高	6,766	10,875	199,590	△13,984	203,246

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,885	568	△961	1,492	390	4,128	195,189
会計方針の変更による累積的影響額							△63
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,885	568	△961	1,492	390	4,128	195,125
当期変動額							
剰余金の配当							△9,964
親会社株主に帰属する当期純利益							23,253
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							802
株式報酬取引による増加							41
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△280	1,084	△1,501	△697	363	△431	△765
当期変動額合計	△280	1,084	△1,501	△697	363	△431	13,366
当期末残高	1,604	1,652	△2,462	794	754	3,696	208,492

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	53,883	34,603
減価償却費	7,889	15,328
ソフトウェア投資等償却	2,384	2,716
のれん償却額	848	807
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△37	△9
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△6	△36
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	2	0
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	28	△43
受取利息及び受取配当金	△784	△680
支払利息	27	892
為替差損益 (△は益)	△159	199
投資有価証券売却損益 (△は益)	△8,634	△18
持分法による投資損益 (△は益)	△32	△76
固定資産除却損	320	567
減損損失	291	1,181
売上債権の増減額 (△は増加)	△590	△3,156
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△16,509	△18,023
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,816	7,792
その他の資産の増減額 (△は増加)	△2,846	1,041
その他の負債の増減額 (△は減少)	3,080	2,570
新株予約権	82	320
その他	△62	△263
小計	40,992	45,715
利息及び配当金の受取額	756	624
利息の支払額	△18	△894
法人税等の支払額	△18,049	△20,992
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,680	24,452
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△774	△3,296
定期預金の払戻による収入	2,553	57
有形固定資産の取得による支出	△13,055	△16,834
店舗借地権及び敷金等の支出	△1,418	△1,691
店舗敷金等回収による収入	428	1,575
無形固定資産の取得による支出	△5,438	△11,488
投資有価証券の売却による収入	12,357	22
その他	△145	218
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,492	△31,435

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	382	3,386
長期借入れによる収入	—	483
長期借入金の返済による支出	△631	△557
リース債務の返済による支出	—	※2 △5,707
非支配株主からの払込みによる収入	157	344
自己株式の売却による収入	615	675
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△9,854	△9,960
非支配株主への配当金の支払額	△173	△132
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,505	△11,467
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,255	△1,280
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	6,427	△19,731
現金及び現金同等物の期首残高	47,329	53,756
現金及び現金同等物の期末残高	※1 53,756	※1 34,025

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 26社

連結子会社の名称

RYOHIN KEIKAKU EUROPE LTD.
RYOHIN KEIKAKU FRANCE S. A. S.
株式会社MUJI HOUSE
MUJI (HONG KONG) CO., LTD.
MUJI (SINGAPORE) PRIVATE LTD.
MUJI ITALIA S. p. A.
MUJI Korea Co., Ltd.
無印良品(上海)商業有限公司
MUJI Deutschland GmbH
MUJI Global Sourcing Private Limited
MUJI U. S. A. Limited
MUJI EUROPE HOLDINGS LIMITED
愛姆吉斯(上海)貿易有限公司
MUJI (MALAYSIA) SDN. BHD.
MUJI Retail (Thailand) Co., Ltd.
MUJI RETAIL (AUSTRALIA) PTY LTD
台湾無印良品股份有限公司
MUJI CANADA LIMITED
MUJI SPAIN, S.L.
MUJI PORTUGAL, LDA
Ryohin-Keikaku Reliance India Private Limited
MUJI Sweden Aktiebolag
MUJI Switzerland AG
MUJI Finland Oy
MUJI Denmark ApS
MUJI RETAIL (VIETNAM) LIMITED LIABILITY COMPANY

非連結子会社はありません。

(注) 1. MUJI Finland Oy、MUJI Denmark ApS及びMUJI RETAIL (VIETNAM) LIMITED LIABILITY COMPANYは、当連結会計年度に設立されたことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称

MUJI PHILIPPINES CORP.

持分法を適用していない非連結子会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、下記の会社は親会社と決算日が異なりますが、連結財務諸表の作成にあたっては、各社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

12月31日 MUJI (HONG KONG) CO., LTD.
 MUJI (SINGAPORE) PRIVATE LTD.
 MUJI Korea Co., Ltd.
 無印良品(上海)商業有限公司
 MUJI Global Sourcing Private Limited
 MUJI U. S. A. Limited
 愛姆吉斯(上海)貿易有限公司
 MUJI (MALAYSIA) SDN. BHD.
 MUJI Retail (Thailand) Co., Ltd.
 MUJI RETAIL (AUSTRALIA) PTY LTD
 台湾無印良品股份有限公司
 MUJI CANADA LIMITED
 MUJI RETAIL (VIETNAM) LIMITED LIABILITY COMPANY

1月31日 RYOHIN KEIKAKU EUROPE LTD.
 RYOHIN KEIKAKU FRANCE S. A. S.
 MUJI ITALIA S. p. A.
 MUJI Deutschland GmbH
 MUJI EUROPE HOLDINGS LIMITED
 MUJI SPAIN, S. L.
 MUJI PORTUGAL, LDA
 MUJI Sweden Aktiebolag
 MUJI Switzerland AG
 MUJI Finland Oy

また、Ryohin-Keikaku Reliance India Private Limitedの決算日は3月31日、MUJI Denmark ApSの決算日は8月31日であり、連結財務諸表の作成にあたってはそれぞれ仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、仮決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

イ 有価証券

満期保有目的債券

…償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

…決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

…移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

商品 …主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品…個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品…最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ハ デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、国内法人は、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

但し、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

ハ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ 使用権資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

連結子会社においては、従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき当連結会計年度における見積額を計上しております。

ニ 役員退職慰労引当金

連結子会社においては、役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、当社は2004年5月より株式型の報酬制度を設け、従来の退職慰労金制度を廃止しております。また、2017年4月より当社外国籍執行役員を対象に、金銭による株価連動報酬（ファントムストック）制度を設けており、株価に当社の定める一定の基準に従って算定された数を乗じた額を計上しております。

ホ 返品調整引当金

得意先からの返品に伴い発生する損失に備えるため、返品見込額に対する売上総利益相当額を計上しております。

ヘ ポイント引当金

顧客に付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建債権取引、外貨建債務取引およびそれらの予定取引

ハ ヘッジ方針

為替の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るものを対象としてデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価は省略しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

- イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ロ その他の工事
工事完成基準

(6) のれんの償却方法および償却期間

のれんの効果がおよぶ20年以内の期間にわたり、定額法で償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金・随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり
スクしか負わない短期投資で取得日から3ヶ月以内に償還期限に到来するものからなっております。

(8) 消費税および地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当社グループの一部の海外連結子会社は、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」を適用しております。これにより、IAS第17号「リース」におけるオペレーティング・リース（借手）については適用開始日に使用権資産及びリース債務を認識しております。当該会計基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用いたしました。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表上、使用権資産（純額）として31,267百万円が計上され、流動負債及び固定負債のリース債務にそれぞれ7,424百万円、25,212百万円が含まれております。

また、当連結会計年度期首の利益剰余金が63百万円減少しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」の「繰延税金資産」が2,683百万円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が917百万円増加しております。また、「固定負債」の「繰延税金負債」が1,765百万円減少しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が1,765百万円減少しております。

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、無形固定資産の「その他」に表示していた12,242百万円は、「ソフトウェア」10,220百万円、「その他」2,022百万円として組み替えております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下「本制度」という。)を導入し、従業員持株会に「良品計画社員持株会専用信託」(以下「従持信託」という。)を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が良品計画社員持株会(以下「本持株会」という。)に加入するすべての従業員のうち一定の要件を充足する持株会会員を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間(約4年)において、本持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を取引所市場から取得し、一定の計画(条件及び方法)に従って継続的に本持株会に時価で売却いたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

従持信託に残存する当社株式を、従持信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末現在18百万円、7,600株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(海外グループの役職員に対する株式インセンティブ報酬制度)

当社は、海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ・プランとして、信託を用いた新たな業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入しています。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託(以下「本信託」という。)を設定し、信託を通じて当社株式の取得を行い、当社が定める株式交付規程に従い、一定の要件を満たした海外グループ会社の役職員に対して、その役職及び各グループ会社の業績に応じて付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式又は当社株式の換価処分代金相当額の金銭を無償で交付します。なお、本制度の信託契約日は2017年4月19日であり、信託の終了は2021年7月末日を予定しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末現在1,486百万円、600,000株であります。

(連結貸借対照表関係)

※ 非連結子会社および関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
投資有価証券(株式)	223百万円	306百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. 一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
	1,394百万円	1,079百万円

※ 2. 減損損失

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

主に店舗又は拠点を最小単位としてグルーピングしております。減損対象とした店舗・拠点については、本部経費等配賦後のキャッシュ・フローがマイナス又は一定水準に満たないため、特別損失として291百万円を計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを3.58%~10.00%で割引いて算出しております。(単位:百万円)

会社名・場所	用途	種類	金額
当社 東京他	店舗	建物附属設備他	165
MUJI U.S.A. Limited アメリカ合衆国	店舗	建物附属設備他	113
MUJI CANADA LIMITED カナダ	店舗	建物附属設備他	12
		計	291

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

主に店舗又は拠点を最小単位としてグルーピングしております。減損対象とした店舗・拠点については、本部経費等配賦後のキャッシュ・フローがマイナス又は一定水準に満たないため、特別損失として1,181百万円を計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを3.58%~10.00%で割引いて算出しております。

(単位:百万円)

会社名・場所	用途	種類	金額
当社 北海道他	店舗	建物附属設備他	207
MUJI U.S.A. Limited アメリカ合衆国	店舗	建物附属設備他	645
MUJI CANADA LIMITED カナダ	店舗	建物附属設備他	310
MUJI (MALAYSIA) SDN. BHD. マレーシア	店舗	建物附属設備他	12
MUJI Korea Co., Ltd. 韓国	店舗	建物附属設備他	5
		計	1,181

※3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)		当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	
建物及び構築物	154百万円	建物及び構築物	160百万円
機械装置及び運搬具	0	機械装置及び運搬具	0
工具、器具及び備品	158	工具、器具及び備品	251
ソフトウェア	6	ソフトウェア	9
その他	0	建設仮勘定	146
計	320	計	567

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	4,235百万円	△385百万円
組替調整額	△8,634	△18
税効果調整前	△4,398	△404
税効果額	1,346	123
その他有価証券評価差額金	△3,051	△280
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	4,745	2,922
組替調整額	554	△769
資産の取得原価調整額	△237	△589
税効果調整前	5,062	1,563
税効果額	△1,553	△478
繰延ヘッジ損益	3,508	1,084
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△4,540	△1,537
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△14	6
その他の包括利益合計	△4,098	△727

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	28,078	—	—	28,078
合計	28,078	—	—	28,078
自己株式				
普通株式	1,838	0	30	1,808
合計	1,838	0	30	1,808

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式には、2017年4月12日取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴う野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が所有する当社株式32千株、「海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式60千株が含まれております。

2. 自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。株式数の減少のうち10千株は新株予約権の行使によるもの、19千株は信託から持株会への譲渡によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	390
合計		—	—	—	—	—	390

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月23日 定時株主総会	普通株式	4,822	183	2018年2月28日	2018年5月24日
2018年10月3日 取締役会	普通株式	5,034	191	2018年8月31日	2018年11月1日

(注) 2018年10月3日取締役会において決議の配当金の総額には野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が所有する当社株式に対する8百万円、三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する11百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月22日 定時株主総会	普通株式	5,166	利益剰余金	196	2019年2月28日	2019年5月23日

(注) 2019年5月22日定時株主総会において決議の配当金の総額には野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が所有する当社株式に対する6百万円、三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する11百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	28,078	252,702	—	280,780
合計	28,078	252,702	—	280,780
自己株式				
普通株式	1,808	16,123	169	17,762
合計	1,808	16,123	169	17,762

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式には、2017年4月12日取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴う野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が所有する当社株式7千株、「海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式600千株が含まれております。
2. 発行済株式数の増加252,702千株は、2019年9月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。
3. 自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取請求によるもの、16,123千株は2019年9月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割をおこなったことによるものであります。株式数の減少のうち6千株は新株予約権の行使によるもの、163千株は信託から持株会への譲渡によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	754
合計		—	—	—	—	—	754

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月22日 定時株主総会	普通株式	5,166	196	2019年2月28日	2019年5月23日
2019年10月10日 取締役会	普通株式	4,797	182	2019年8月31日	2019年11月1日

- (注) 2019年10月10日取締役会において決議の配当金の総額には野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が所有する当社株式に対する2百万円、三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する10百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月27日 定時株主総会	普通株式	4,797	利益剰余金	18.20	2020年2月29日	2020年5月28日

(注) 1. 2020年5月27日定時株主総会において決議の配当金の総額には野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が所有する当社株式に対する0百万円、三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する10百万円が含まれております。

2. 2019年9月1日を効力発生日として、普通株式1株を10株とする株式分割を実施しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
現金及び預金勘定	55,444百万円	38,814百万円
有価証券勘定	42	230
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,729	△5,018
現金及び現金同等物	53,756	34,025

※2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
使用権資産	—	37,756百万円
リース債務	—	38,074

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは無印良品事業を主たる事業として、「国内事業」「東アジア事業」「欧米事業」「西南アジア・オセアニア事業」を主な報告セグメントとしてグループ戦略を立案し、事業活動を展開しております。

なお、各報告セグメントに区分される事業は以下のとおりであります。

国内事業・・・日本国内の店舗およびインターネットにて商品販売を行う事業および日本国内の調達物流事業等

東アジア事業・・・東アジアにおいて商品販売を行う事業

欧米事業・・・欧米において商品販売を行う事業

西南アジア・オセアニア事業・・・西アジア、南アジアおよびオセアニアにおいて商品販売を行う事業

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部営業収益および振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	国内事業	東アジア 事業	欧米事業	西南 アジア・ オセアニア 事業	計			
営業収益								
(1)外部顧客への営業収益	246,269	122,340	24,495	16,589	409,695	2	-	409,697
(2)セグメント間の内部営業収益又は振替高	2	-	-	-	2	19,369	△19,372	-
計	246,272	122,340	24,495	16,589	409,697	19,372	△19,372	409,697
セグメント利益又は損失(△)	25,084	19,814	△1,152	513	44,259	486	△2	44,743
セグメント資産	68,339	83,497	17,136	9,332	178,307	5,913	75,854	258,309
その他の項目								
減価償却費	5,214	3,407	981	664	10,268	5	-	10,273
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注) 4	5,138	4,181	2,790	582	12,692	7	7,211	19,912

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グローバル調達事業であります。
2. 調整額の内容は以下のとおりであります。
- (1)セグメント利益又は損失の調整額△2百万円にはセグメント間取引消去4百万円、棚卸資産の未実現利益消去△6百万円が含まれております。
- (2)セグメント資産の調整額75,854百万円には、全社資産76,708百万円、セグメント間消去額△853百万円が含まれております。
- ※全社資産の主なもの、親会社での長期投資資金および各セグメントに配分していない固定資産であります。
3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、敷金及び保証金等の増加額が含まれております。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	国内事業	東アジア 事業	欧米事業	西南 アジア・ オセアニア 事業	計			
営業収益								
(1)外部顧客への 営業収益	267,864	124,701	28,630	17,514	438,711	2	-	438,713
(2)セグメント 間の内部営業収 益又は振替高	0	-	-	-	0	13,725	△13,725	-
計	267,864	124,701	28,630	17,514	438,711	13,727	△13,725	438,713
セグメント利益又 は損失(△)	22,244	16,836	△3,122	△349	35,609	547	224	36,380
セグメント資産	73,819	92,840	32,120	15,569	214,349	4,202	87,960	306,512
その他の項目								
減価償却費	6,047	6,672	3,284	1,995	17,999	44	-	18,044
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額(注)4	6,324	13,772	5,996	2,689	28,783	2	15,165	43,951

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グローバル調達事業であります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失の調整額224百万円にはセグメント間取引消去△71百万円、棚卸資産の未実現利益消去296百万円が含まれております。

(2)セグメント資産の調整額87,960百万円には、全社資産90,819百万円、セグメント間消去額△2,859百万円が含まれております。

※全社資産の主なものは、親会社での長期投資資金および各セグメントに配分していない固定資産であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、敷金及び保証金等の増加額が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：百万円)

日本	欧州	アジア・オセアニア		北米	合計
			うち中国大陸		
248,581	12,389	136,592	75,020	12,135	409,697

(注)売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	欧州	アジア・オセアニア	北米	合計
31,365	1,306	9,248	4,247	46,167

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：百万円)

日本	欧州	アジア・オセアニア		北米	合計
			うち中国大陸		
270,043	13,744	139,999	78,896	14,926	438,713

(注)売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	欧州	アジア・オセアニア	北米	合計
34,688	11,272	28,454	8,048	82,463

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	国内事業	東アジア事業	欧米事業	西南アジア・オセアニア事業	計			
減損損失	165	-	126	-	291	-	-	291

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	国内事業	東アジア事業	欧米事業	西南アジア・オセアニア事業	計			
減損損失	207	5	956	12	1,181	-	-	1,181

【報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	国内事業	東アジア事業	欧米事業	西南アジア・オセアニア事業	計			
当期償却額	-	786	61	-	848	-	-	848
当期末残高	-	3,868	369	-	4,237	-	-	4,237

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	国内事業	東アジア事業	欧米事業	西南アジア・オセアニア事業	計			
当期償却額	-	756	51	-	807	-	-	807
当期末残高	-	3,128	304	-	3,432	-	-	3,432

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前連結会計年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

重要性が無いため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

重要性が無いため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 自 2018年3月1日 至 2019年2月28日	当連結会計年度 自 2019年3月1日 至 2020年2月29日
1株当たり純資産額(円)	725.83	775.77
1株当たり当期純利益金額(円)	128.92	88.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	128.65	88.29

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 自 2018年3月1日 至 2019年2月28日	当連結会計年度 自 2019年3月1日 至 2020年2月29日
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	33,845	23,253
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	33,845	23,253
期中平均株式数(千株)	262,536	262,847
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	551	537
(うち新株予約権)	(551)	(537)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	2019年4月24日開催の取締役会決議による2019年有償ストック・オプション 新株予約権の数 1,710個 (普通株式 1,710,000株)

(注) 1. 当社は、2019年9月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 前連結会計年度において、普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式には、2017年4月12日取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴う野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が所有する当社株式427千株および「海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式600千株を含めております。

当連結会計年度において、普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式には、2017年4月12日取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴う野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が所有する当社株式173千株および「海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式600千株を含めております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
純資産の部の合計額(百万円)	195,189	208,492
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	4,519	4,450
(うち新株予約権(百万円))	(390)	(754)
(うち非支配株主持分(百万円))	(4,128)	(3,696)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	190,669	204,041
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	262,692	263,017

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数について、控除する自己株式には、2017年4月12日取締役会において決議された「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴う野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が所有する当社株式7千株および「海外グループ会社の役員に対する株式インセンティブ報酬制度」の導入に伴う三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式600千株を含めております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

定 款

株式会社良品計画

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社良品計画と称し、英文では RYOHIN KEIKAKU CO., LTD.と表示する。

(企業理念)

第2条 当社は、次の各号に掲げるとおり、「人と自然とモノの望ましい関係と心豊かな人間社会」を考えた商品、サービス、店舗、活動を通じて「感じ良い暮らしと社会」の実現に貢献することを企業理念とする。

- (1) 当社の第一の使命は、誠実な品質と倫理的な意味を持ち、生活に欠かせない基本商品群、基本サービス群を、手に取りやすい適正な価格で提供することである。
- (2) 当社の第二の使命は、当社の展開する店舗が、その地域のコミュニティセンターとしての役割を持ち、地域のステークホルダーの皆様と共に、地域課題に取り組み、地域への良いインパクトを実現することである。
- (3) 当社は、提供する商品、サービス、活動を通じて、資源循環型・自然共生型の社会、持続可能な社会の実現に貢献する。社会や人の役に立つ、という根本方針のもと、社員および事業関係者一人ひとりが、社会全体や地球でいま起きている課題に敏感に呼応し、すべての事業分野において提供する商品、サービス、活動それぞれの全ライフサイクルにわたり、地球環境負荷の低減や個人の尊重に努める。
- (4) 前各号の実現のために、当社は、オーナーシップを持った社員を事業活動の主役に据え、地域に根差した個店の活動、個々の社員や事業関係者の活動が公益に寄与する公益人本主義経営を実践する。
- (5) 当社は、活動の結果として、高い収益構造をつくり、正しく納税し、適正な株主還元を行う。さらに、ステークホルダーの皆様と、社会への良いインパクトを共創することを目指し、長期的な企業価値向上に努める。

(目的)

第3条 当社は、次の各号に定める事業を営むこと、または次の事業を営む会社および外国会社の株式もしくは持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とし、企業理念を達成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な以下の物品の企画、開発、設計、生産、加工、輸出入、配送、販売、卸売、レンタル、アフターサービス
 - ① 衣料品、靴、鞆、時計、めがね、その他服飾雑貨品
 - ② 食品、健康食品、栄養補助食品、加工食品、冷凍調理食品、菓子、飲料、調味料、チーズ・バターその他の乳製品、農畜水産物
 - ③ 家具、インテリア、大工用品、内装部材、建築部材

- ④ 家庭用品、文房具、園芸用品、生花、ペット用品、その他日用雑貨
 - ⑤ 玩具、遊戯具、楽器
 - ⑥ 電気製品、電気通信機械器具、光学機械器具、情報関連機器、コンピューターソフトウェア
 - ⑦ 化粧品
 - ⑧ 石鹼、洗剤類
 - ⑨ 出版物、書籍、レコード、テープ、CD、DVD、デジタルコンテンツ
 - ⑩ 医薬品、動物用医薬品、医薬部外品、医療用具
 - ⑪ 農薬、肥料、飼料、毒物、劇物
 - ⑫ 自動車、原動機付自転車、自転車
 - ⑬ 宝石、貴金属
 - ⑭ 美術工芸品
 - ⑮ 酒類
 - ⑯ 塩、たばこ、切手、印紙、米穀
 - ⑰ 廃棄物および再生品または再生原料を活用した製品
 - ⑱ 古物
 - ⑲ 石油製品
 - ⑳ その他日常生活に関連する一切の商品
- (2) 日常生活に必要な以下のサービスの企画、提供
- ① 食堂、喫茶店その他の飲食店
 - ② ホテル、旅館
 - ③ スポーツ、文化、キャンプその他余暇に関するワークショップ、教育、施設運営
 - ④ 旅行、旅行代理店
 - ⑤ 衣服、靴、家具、生活雑貨などのクリーニング、修理
 - ⑥ 清掃
 - ⑦ ホームセキュリティ
 - ⑧ みまもりサービス、介護サービス
 - ⑨ 終活サポート、遺品整理
 - ⑩ フリーマーケット運営、オークション運営
 - ⑪ 引越し、物流
 - ⑫ 移動販売
 - ⑬ 通信販売
 - ⑭ 訪問販売
 - ⑮ その他日常生活に関連する一切のサービス
- (3) 空間の設計デザイン、空間リノベーションに関する以下の事業
- ① 内装の設計デザイン、施工管理、施工
 - ② オフィスの設計デザイン、施工管理、施工
 - ③ 住宅の設計デザイン、施工管理、施工、住宅販売
 - ④ ビル、公共建築物、商業施設、その他の建築物の設計デザイン、施工管理、施工
 - ⑤ 都市、町の設計デザイン
 - ⑥ その他の建設業

- ⑦ 不動産の売買、賃貸、仲介、管理
- ⑧ その他空間の設計デザイン、空間リノベーションに関連する一切の事業
- (4) 「食と農」など一次産業分野に関する以下の事業
 - ① 農業、畜産業、水産業、林業における事業開発、事業運営
 - ② 捕獲鳥獣（ジビエ）を活用する事業
 - ③ 農業副産物の未利用・低利用資源を活用する事業
 - ④ 代替肉、昆虫食等、環境インパクトの少ない次世代食材に関する事業
 - ⑤ 一次産業分野で情報技術を活用して生産性向上を推進する事業
 - ⑥ その他一次産業分野に関連する一切の事業
- (5) ヘルスケアに関する以下の事業
 - ① 薬局の運営ならびに処方箋による医療用医薬品の調剤および販売
 - ② セルフメディケーション、未病推進支援に関する事業
 - ③ ヘルスケア分野で情報技術を活用して生活の質（いわゆるクオリティ・オブ・ライフ）向上を推進する事業
 - ④ その他ヘルスケアに関連する一切の事業
- (6) 二次流通市場に関する以下の事業
 - ① 古物の売買その他の古物営業法上の古物営業
 - ② 中古品、不用品の収集と再活用に関する事業
 - ③ 不良品、故障品などの再活用に関する事業
 - ④ ゴミゼロに向けた企画、開発、事業運営、コンサルティング
 - ⑤ インターネットを通じたフリーマーケット、オークション事業の運営
 - ⑥ その他二次流通市場に関連する一切の事業
- (7) まちづくりに関する以下の事業
 - ① 都市計画、事業創出、観光振興、不動産有効利用、不動産リノベーションに関する事業
 - ② 公営・公共住宅の活性化に関する事業
 - ③ 中心地での空物件やシャッター商店街の再生に関する事業
 - ④ 起業家向けの事務所、開発設備、生産設備、店舗、販売チャネル、原料調達、資金調達、人材派遣等の事業インフラ提供サービス
 - ⑤ 関係人口創出のための施設に関する事業
 - ⑥ 文化、芸術、歴史、自然等地域資源の活用に関する事業および事業化支援コンサルティング
 - ⑦ 移動サービスに関する事業
 - ⑧ 再生可能エネルギーに関する事業および再生可能エネルギーを活用した地域活性化のコンサルティング
 - ⑨ 情報技術を活用してまちの機能向上を推進する事業
 - ⑩ その他まちづくりに関連する一切の事業
- (8) 金融・投資に関する以下の事業
 - ① 地域の産業創出、まちづくり、社会起業家を支援する投資ファンドの組成、運営
 - ② クラウドファンディング関連事業
 - ③ マイクロファイナンスの運営
 - ④ 地域の経済循環創出に資する前払式支払手段、地域通貨、暗号資産等のデジタル通貨

の発行、流通、管理、決済手段の提供および運営、資金移動業ならびに暗号資産交換業

⑤ その他金融・投資に関連する一切の事業

(9) 教育に関する以下の事業

① 保育所、託児所、学童施設の運営

② 小学校、中学校、高等学校、大学の運営

③ 学習塾その他の学習支援施設の運営

④ 各種文化教室、スポーツ教室、スポーツ施設の運営

⑤ 語学学校、職業訓練校、社会人向け教育施設、起業家向け教育施設の運営

⑥ 教育コンテンツの企画開発、販売

⑦ 情報技術を活用して教育品質の向上を推進する事業

⑧ その他教育に関連する一切の事業

(10) ソーシャルインパクト共創に関する以下の事業

① 貧困、差別・偏見、環境問題、過疎化等の社会課題解決を志向する団体・個人の活動支援、協働プラットフォームの企画、開発、運営

② 社会起業家の事業立ち上げ支援、人材派遣

③ その他ソーシャルインパクト共創に関連する一切の事業

(11) その他以下の事業

① 印刷業、出版業、クレジットカード取扱業、貨物自動車運送事業、倉庫業、梱包業、衣料用繊維製品および寝具等の検品業務、損害保険代理店業、生命保険の募集に関する業務、総合リース業、総合レンタル業、発電および売電に関する事業、映画・演劇等のビデオ等録音録画物の企画・製作ならびに複製権等著作権の賃貸および売買

② 一般および産業廃棄物の収集・運搬・分別・処理・リサイクル処理業、焼却・最終処分場運営、再生資源および廃棄物に関する事業者に対する支援、コンサルティング

(12) 前各号に掲げる事業の業務受託および経営指導、フランチャイズシステムによるコンサルタント事業

(13) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第4条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第6条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は、1,123,120,000株とする。

(自己株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第9条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集の時期等)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集する。

2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会資料の電子提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第 325 条の 2 に定める電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部について、基準日までに会社法第 325 条の 5 に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当社の取締役は、11 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長、その他の役職を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 38 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 2 月末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 期末配当金および中間配当金は、支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(効力発生)

第1条 定款第2条の新設およびこれに伴い定款第2条以下を1条ずつ繰り下げる変更ならびに定款第2条（繰下げ後の第3条）、定款第20条（繰下げ後の第21条）および定款第21条（繰下げ後の第22条）の変更は、これを承認する株主総会決議の時から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定による条数繰下げ後の定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に定める施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。ただし、施行日から6月以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集手続についてはなお従前の例による。

3 第1項の規定による条数繰下げ後の定款第13条に第2項を加える変更は、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業省令・法務省令で定めるところにより経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。

4 第2項の規定は施行日から6月を経過した日または同項ただし書の株主総会の日から3月を経過した日のいずれか遅い日をもって、および前項の規定は同項に定める確認を受けたときをもって、それぞれ自動的に削除され、本条は、第2項、第3項および第2条が全て削除されたときをもって自動的に削除されるものとする。

(取締役の任期に関する経過措置)

第2条 前条第1項の規定による定款第20条（繰下げ後の第21条）の変更の効力発生にかかわらず、2020年5月27日開催の第41期定時株主総会および同年11月27日開催の第42期定時株主総会において選任され就任した取締役の任期は、なお従前の例によるものとし、前者については2021年8月末日、後者については2022年8月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 本条は、2022年8月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の開催日の経過後、自動的に削除されるものとする。

以上

2021年11月26日定時株主総会にて決議

現在事項全部証明書

東京都豊島区東池袋四丁目26番3号
株式会社良品計画

会社法人等番号	0133-01-012443	
商号	株式会社魚力	
	株式会社良品計画	平成4年9月1日変更
本店	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	
	東京都豊島区東池袋四丁目26番3号	平成14年11月1日移転 平成14年11月1日登記
公告をする方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。 http://ryohin-keikaku.jp 当会社の公告方法は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成19年5月23日変更 平成19年6月19日登記
	会社成立の年月日	昭和54年5月18日
目的	<p>当会社は、次の各号に定める事業を営むこと、または次の事業を営む会社および外国会社の株式もしくは持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とし、企業理念を達成することを目指す。</p> <p>(1) 日常生活に必要な以下の物品の企画、開発、設計、生産、加工、輸出入、配送、販売、卸売、レンタル、アフターサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ①衣料品、靴、鞆、時計、めがね、その他服飾雑貨品 ②食品、健康食品、栄養補助食品、加工食品、冷凍調理食品、菓子、飲料、調味料、チーズ・バターその他の乳製品、農畜水産物 ③家具、インテリア、大工用品、内装部材、建築部材 ④家庭用品、文房具、園芸用品、生花、ペット用品、その他日用雑貨 ⑤玩具、遊戯具、楽器 ⑥電気製品、電気通信機械器具、光学機械器具、情報関連機器、コンピューターソフトウェア ⑦化粧品 ⑧石鹸、洗剤類 ⑨出版物、書籍、レコード、テープ、CD、DVD、デジタルコンテンツ ⑩医薬品、動物用医薬品、医薬部外品、医療用具 ⑪農薬、肥料、飼料、毒物、劇物 ⑫自動車、原動機付自転車、自転車 ⑬宝石、貴金属 ⑭美術工芸品 	

	<ul style="list-style-type: none">⑮酒類⑯塩、たばこ、切手、印紙、米穀⑰廃棄物および再生品または再生原料を活用した製品⑱古物⑲石油製品⑳その他日常生活に関連する一切の商品(2) 日常生活に必要な以下のサービスの企画、提供<ul style="list-style-type: none">①食堂、喫茶店その他の飲食店②ホテル、旅館③スポーツ、文化、キャンプその他余暇に関するワークショップ、教育、施設運営④旅行、旅行代理店⑤衣服、靴、家具、生活雑貨などのクリーニング、修理⑥清掃⑦ホームセキュリティ⑧みまもりサービス、介護サービス⑨終活サポート、遺品整理⑩フリーマーケット運営、オークション運営⑪引越し、物流⑫移動販売⑬通信販売⑭訪問販売⑮その他日常生活に関連する一切のサービス(3) 空間の設計デザイン、空間リノベーションに関する以下の事業<ul style="list-style-type: none">①内装の設計デザイン、施工管理、施工②オフィスの設計デザイン、施工管理、施工③住宅の設計デザイン、施工管理、施工、住宅販売④ビル、公共建築物、商業施設、その他の建築物の設計デザイン、施工管理、施工⑤都市、町の設計デザイン⑥その他の建設業⑦不動産の売買、賃貸、仲介、管理⑧その他空間の設計デザイン、空間リノベーションに関連する一切の事業(4) 「食と農」など一次産業分野に関する以下の事業<ul style="list-style-type: none">①農業、畜産業、水産業、林業における事業開発、事業運営②捕獲鳥獣（ジビエ）を活用する事業③農業副産物の未利用・低利用資源を活用する事業④代替肉、昆虫食等、環境インパクトの少ない次世代食材に関する事業⑤一次産業分野で情報技術を活用して生産性向上を推進する事業⑥その他一次産業分野に関連する一切の事業(5) ヘルスケアに関する以下の事業<ul style="list-style-type: none">①薬局の運営ならびに処方箋による医療用医薬品の調剤および販売②セルフメディケーション、未病推進支援に関する事業③ヘルスケア分野で情報技術を活用して生活の質（いわゆるクオリティ・オブ・ライフ）向上を推進する事業④その他ヘルスケアに関連する一切の事業(6) 二次流通市場に関する以下の事業<ul style="list-style-type: none">①古物の売買その他の古物営業法上の古物営業②中古品、不用品の収集と再活用に関する事業③不良品、故障品などの再活用に関する事業
--	--

- ④ゴミゼロに向けた企画、開発、事業運営、コンサルティング
- ⑤インターネットを通じたフリーマーケット、オークション事業の運営
- ⑥その他二次流通市場に関連する一切の事業
- (7) まちづくりに関する以下の事業
 - ①都市計画、事業創出、観光振興、不動産有効利用、不動産リノベーションに関する事業
 - ②公営・公共住宅の活性化に関する事業
 - ③中心地での空物件やシャッター商店街の再生に関する事業
 - ④起業家向けの事務所、開発設備、生産設備、店舗、販売チャネル、原料調達、資金調達、人材派遣等の事業インフラ提供サービス
 - ⑤関係人口創出のための施設に関する事業
 - ⑥文化、芸術、歴史、自然等地域資源の活用に関する事業および事業化支援コンサルティング
 - ⑦移動サービスに関する事業
 - ⑧再生可能エネルギーに関する事業および再生可能エネルギーを活用した地域活性化のコンサルティング
 - ⑨情報技術を活用してまちの機能向上を推進する事業
 - ⑩その他まちづくりに関連する一切の事業
- (8) 金融・投資に関する以下の事業
 - ①地域の産業創出、まちづくり、社会起業家を支援する投資ファンドの組成、運営
 - ②クラウドファンディング関連事業
 - ③マイクロファイナンスの運営
 - ④地域の経済循環創出に資する前払式支払手段、地域通貨、暗号資産等のデジタル通貨の発行、流通、管理、決済手段の提供および運営、資金移動業ならびに暗号資産交換業
 - ⑤その他金融・投資に関連する一切の事業
- (9) 教育に関する以下の事業
 - ①保育所、託児所、学童施設の運営
 - ②小学校、中学校、高等学校、大学の運営
 - ③学習塾その他の学習支援施設の運営
 - ④各種文化教室、スポーツ教室、スポーツ施設の運営
 - ⑤語学学校、職業訓練校、社会人向け教育施設、起業家向け教育施設の運営
 - ⑥教育コンテンツの企画開発、販売
 - ⑦情報技術を活用して教育品質の向上を推進する事業
 - ⑧その他教育に関連する一切の事業
- (10) ソーシャルインパクト共創に関する以下の事業
 - ①貧困、差別・偏見、環境問題、過疎化等の社会課題解決を志向する団体・個人の活動支援、協働プラットフォームの企画、開発、運営
 - ②社会起業家の事業立ち上げ支援、人材派遣
 - ③その他ソーシャルインパクト共創に関連する一切の事業
- (11) その他以下の事業
 - ①印刷業、出版業、クレジットカード取扱業、貨物自動車運送事業、倉庫業、梱包業、衣料用繊維製品および寝具等の検品業務、損害保険代理店業、生命保険の募集に関する業務、総合リース業、総合レンタル業、発電および売電に関する事業、映画・演劇等のビデオ等録音録画物の企画・製作ならびに複製権等著作権の賃貸および売買
 - ②一般および産業廃棄物の収集・運搬・分別・処理・リサイクル処理業、焼却・最終処分場運営、再生資源および廃棄物に関する事業者に対する支援、コンサルティング

	(12) 前各号に掲げる事業の業務受託および経営指導、フランチャイズシステムによるコンサルタント事業 (13) 前各号に付帯する一切の事業 令和 3年11月26日変更	令和 3年12月27日登記	
単元株式数	100株	平成 8年 7月 1日変更 平成 8年 7月 4日登記	
発行可能株式総数	11億2312万株	令和 1年 9月 1日変更 令和 1年10月31日登記	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2億8078万株	令和 1年 9月 1日変更 令和 1年10月31日登記	
資本金の額	金67億6625万円	平成 8年 7月23日変更 平成 8年 8月 5日登記	
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 平成24年 4月 1日変更	平成24年 4月 2日登記	
役員に関する事項	取締役 金井政明	令和 3年11月26日重任 令和 3年12月27日登記	
	取締役 松崎暁	令和 2年11月27日重任 令和 3年 8月 3日登記	
	取締役 遠藤功	令和 2年11月27日重任 令和 3年 8月 3日登記	
	取締役 岡崎令	令和 2年11月27日重任 令和 3年 8月 3日登記	
	取締役 清水智	令和 2年11月27日重任 令和 3年 8月 3日登記	
	取締役 柳生昌良	令和 3年11月26日重任 令和 3年12月27日登記	

取締役	吉川 淳	令和 3年11月26日重任
		令和 3年12月27日登記
取締役	堂前 宣夫	令和 2年11月27日重任
		令和 3年 8月 3日登記
取締役	嶋崎 朝子	令和 3年11月26日就任
		令和 3年12月27日登記
東京都豊島区高田一丁目38番12-113号 代表取締役	金井 政明	令和 3年11月26日重任
		令和 3年12月27日登記
東京都目黒区上目黒一丁目8番10-708号 代表取締役	堂前 宣夫	令和 3年 9月 1日就任
		令和 3年 9月30日登記
		令和 4年 1月29日住所 移転
		令和 4年 2月14日登記
監査役 (社外監査役)	服部 勝	令和 2年 5月27日重任
		令和 2年12月17日登記
監査役	川ノ上 信吾	令和 1年 5月22日就任
		令和 1年 7月19日登記
		令和 1年 8月15日更正
監査役 (社外監査役)	新井 純	令和 2年 5月27日就任
		令和 2年12月17日登記
監査役	鈴木 啓	令和 3年11月26日就任
		令和 3年12月27日登記
会計監査人	有限責任あずさ監査法人	令和 3年11月26日重任
		令和 3年12月27日登記

<p>取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>平成18年 5月24日変更 平成18年 6月23日登記</p>
<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>平成27年 5月20日変更 平成27年 6月17日登記</p>
<p>新株予約権</p>	<p>第2回新株予約権 新株予約権の数 14個</p> <p>平成30年 7月31日変更 平成30年 9月21日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式14000株</p> <p>ただし、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>当該調整後株式数は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本に組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後株式数は、当該株主総会の承認の直後に、当該株主割当日の直後に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める、新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うことができる。</p> <p>令和 1年 9月 1日変更 令和 3年 9月 3日登記</p> <p>各新株予約権の発行価額 無償</p> <p>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 各新株予約権の目的たる株式の数に1円を乗じた額</p> <p>当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>調整後1株当たり払込金額</p> <p>1</p> <p>＝調整前1株当たり払込金額×$\frac{\text{調整後1株当たり払込金額}}{\text{調整前1株当たり払込金額}}$</p> <p>分割又は併合の比率</p>

	<p>当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成17年4月7日から平成36年5月31日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） 新株予約権者が新株予約権の権利行使を開始することができる日（以下、権利行使期間開始日という。）は、当該新株予約権者が当社の取締役又は執行役員 of いずれの地位をも喪失した日（以下、役員等退任日という。）の翌日とする。ただし、新株予約権割当契約に別段の定めがある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が本新株予約権の権利行使をすることができる期間の満了日（以下、権利行使期間満了日という。）は、次に掲げる役員等退任日の属する期間の区分に従い、それぞれに掲げる日とする。</p> <p>役員等退任日が発行日から平成31年5月31日までの場合 権利行使期間開始日から5年間を経過する日</p> <p>役員等退任日が平成31年6月1日以降の場合 平成36年5月31日</p> <p>新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、当該新株予約権は、新株予約権割当契約に定める条件に従い、相続人に承継される。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社が消滅会社となる合併契約が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>新株予約権者が新株予約権を行使する前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権の行使が不可能となった場合、当社は、当該新株予約権を無償で取得できる。</p> <p>平成18年 5月 1日変更 平成18年 6月23日登記</p> <p>平成17年 4月20日登記</p>
<p>第3回新株予約権 新株予約権の数 18個</p>	<p>平成30年 7月31日変更 平成30年 9月21日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式18000株</p> <p>ただし、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>当該調整後株式数は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益の資本に組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われ</p>

る場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後株式数は、当該株主総会の承認の直後に、当該株主割当日の直後に遡及してこれを適用する。

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める、新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うことができる。

令和 1 年 9 月 1 日変更 令和 3 年 9 月 3 日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の目的たる株式の数に1円を乗じた額

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後1株当たり払込金額

1

=調整前1株当たり払込金額×

分割又は併合の比率

当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができる。

新株予約権を行使することができる期間

平成17年6月15日から平成37年5月31日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

新株予約権者が新株予約権の権利行使を開始することができる日（以下、権利行使期間開始日という。）は、当該新株予約権者が当社の取締役又は執行役員のいずれの地位をも喪失した日（以下、役員等退任日という。）の翌日とする。ただし、新株予約権割当契約に別段の定めがある場合は、この限りではない。

新株予約権者が本新株予約権の権利行使をすることができる期間の満了日（以下、権利行使期間満了日という。）は、次に掲げる役員等退任日の属する期間の区分に従い、それぞれに掲げる日とする。

役員等退任日が発行日から平成32年5月31日までの場合

権利行使期間開始日から5年間を経過する日

役員等退任日が平成32年6月1日以降の場合

平成37年5月31日

新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。

新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部につき、第三者に譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしないものとする。

新株予約権者が死亡した場合には、当該新株予約権は、新株予約権割当契約に定める条件に従い、相続人に承継される。

	<p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</p> <p>当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>新株予約権者が新株予約権を行使する前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権の行使が不可能となった場合、当社は、当該新株予約権を無償で消却できる。</p> <p>当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>新株予約権者が新株予約権を行使する前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権の行使が不可能となった場合、当社は、当該新株予約権を無償で取得できる。</p> <p>当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて取得することができるものとする。</p> <p>平成18年 5月 1日変更 平成18年 6月23日登記</p> <p>平成17年 6月29日登記</p>
第4回新株予約権 新株予約権の数 7個	<p>平成27年 8月31日変更 平成27年 9月16日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>普通株式 7000株</p> <p>募集新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1000株とする。</p> <p>ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p> <p>また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。</p> <p>令和 1年 9月 1日変更 令和 3年 9月 3日登記</p>

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨以下の算式及び基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} N(d) - X e^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- i 1株当たりのオプション価格 (C)
- ii 株価 (S) : 平成18年7月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- iii 行使価格 (X) : 1円
- iv 予想残存期間 (T) : 11年
- v 株価変動性 (σ) : 11年間 (平成7年7月12日から平成18年7月11日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した変動率
- vi 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- vii 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (平成18年2月期の配当実績) \div 上記iiに定める株価
- viii 標準正規分布の累積分布関数 (N ())

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月13日から平成38年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、募集新株予約権を行使できる期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日 (以下、「権利行使開始日」という。) から新株予約権を行使することができる。
- ii 上記iに関わらず、新株予約権者は、平成37年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成37年6月1日から平成38年5月31日までの期間に限り新株予約権を行使できる。
- iii 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

なし

平成18年	7月12日発行
平成18年11月	2日登記

第5回新株予約権
新株予約権の数
6個

令和 2年12月31日変更 令和 3年 9月 3日登記

	<p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 6000株</p> <p>募集新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1000株とする。 ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p> <p>また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。</p> <p>令和 2年12月31日変更 令和 3年 9月 3日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成18年7月13日から平成38年5月31日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> i 新株予約権者は、募集新株予約権を行使できる期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から新株予約権を行使することができる。 ii 上記iに関わらず、新株予約権者は、平成37年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成37年6月1日から平成38年5月31日までの期間に限り新株予約権を行使できる。 ii 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。 <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 なし</p> <table border="1" data-bbox="1085 1803 1453 1937"> <tr> <td>平成18年 7月12日発行</td> </tr> <tr> <td>平成18年11月 2日登記</td> </tr> </table> <p>第6回新株予約権</p>	平成18年 7月12日発行	平成18年11月 2日登記
平成18年 7月12日発行			
平成18年11月 2日登記			

新株予約権の数
13個

平成30年 7月31日変更 平成30年 9月21日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 13000株

各募集新株予約権の目的である株式の数は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

令和 1年 9月 1日変更 令和 3年 9月 3日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

以下の算式及び基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} - X e^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- i 1株当たりのオプション価格（C）
- ii 株価（S）：平成19年7月19日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- iii 行使価格（X）：1円
- iv 予想残存期間（T）：11年
- v 株価変動性（σ）：11年間（平成8年7月19日から平成19年7月19日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- vi 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- vii 配当利回り（q）：1株当たりの配当金（平成19年2月期の実績配当金）÷上記iiに定める株価
- viii 標準正規分布の累積分布関数（N（・））

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月20日から平成39年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。
- ii 新株予約権者は、上記iの当社の取締役の地位の喪失に加え、当社の執行役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日（当社の取締役、執行役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日を以下、「権利行使開始日」という。）から募集新株予約権を行使することができる。
- iii 上記i及びiiに拘わらず、新株予約権者は、以下の①及び②に定める場合（ただし、②については、組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成38年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成38年6月1日から平成39年5月31日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

- iv 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

平成19年 7月19日発行

平成20年 9月17日登記

第7回新株予約権

新株予約権の数

33個

平成30年 7月31日変更 平成30年 9月21日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 33000株

各募集新株予約権の目的である株式の数は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結

の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

令和1年9月1日変更 令和3年9月3日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

以下の算式及び基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-rt} - X e^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right) T}{\sigma\sqrt{T}}$$

d =

- i 1株当たりのオプション価格 (C)
- ii 株価 (S) : 平成20年7月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- iii 行使価格 (X) : 1円
- iv 予想残存期間 (T) : 11年
- v 株価変動性 (σ) : 11年間 (平成9年7月17日から平成20年7月17日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- vi 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- vii 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (平成20年2月期の実績配当金) \div 上記iiに定める株価
- viii 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月18日から平成40年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。
- ii 新株予約権者は、上記iの当社の取締役の地位の喪失に加え、当社の執行役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日 (当社の取締役、執行役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日を以下、「権利行使開始日」という。) から募集新株予約権を行使することができる。
- iii 上記i及びiiに拘わらず、新株予約権者は、以下の①及び②に定める場

合（ただし、②については、組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成39年5月31日に至るまでに権利行使開始日を逸えなかった場合

平成39年6月1日から平成40年5月31日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

iv 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

平成20年 7月17日発行

平成20年 9月17日登記

第8回新株予約権

新株予約権の数

58個

平成30年 7月31日変更 平成30年 9月21日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 58000株

各募集新株予約権の目的である株式の数は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

令和 1年 9月 1日変更 令和 3年 9月 3日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨以下の算式及び基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qt} N(d) - X e^{-rt} N(d - \sigma \sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right) T}{\sigma \sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格 (C)
- (2) 株価 (S) : 平成21年7月28日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格 (X) : 1円
- (4) 予想残存期間 (T) : 10年
- (5) 株価変動性 (σ) : 10年間 (平成11年7月28日から平成21年7月28日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (平成21年2月期の実績配当金) \div 上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 (N(\cdot))

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月29日から平成41年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の当社の取締役の地位の喪失に加え、当社の執行役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日 (当社の取締役、執行役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日を以下、「権利行使開始日」という。) から募集新株予約権を行使することができる。

(3) 上記(1)及び(2)に拘わらず、新株予約権者は、以下の①及び②に定める場合 (ただし、②については、組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。) には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成40年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成40年6月1日から平成41年5月31日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(4) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

平成21年 7月28日発行

平成21年10月15日登記

第9回新株予約権

新株予約権の数

60個

平成30年 7月31日変更 平成30年 9月21日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 60000株

各募集新株予約権の目的である株式の数は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

令和1年 9月1日変更 令和3年 9月3日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

以下の算式及び基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} - X e^{-rT} - N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

d =

$\sigma\sqrt{T}$

- (1) 1株当たりのオプション価格 (C)
- (2) 株価 (S) : 平成22年7月26日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- (3) 行使価格 (X) : 1円
- (4) 予想残存期間 (T) : 10年
- (5) 株価変動性 (σ) : 10年間（平成12年7月26日から平成22年7月26日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

	<p>(6) 無リスクの利率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率</p> <p>(7) 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (平成22年2月期の実績配当金) ÷ 上記(2) に定める株価</p> <p>(8) 標準正規分布の累積分布関数 (N(・))</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成22年7月27日から平成42年5月31日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者は、上記(1)の当社の取締役の地位の喪失に加え、当社の執行役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日 (当社の取締役、執行役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日を以下、「権利行使開始日」という。) から募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に拘わらず、新株予約権者は、以下の①及び②に定める場合 (ただし、②については、組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。) には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>① 新株予約権者が平成41年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成41年6月1日から平成42年5月31日</p> <p>② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>(4) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</p>				
<p>第10回新株予約権 新株予約権の数 68個</p>	<table border="1" data-bbox="1085 1523 1460 1657"> <tr> <td>平成22年</td> <td>7月26日発行</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>9月2日登記</td> </tr> </table> <p>平成30年 7月31日変更 平成30年 9月21日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 68000株 各募集新株予約権の目的である株式の数は1000株とする。 ただし、新株予約権を割り当てる日 (以下、「割当日」という。) 後、当社が当社普通株式につき、株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。) 又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。</p>	平成22年	7月26日発行	平成22年	9月2日登記
平成22年	7月26日発行				
平成22年	9月2日登記				

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

令和 1 年 9 月 1 日変更 令和 3 年 9 月 3 日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

以下の算式及び基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} N(d) - X e^{-rT} N(d - \sigma \sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right) T}{\sigma \sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格 (C)
- (2) 株価 (S) : 平成23年6月16日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- (3) 行使価格 (X) : 1円
- (4) 予想残存期間 (T) : 10年
- (5) 株価変動性 (σ) : 10年間（平成13年6月16日から平成23年6月16日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金（平成23年2月期の実績配当金）÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年6月17日から平成43年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の当社の取締役の地位の喪失に加え、当

社の執行役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（当社の取締役、執行役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日を以下、「権利行使開始日」という。）から募集新株予約権を行使することができる。

(3) 上記(1)及び(2)に拘わらず、新株予約権者は、以下の①及び②に定める場合（ただし、②については、組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成42年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成42年6月1日から平成43年5月31日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(4) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

平成23年 6月16日発行

平成23年 7月 8日登記

第11回新株予約権

新株予約権の数

63個

平成31年 2月28日変更 平成31年 3月26日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 63000株

各募集新株予約権の目的である株式の数は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行

うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。
令和 1 年 9 月 1 日変更 令和 3 年 9 月 3 日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
以下の算式及び基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に
付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} N(d) - X e^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right) T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格 (C)
- (2) 株価 (S) : 平成24年6月28日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格 (X) : 1円
- (4) 予想残存期間 (T) : 10年
- (5) 株価変動性 (σ) : 10年間 (平成14年6月28日から平成24年6月28日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (平成24年2月期の実績配当金) \div 上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年6月29日から平成44年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の当社の取締役の地位の喪失に加え、当社の執行役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日 (当社の取締役、執行役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日を以下、「権利行使開始日」という。) から募集新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(1)及び(2)に拘わらず、新株予約権者は、以下の①及び②に定める場合 (ただし、②については、組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。) には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成43年5月31日に至るまでに権利行使開始日を
迎えなかった場合

平成43年6月1日から平成44年5月31日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総

	<p>会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>(4) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1085 459 1452 600"> <tr> <td>平成24年</td> <td>6月28日発行</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>7月17日登記</td> </tr> </table>	平成24年	6月28日発行	平成24年	7月17日登記
平成24年	6月28日発行				
平成24年	7月17日登記				
<p>第12回新株予約権 新株予約権の数 41個</p>	<p>平成31年 2月28日変更 平成31年 3月26日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 41000株</p> <p>各募集新株予約権の目的である株式の数は1000株とする。 ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。</p> <p>令和 1年 9月 1日変更 令和 3年 9月 3日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 以下の算式及び基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。</p> $C = S e^{-qT} - X e^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$ <p>ここで、</p> $d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right) T}{\sigma\sqrt{T}}$ <p>(1) 1株当たりのオプション価格 (C) (2) 株価 (S) : 平成25年6月27日の東京証券取引所における当社普</p>				

	<p>通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）</p> <p>(3) 行使価格 (X) : 1円</p> <p>(4) 予想残存期間 (T) : 10年</p> <p>(5) 株価変動性 (σ) : 10年間（平成15年6月27日から平成25年6月27日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率</p> <p>(6) 無リスクの利率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率</p> <p>(7) 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金（平成25年2月期の実績配当金）÷上記(2)に定める株価</p> <p>(8) 標準正規分布の累積分布関数 (N(・))</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成25年6月28日から平成45年5月31日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者は、上記(1)の当社の取締役の地位の喪失に加え、当社の執行役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日（当社の取締役、執行役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日を以下、「権利行使開始日」という。）から募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に拘わらず、新株予約権者は、以下の①及び②に定める場合（ただし、②については、組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>①新株予約権者が平成44年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成44年6月1日から平成45年5月31日</p> <p>②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>(4) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1085 1736 1460 1870"> <tr> <td>平成25年</td> <td>6月27日発行</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>8月23日登記</td> </tr> </table>	平成25年	6月27日発行	平成25年	8月23日登記
平成25年	6月27日発行				
平成25年	8月23日登記				
<p>第13回新株予約権 新株予約権の数 29個</p>	<p>平成31年 2月28日変更 平成31年 3月26日登記</p>				

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 29000株

各募集新株予約権の目的である株式の数は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

令和 1年 9月 1日変更 令和 3年 9月 3日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

以下の算式及び基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} - X e^{-rT} - N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right) T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格 (C)
- (2) 株価 (S) : 平成26年6月19日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- (3) 行使価格 (X) : 1円
- (4) 予想残存期間 (T) : 10年
- (5) 株価変動性 (σ) : 10年間（平成16年6月19日から平成26年6月19日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金（平成26年2月期の実績配当金）÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、

これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年6月20日から平成46年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の当社の取締役の地位の喪失に加え、当社の執行役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日(当社の取締役、執行役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日を以下、「権利行使開始日」という。)から募集新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(1)及び(2)に拘わらず、新株予約権者は、以下の①及び②に定める場合(ただし、②については、組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成45年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成45年6月1日から平成46年5月31日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

- (4) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

平成26年 6月19日発行

平成26年 7月14日登記

第14回新株予約権

新株予約権の数

26個

平成31年 2月28日変更 平成31年 3月26日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 26000株

各募集新株予約権の目的である株式の数は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

令和1年9月1日変更 令和3年9月3日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

以下の算式及び基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格
(1円未満の端数は四捨五入)に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} - X e^{-rT} N(d_1) - S e^{-qT} + X e^{-rT} N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

$d_2 =$

$$\frac{\sigma\sqrt{T}}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格 (C)
- (2) 株価 (S) : 平成27年6月11日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格 (X) : 1円
- (4) 予想残存期間 (T) : 10年
- (5) 株価変動性 (σ) : 10年間 (平成17年6月11日から平成27年6月11日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率
- (7) 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (平成27年2月期の実績配当金) \div 上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 (N(\cdot))

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成27年6月12日から平成47年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成46年5月31日に至るまでに権利行使開始日を

	<p>迎えなかった場合 平成46年6月1日から平成47年5月31日</p> <p>②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1085 604 1452 728"> <tr> <td>平成27年 6月11日発行</td> </tr> <tr> <td>平成27年11月17日登記</td> </tr> </table>	平成27年 6月11日発行	平成27年11月17日登記
平成27年 6月11日発行			
平成27年11月17日登記			
<p>第15回新株予約権 新株予約権の数 20個</p>	<p>平成31年 2月28日変更 平成31年 3月26日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 20000株 各募集新株予約権の目的である株式の数は1000株とする。 ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する また、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。 令和 1年 9月 1日変更 令和 3年 9月 3日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 以下の算式及び基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は四捨五入）に付与株式数を乗じた金額とする。 $C = S e^{-N(d) - X e^{-N(d - \sigma \sqrt{T})}}$ <p>ここで、</p> $d = \frac{\ln \left(\frac{S}{X} \right) + (r - q + \frac{\sigma^2}{2}) T}{\sigma \sqrt{T}}$ </p>		

$$d = \frac{C + S - X}{\sigma \sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格 (C)
- (2) 株価 (S) : 平成28年6月23日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格 (X) : 1円
- (4) 予想残存期間 (T) : 15年
- (5) 株価変動性 (σ) : 15年間 (平成13年6月23日から平成28年6月23日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (平成28年2月期の実績配当金) ÷ 上記(2) に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 (N(・))

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年6月24日から平成58年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役、監査役及び執行役員 of いずれの地位をも喪失した日の翌日 (以下、「権利行使開始日」という。) から募集新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 上記(1)及び下記(4)①は、募集新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株を行使できないものとする。
- (4) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合 (ただし、②については、組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。) には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

① 新株予約権者が平成57年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成57年6月1日から平成58年5月31日

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

平成28年 6月23日発行

平成28年 9月 5日登記

第16回新株予約権

新株予約権の数
28個

平成31年 2月28日変更 平成31年 3月26日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 28000株

各募集新株予約権の目的である株式の数は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

令和 1年 9月 1日変更 令和 3年 9月 3日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨以下の算式及び基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は四捨五入）に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-N(d)} - X e^{-N(d - \sigma\sqrt{T})}$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right) T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格（C）
- (2) 株価（S）：平成29年6月22日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- (3) 行使価格（X）：1円
- (4) 予想残存期間（T）：15年
- (5) 株価変動性（σ）：15年間（平成14年6月22日から平成29年6月22日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率
- (7) 配当利回り（q）：1株当たりの配当金（平成29年2月期の実績配当金）÷上記（2）に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数（N（・））

	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成29年6月23日から平成59年5月31日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2) 上記(1)は、募集新株予約権を相続により承継した者については適用しない。</p> <p>(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使できないものとする。</p> <p>(4) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>①新株予約権者が平成58年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成58年6月1日から平成59年5月31日</p> <p>②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p>		
<p>第17回新株予約権 新株予約権の数 22個</p> <p>平成31年 2月28日変更 平成31年 3月26日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 22000株</p> <p>各募集新株予約権の目的である株式の数は1000株とする。 ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割の</p>	<table border="1"> <tr> <td>平成29年 6月22日発行</td> </tr> <tr> <td>平成29年 8月25日登記</td> </tr> </table>	平成29年 6月22日発行	平成29年 8月25日登記
平成29年 6月22日発行			
平成29年 8月25日登記			

ための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

令和 1 年 9 月 1 日変更 令和 3 年 9 月 3 日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨以下の算式及び基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は四捨五入）に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} - X e^{-rT} + N (d - \sigma \sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln \left(\frac{S}{X} \right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2} \right) T}{\sigma \sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格 (C)
- (2) 株価 (S) : 平成30年6月21日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- (3) 行使価格 (X) : 1円
- (4) 予想残存期間 (T) : 15年
- (5) 株価変動性 (σ) : 15年間（平成15年6月21日から平成30年6月21日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金（平成30年2月期の実績配当金）÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成30年6月22日から平成60年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、募集新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使できないものとする。
- (4) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、

②については、組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成59年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成59年6月1日から平成60年5月31日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

平成30年 6月21日発行

平成30年10月 3日登記

第18回新株予約権

新株予約権の数

71個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 71000株

各募集新株予約権の目的である株式の数は1000株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

令和 1年 9月 1日変更 令和 3年 9月 3日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨以下の算式及び基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は四捨五入)に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-rt} N(d) - X e^{-rt} N(d - \sigma \sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + (r - q + \frac{\sigma^2}{2})T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格 (C)
- (2) 株価 (S) : 2019年7月4日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格 (X) : 1円
- (4) 予想残存期間 (T) : 15年
- (5) 株価変動性 (σ) : 15年間 (2004年7月4日から2019年7月4日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (2019年2月期の実績配当金) \div 上記 (2) に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 (N(\cdot))

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2019年7月5日から2049年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日 (以下、「権利行使開始日」という。) から募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記 (1) は、募集新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使できないものとする。
- (4) 上記 (1) に拘わらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合 (ただし、②については、組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。) には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が2048年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2048年6月1日から2049年5月31日
 - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間

令和 1年 7月 4日発行

令和 1年 8月28日登記

2019年有償新株予約権

新株予約権の数

1760個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1,760,000株

下記により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1000株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

令和1年9月1日変更 令和3年9月3日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権1個あたりの発行価額は、32,000円とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2019年4月23日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金20,900円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \frac{\text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことが

	<p>できるものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 2021年12月1日から2023年5月8日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>① 当社の中期経営計画の目標値である2020年度（2021年8月期）における当社の連結営業利益600億円を超過した場合、新株予約権者は付与された全ての新株予約権を行使することができる。 上記営業利益の判定においては、当社の2020年度に関する有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとする。</p> <p>② 新株予約権者は、（i）当社もしくは当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会、当社もしくは当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇、辞職または辞任した場合、または（ii）当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>③ 新株予約権者に相続が発生した場合、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）は、行使期間において、当該本新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>（1）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>（2）新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1085 1556 1452 1691"> <tr> <td>令和</td> <td>1年</td> <td>5月</td> <td>9日</td> <td>発行</td> </tr> <tr> <td>令和</td> <td>1年</td> <td>8月</td> <td>28日</td> <td>登記</td> </tr> </table> <p>第19回新株予約権 新株予約権の数 363個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式36300株 各募集新株予約権の目的である株式の数は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。</p>	令和	1年	5月	9日	発行	令和	1年	8月	28日	登記
令和	1年	5月	9日	発行							
令和	1年	8月	28日	登記							

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨以下の算式及び基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は四捨五入）に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} - X e^{-rT} N(d) - \frac{X e^{-rT}}{\sigma \sqrt{T}} \left[d - \frac{1}{2} \right]$$

$$d = \frac{\ln \left(\frac{S}{X} \right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2} \right) T}{\sigma \sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格 (C)
- (2) 株価 (S) : 2020年7月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- (3) 行使価額 (X) : 1円
- (4) 予想残存期間 (T) : 15年
- (5) 株価変動性 (σ) : 15年間（2005年7月9日から2020年7月9日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利率率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率率
- (7) 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金（2020年2月期の実績配当金）÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 (N(・))

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2020年7月10日から2050年5月31日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役、監査役及び執行役員のうち、その地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から募集新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)は、募集新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使できないものとする。
- (4) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2049年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2049年6月1日から2050年5月31日
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間

令和 2年 7月 9日発行

令和 3年 8月 3日登記

第20回新株予約権

新株予約権の数

498個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式49800株

各募集新株予約権の目的である株式の数は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、当社が合併又は会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨以下の算式及び基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は四捨五入）に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} - X e^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格（C）
- (2) 株価（S）：2021年1月7日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- (3) 行使価額（X）：1円
- (4) 予想残存期間（T）：15年
- (5) 株価変動性（σ）：15年間（2006年1月7日から2021年1月7日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り（q）：1株当たりの配当金（2020年2月期の実績配当金）÷上記（2）に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数（N（・））

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2021年1月8日から2050年11月30日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記（1）は、募集新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使できないものとする。
- (4) 上記（1）に拘わらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が2049年11月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2049年12月1日から2050年11月30日
 - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株

	主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間	令和 3年 1月 7日発行 令和 3年 8月 3日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年 6月23日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 6月23日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

令和 4年10月 5日
東京法務局豊島出張所
登記官

宮 崎 久 昭



様式3 (第6-1-(4)関係)

誓約書

2022年10月28日

鴨川市長

(申請者)

所在地 東京都豊島区東池袋 4-26-3

団体名 株式会社 良品計画

代表者氏名 堂前 宣夫

鴨川市総合交流ターミナルの指定管理者指定申請を行うに当たり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

- 1 鴨川市総合交流ターミナル指定管理者募集要領に定める応募資格の要件を満たしています。
- 2 提出した申請書類に虚偽又は不正はありません。

指定管理者年間事業報告書

令和元年5月31日

鴨川市長 亀田 郁夫 様

指定管理者

東京都豊島区東池袋4丁目26番3号

株式会社 良品計画

代表取締役社長 松崎 暁

担当者

千葉県鴨川市宮山1696番地

無印良品 みんなの里

店長 岩本 真

電話 04-7055-055

鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 管理を行っている施設の名称及び所在地

- (1) 施設の名称
鴨川市総合交流ターミナル
- (2) 施設の所在地
鴨川市宮山1696番地

2 管理業務の実施期間

平成30年4月1日 から 平成31年3月31日まで



3 管理業務の実施状況

(1) 維持管理業務に関すること

施設の安全及び清潔の確保を第一義として捉え、日常的に施設全体の点検及び清掃の実施を行いました。物販事業及びレストラン事業の店長・社員を核とした管理組織を設立し、管理責任者の選任により、法的な基準に則り管理業務を計画し、諸施設設備の保守点検に関しては、専門の管理事業者の有償での業務再委託を行うことで対応しました。

また、大山地区の里山オフィスの一室への当社入居含め、当社本部より総合交流ターミナルの業務をサポートする体制をとっています。

(2) 防犯・防災対策及び緊急時対策に関すること。

警備会社(セコム)への業務委託により機械警備を実施し、閉館時のセキュリティを確保しました。

災害、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想される時又は発生したときは、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を講ずることができるよう、緊急連絡網の作成等の対応体制を整備、実際に7月28日および8月9日には台風接近に伴う安全確保策として営業時間の変更(閉店時刻前倒しおよび開店時刻後倒し)を行い、市ホームページへ緊急情報の掲載を行うなど市と連動して対応しました。

なお、連絡網を通じて通勤距離が短く本施設に急行可能な要員(正職員)を第一現任者として登録し、被害を最小限に止めるよう配慮しました。

また、国保病院との連携に加え、市との調整によりAEDの設置を行うことで、急病など万一の事態に備える体制としました。

(3) 市民サービスの向上や、市民要望に関すること。

広く市民の利活用が図れるような運営のために、自主的な広報活動に加え、市の広報等との連動を図るよう心掛けました。

また、市民からの施設への要望を積極的に受け止め、カートの導入やレジカウンター高さ見直し、ゴミ箱の入替え等、平成30年4月の開店当初より承った要望に対して順次改善を行いました。

(4) 施設の利用促進に関すること。

① 地域情報の提供に関すること

施設内多目的スペースおよび掲示板を中心に鴨川市および近隣地域の情報の掲出・発信を行いました。また、当施設の宣伝・誘客活動として、当社ホームページでの地域情報の紹介や「かもナビ」等のインターネット情報、市の広報等との連携を行い、鴨川市内及び近隣市町のイベントや事業等の幅広い地域情報を共有のうえ、利用者への効率的な情報提供を図り、利用サービスの向上と利用増大に結びつけるよう努めました。

② 農産物及びその加工品の展示又は販売に関すること

地域の農産物や物産(加工品含む)の紹介販売として、地域において生産される新鮮な野菜や果物、製造される加工品や物産品など、体験交流協会と連携のうえ、安心して安全な商品を効率良く集荷し、交流館展示紹介コーナーの利用により当社のノウハウを活かした陳列手法等を用い、魅力的な商品の販売店舗の展開に努めた。また、自主事業として体験館展示紹介コーナーで展開の「無印良品」店舗との相乗効果により、集客力と購買意欲の向上を図りました。

また、当社の店舗網を活かした当社店舗での鴨川市産品の展示紹介として、平成30年10月および11月には有楽町店にて「鴨川グリーンレモン」の販売を行い好評を博しました。平成31年4月に開店する、世界旗艦店である銀座店でも鴨川産甘夏等の取扱いを行います。

③ 郷土料理その他の食の提供に関すること

地域の食材や食文化、郷土料理の紹介提供として、当社レストラン事業である「Café & Meal MUJI」を地域産品を生かす形で運営、飲食の提供を通じた「くつろぎ」と「やすらぎ」の空間を、里山や農村景観を臨む交流館の郷土料理体験コーナーにて展開しました。

周辺には飲食店が限られている上、かつ普段使いのできる価格帯で提供されている店舗は限られている状況となっており、本店舗では都市からいらっしゃるお客様だけでなく地域の皆様にも開かれた店舗を目指している。里山里海の幸を生かしたメニューを展開、店内での提供だけでなく、一部テイクアウトでの販売も行っています。

④ 農産物の加工品の研究及び開発に関すること

新設の開発工房の運営を通じ、農産品の高付加価値化、地域ブランド化を見据え市内の6次産業化の推進を引き続き図っていきます。広く一般の方へ向けて、加工品の試作品づくりや加工機器類に触れていただくこと、開発工房をテストキッチンとして昨年8月から運用を開始しました。また、厨房機器メーカーであるホシザキ関東と連携し、農産物加工セミナーを毎月実施したほか、有識者や技術をお持ち方を講師とした調理や加工体験イベントも実施しました。加えて、関係者向けの衛生管理講習会も実施し、生産者や加工に興味のある方の機運醸成を図り、新たな鴨川市の銘品づくりに寄与できたものと考えています。今後は鴨川市および長狭ビレッジ農泊推進協議会との連動のもと、安房保健所との営業許可申請の協議も進め、加工品を商品として販売できるようにしたいと考えております。

⑤ 指定管理施設の利用許可及び利用料金に関すること

市内の各種団体・組織との連携を図り、指定管理施設（農村文化室、セミナー室、屋外交流サロン、体験交流広場）を会場として利用してもらえるよう必要な情報を提供、建物内外を問わず賑わい感のある施設として、積極的な利用の促進を図った。この中では自主イベントを中心にセミナー室の利用、屋台出店を中心に屋外交流サロンの利用の実績が目立ちました。

指定管理施設の利用許可に当たっては、設置管理条例等の関係法令の規定に則り、適正に事務を実施するとともに、利用料金については、あらかじめ金額を市長の承認の上で定め、適正な料金収入業務の運用を行いました。

(5) 業務の再委託の状況に関すること。

業務の再委託は、法的基準に則り、以下の通り業務委託を継続し施設管理を行っています。

- ・電気保安業務・・・関東電気保安協会
- ・空調設備保守点検・・・瀬戸興業
- ・消防設備保守・・・小磯電機
- ・受水槽清掃・・・鴨川市管工事業協同組合
- ・警備業務・・・セコム
- ・浄化槽保守点検・・・カワナ管理
- ・門扉の開門（閉門は自社で対応）・・・鴨川市農林業体験交流協会

(6) 市内の事業者の活用に関すること。

商品販売や食事提供に使用する農産品や物産品等の各種仕入、あるいは各種体験交流事業及び自主事業の実施については、体験交流協会が地域に密着し地元こだわった事業協力・事業連携を行ってきた業態（農林水産事業者・観光サービス事業者・教育学校事業者・地場産品加工製造業者・文化的なボランティア団体・公民館活動団体・郷土芸能伝統保存団体等との協力連携）を、協会および関係団体と協議しながら原則として継続しています。また、前述の施設整備維持管理に関する専門的な保守点検業務においては、従来どおり市内事業者を優先的に採用することとします。

(7) 自主事業に関すること。

① 生活必需品を中心とした「無印良品」店舗の展開

周辺の物販施設が減少し、生活必需品の購入機会が失われつつあるなか、当社のメイン事業である「無印良品」の店舗を体験館展示紹介コーナーの利用により設置し、中山間地域における生活必需品を中心とした品揃えを行うことで、地域の皆様の役に立つ店舗となるよう努めてきました。品揃えに関してはお客様の意見も参考に、より地域の必需品を用意すべく随時見直しを行っています。また、本店舗は新モデルの第1号店舗として、平成30年4月の「里のMUJI みんなみの里」としての開店時には、全国ネットのテレビ番組ほか各種メディアに取り上げられる機会も多く、施設はもとより鴨川市への集客にも貢献できたのではないかと考えます。

② 都市と農村のさらなる交流の進展、各種農業体験メニューの構築及び提供

鴨川市農林業体験交流協会が従来より実施の「田植え」「稲刈り」イベント、会員の農園を活用した「いちご狩り」「フルーツトマト摘み」「菜花摘み」といった体験メニューをは継続して実施しました。また、鴨川市ふるさと回帰支援センター主催の「いきいき帰農者セミナー」の会場としてセミナー室を活用することで、地域農家や移住者と都市住民の交流の一助となっています。

また、安房サイクルツーリズム協会との協業イベント、市内・県内の事業者による各種体験イベント、長狭学園とホシザキ関東株式会社による食育イベントなど、これまでに無かった地域や農業に関連したメニューの提供を行いました。引き続き周辺環境の整備を図り、新たなメニューの開拓に努めます。

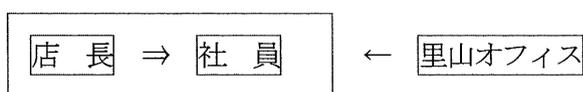
③ 「ジャンボかぼちゃ」による地域おこし支援

従来どおり鴨川市農林業体験交流協会主催のもと、「ジャンボかぼちゃ千葉県大会」の会場として施設を提供。今後も連携していきます。

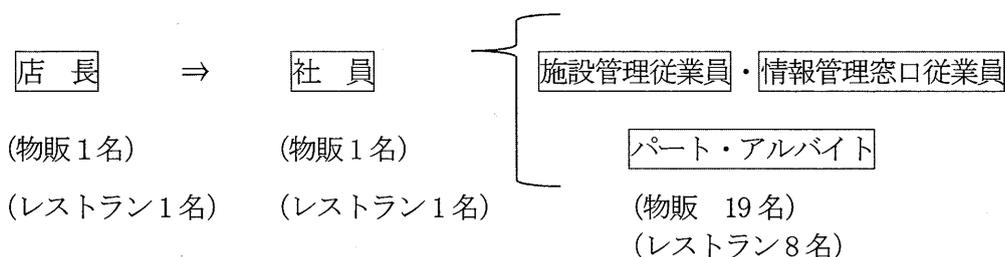
(8) 指揮命令系統に関する組織図

当店舗の運営組織は、株式会社良品計画の販売部門より任命された店長（コミュニティマネージャー）の指示のもと、全体管理運営を行っています。

また、大山地区の里山オフィスの一室への当社入居含め、弊社本部より総合交流ターミナルの業務をサポートする体制をとっています。



(9) 各業務に配置した人員・ローテーションに関すること。



※指定管理業務のサポートは、担当要員に加え全ての要員で補完。

店長以下の社員およびスタッフが、月間シフトにより兼任者として担当。日常業務の中において巡回監視ならびに外部委託の保守点検時に立会いチェックし、遺漏なきように努めています。

(10) 職員に行った研修に関すること。

当年度は当社が指定管理者になって初年度ということもあり、主には基本的な店舗運営に関する研修にとどまったのは否めません。総合交流ターミナルとしての本施設の幅広い取組みの理解を促進するため、市内は言うに及ばず周辺市町の現地視察研修、ボランティアガイド養成、体験観光ガイド養成等を行い、情報担当窓口要員としての人材育成に努めること、施設管理要員に関しては、従来からの管理委託実績に基づき、保守管理業務の外部委託先と連携を図り、事前に整備計画を立てられるよう、施設チェックを行い、加えて、お客様からの要望等にも迅速に対応できる人材の育成に向け、引き続き努めていきます。

(11) 職員の採用に関すること。

指定管理業務遂行のため、平成30年4月の開店前に新規採用を実施しました。また、旧指定管理者である体験交流協会職員からの採用も複数人員において行いました。

施設管理業務、自主事業および農産・物産品販売業務と人員体制のバランスを鑑み、継続的な人員の補充を行い、施設運営が滞りなく実施できる体制を整えるよう努めています。

(12) 職員の労働条件に関すること。

勤務条件・賃金規定・職場環境・休暇制度・福利厚生制度等の労働条件は、労働基準法等の法令に則り当社にて定められた就業規則等により実施しています。

(13) 施設における情報管理体制に関すること。

鴨川市個人情報保護条例及び関係法令、仕様書個人情報取扱特記事項を遵守し、職員への周知指導に努めています。また、当社の「個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）」は、当社ホームページの下記アドレスに記載しています。

<https://www.muji.net/mt/contact/others/014425.html>

4 施設又は設備の利用状況

(1) 施設の利用者や利用許可に関すること。

① 施設の利用者について

年間利用人数（レジ通過客数）合計 237,900人

内訳：農産物・物産品の販売 149,934人、無印良品の販売（自主事業）51,621人、レストラン（Café & Meal MUJI）36,345人

※平成30年度 施設（営業）に関する特記事項

4月1日～24日まで前指定管理者である鴨川市農林業体験交流協会により仮店舗にて運営

4月25日の休業日を挟み、4月26日に関係者向けプレオープンおよびプレス向け内覧会を実施

4月27日より当社による営業を開始

7月28日、8月9日は台風接近に伴い営業時間短縮

1月1日は元旦につき休業

② 施設の利用許可について

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
多目的スペース （農村文化室）	1/0	2/0	1/0	1/0	4/0	1/0
セミナー室	2/0	2/2	3/5	3/2	3/3	8/2
屋外交流サロン	20/1	47/0	24/0	33/0	36/0	47/0
体験交流広場	1/1	0/0	0/0	0/0	6/0	5/1

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
多目的スペース （農村文化室）	1/0	0/0	0/0	1/0	0/0	0/0	12/0
セミナー室	8/2	8/4	10/1	8/2	14/2	9/4	78/29
屋外交流サロン	27/0	34/0	65/0	56/1	38/0	33/0	460/2
体験交流広場	6/0	4/0	5/0	4/0	5/0	2/1	38/3

※ 数字は「自主利用/市関係利用（県含む）」件数にて記載

※ 利用の内訳は「月間事業報告書」をご参照ください

(2) 設備の利用に関すること。

- ・多目的スペース：写真や水彩画等の展示、写真展に関連した講演会（嶺岡牧）等のイベントで利用。
- ・セミナー室：主にワークショップやセミナーなどのイベントで利用。その他、各種自治体および団体の視察、各種ミーティング、市ふるさと回帰支援センターの帰農者セミナー会場として利用。また、10月には千葉県看護協会主催の「まちの保健室」、3月にはホシザキ関東株式会社主催で長狭学園の生徒さんを対象にした食育イベントの開催など、地域との繋がりにも役立てることができました。
- ・屋外交流サロン：主に小商い屋台の出店で利用。週末を中心に一日あたり2～5台程度の出店があり、店頭での賑わいに貢献。地域イベントでもあるジャンボかぼちゃの展示でも利用。また、1月には長狭学園の生徒さんが校内で栽培した「太陽米」の販売を屋台で実施するなど、地域との繋がりにも役立てることができました。
- ・体験交流広場：主にキッチンカーの移動販売、協会主催の季節イベント（新米すくいどり、かぼちゃ収穫祭等）で利用。また、9月には地域行事である吉保八幡神社例大祭の前夜祭会場として開放しました。

5 利用者からの苦情・意見等及びその対応について

4月の開店当初を中心に、改装に伴う設備上の苦情・ご意見が発生。
以下代表的な内容と対応について記載します。

- ・買物カートが無い(米・大袋の柑橘など重量物への対応) → 10台新規導入済
- ・車いすが汚い → 従来使用していたものから新調、2台入替実施済
- ・農産レジカウンターが高く、米などの重量物上げ下ろし困難 → レジ台入替実施済
- ・ゴミ箱がすぐに溢れてしまう → 形状・容量・台数見直し、入替実施済
- ・身障者駐車スペースがわかりづらい → 劣化により視認性が悪くなっていた路面の表示を修繕実施

このほか、出荷者側(鴨川市農林業体験交流協会)からの意見・要望も部門別ミーティング等を通して吸い上げ、より見やすく買いやすい展開を目指し随時改善対応を行いました。
以下代表的な内容と対応について記載します。

- ・花木売場 → 交流館南側での陳列から北側(入口側)へ移動、陳列什器を新設
- ・物産品売場 → 陳列箇所拡大
- ・農産品売場 → 陳列什器増設、陳列量増に対応。

利用者からいただいたご意見・苦情に関しては、店舗で積極的に対応するとともに、当社関連部署と調整しながら随時改善に努めています。

6 利用料金の実績(利用料金の減免及び還付に関することを含む。)

年度計 748千円(消費税抜)

内訳

4月:33千円 5月:114千円 6月:18千円 7月:13千円 8月:120千円 9月:62千円

10月:146千円 11月:68千円 12月:49千円 1月:49千円 2月:25千円 3月:51千円

※各種利用料金、イベント参加料の合計額となります。

利用許可の受付は無印良品事務所にて一括管理。平成30年3月30日付の「鴨川市総合交流ターミナル利用料金承認書」に基づき、該当スペース毎の利用料金を設定、受付開始は前々月の月初からで統一し、不公平感が出ないように配慮しています。

上記「4施設又は設備の利用状況(1)②」に記載の「市関係利用」に関しては、「鴨川市総合交流ターミナル利用料金減免基準承認書」に基づき利用料金は減免としました。

また、還付については該当の事例は発生していません。

7 収支決算報告

(1) 収入 (概算)

(単位:千円)

科 目	本年度決算額	説 明
指定管理料	10,230	「鴨川市総合交流ターミナルの管理運営に関する年度協定書」の年額に準ずる
利用料金収入	748	各種利用料金にイベント参加料を加算した額内訳は 6 利用料金の実績のとおり。
営業収入 (農産・物産) (委託販売手数料)	33,027	売上高 165,354 千円の約 20%
営業収入 (レストラン)	41,536	Café & Meal MUJI
自主事業収入 (無印良品)	77,630	無印良品オリジナル商品の販売
その他収入	438	門扉開閉業務委託料
合 計	163,609	

(2) 支出 (概算)

(単位:千円)

科 目	本年度決算額	説 明
変 動 費	13,462	消耗品費、宣伝費、物流費等を含む
人 件 費	68,883	
施 設 費	67,581	施設使用料、修繕改修費、備品購入費、減価償却費等を含む
一 般 費	23,252	水道光熱費、通信費、鴨川市農林業体験交流協会への業務委託料等 k を含む
合 計	173,178	

(注)

- 1 支出の科目欄は具体的に記入してください。また、説明欄は積算基礎その他詳細に記入してください。
- 2 当該団体の経営状況を説明する書類 (損益計算書、貸借対照表) を添付してください。

【添付資料】(注2)

当社 (株式会社良品計画) の 2019 年度 2 月期 (2018 年 3 月～2019 年 2 月) 決算短信より、連結貸借対照表および連結損益計算書を添付します。

株式会社良品計画 I R 情報ページ <https://ryohin-keikaku.jp/ir/>

指定管理者年間事業報告書

令和3年 5月 31日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

指定管理者

東京都豊島区東池袋4丁目26番3号

株式会社 良品計画

担当者

千葉県鴨川市宮山1696番地

無印良品 みんなの理

店長 萩原 有希

電話 04-7099-8055

鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 管理を行っている施設の名称及び所在地

(1) 施設の名称

鴨川市総合交流ターミナル

(2) 施設の所在地

鴨川市宮山1696番地

2 管理業務の実施期間

令和2年4月1日 から 令和3年3月31日まで



3 管理業務の実施状況

(1) 維持管理業務に関すること

施設の安全及び清潔の確保を第一義として捉え、日常的に施設全体の点検及び清掃の実施を行いました。物販事業及びレストラン事業の店長・社員を核とした管理組織を設立、管理責任者の選任により、法的基準に則り管理業務を計画し、諸施設設備の保守点検に関しては、専門の管理事業者の有償での業務再委託を行うことで対応しました。

(2) 防犯・防災対策及び緊急時対策に関すること

警備会社（セコム）への業務委託により機械警備を実施し、閉館時のセキュリティを確保しました。災害、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想されるとき又は発生したときは、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を講ずることができるよう、緊急連絡網の作成等の対応体制を整備しました。

なお、連絡網を通じて通勤距離が短く本施設に急行可能な要員（正職員）を第一現任者として登録し、被害を最小限に止めるよう配慮しました。

また、国保病院との連携に加え、市との調整によりAEDの設置を行うことで、急病など万一の事態に備える体制を整えております。

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染増加において、緊急事態宣言の発出により営業自粛の店舗が多数発生する中で、食品を含めた生活必需品を販売する店舗としての役割を果たすために、営業を実施したことで、わずかながらではありますが、地域住民の生活への貢献につながったと考えます。また、営業に際しては、必要に応じて時短営業・入場制限を行うほか、消毒液の設置及び衛生管理、ソーシャルディスタンスの確保、パーティションの設置等を行うことで、コロナ禍においても安心してお買い物へ来ていただけるよう、環境整備を行った上で実施をいたしました。

(3) 市民サービスの向上や、市民要望に関すること

広く市民の利活用が図れるような運営のために、自主的な広報活動に加え、市の広報等との連動を図るよう心掛けました。

営業時間については、平成31年4月27日より従来の通常9:00～18:00（冬季9:00～17:00）から通年9:00～19:00に変更し、利便性の向上を図ってまいりましたが、度重なる緊急事態宣言の発出に伴い、営業時間の短縮を余儀なくされました。そのため、お客様の行動様式にも変化が見られ、夕方以降の来店が著しく減少し、午前中の来店にシフトしたことから、令和3年3月8日より、通常営業時間を通年9:00～18:00へ変更し、来店客数の多い時間帯にスタッフを多く配置することで、サービスの維持・向上に努めました。

また、交流館展示紹介コーナーでの農産物の販売においては、地域の野菜の集荷・配達を行う「やさいバス」の運行を行い、南房総の野菜を取り扱うことで、より多くの品種の野菜を提供するとともに、広域での地産地消を図りました。

【MUJI NEWS】千葉県南房総エリアで「やさいバス」の運行を始めました。

<https://ryohin-keikaku.jp/topics/034602.html>

【房日新聞】“やさいバス”の運行始まる 県内初

<http://www.bonichi.com/News/item.htm?iid=13943>

さらに、3月より鴨川市立国保病院への給食素材提供開始することで、入院患者の方や職員の方を「食」の部分から支えることにより、地域の健康促進に貢献してまいります。

(4) 施設の利用促進に関すること

① 地域情報の提供に関すること

施設内多目的スペースおよび掲示板を中心に鴨川市および近隣地域の情報の掲出・発信を行いました。その際、レイアウト「お店情報」「地域情報」「観光情報」に整理・分類して掲出することで、より分かりやすく、観光目的の方も、地域の方も使いやすいうように改善いたしました。また、当施設の宣伝・誘客活動として、当社ホームページでの地域情報の紹介や「かもナビ」等のインターネット情報、市の広報等との連携を行い、鴨川市内及び近隣市町のイベントや事業等の幅広い地域情報を共有のうえ、利用者への効率的な情報提供を図り、利用サービスの向上と利用増大に結びつけるよう努めました。

② 農産物及びその加工品の展示又は販売に関すること

地域の農産物や物産（加工品含む）の紹介販売として、地域において生産される新鮮な野菜や果物、製造される加工品や物産品など、体験交流協会と連携のうえ、安心して安全な商品を効率良く集荷し、交流館展示紹介コーナーの利用により当社のノウハウを活かした陳列手法等を用い、魅力的な商品の販売店舗の展開に努めました。また、自主事業として体験館展示紹介コーナーで展開の「無印良品」店舗との相乗効果により、集客力と購買意欲の向上を図りました。

また、当社の店舗網を活かした鴨川市産品の展示紹介として世界旗艦店である「無印良品銀座」や令和2年12月開店の大型旗艦店「無印良品有明」、MUJIcom 武蔵野美術大学市ヶ谷キャンパスで、鴨川産レモン、れんこん等の販売を行いました。

「MUJIcom 武蔵野美術大学市ヶ谷キャンパス」では、鴨川レモンを使用したメニュー3品の提供を実施、「無印良品有明」では南房総の紹介コーナーを設け、青果の販売だけではなく、魅力を伝える活動も併せて実施いたしました。

販売に際しては、当社の物流網を使用し、それぞれの店舗に直送することで、新鮮なうちにお客様のお手元に届く取り組みを行いました。

③ 郷土料理その他の食の提供に関すること

地域の食材や食文化、郷土料理の紹介提供として、当社レストラン事業である「Café & Meal MUJI」は地域産品を生かす形で運営、飲食の提供を通じた「くつろぎ」と「やすらぎ」の空間を、里山や農村景観を臨む交流館の郷土料理体験コーナーにて展開しました。

周辺には飲食店が限られている上、かつ普段使いのできる価格帯で提供されている店舗は限られている状況となっており、本店舗では都市からいらっしゃるお客様だけでなく地域の皆様にも開かれた店舗を目指しています。里山里海の幸を生かしたメニューを展開、店内での提供だけでなく、一部テイクアウトでの販売も行っています。

直売所へ農産物を出荷している協会の産品を原料とした副菜やいちごパフェなどの季節限定メニューも随時販売を行うほか、フードロス対策として、供給過剰な野菜を使用した「やさいのうま煮丼」を追加することで、生産者・利用者の双方に有益なメニューの提供を行うことができました。

④ 農産物の加工品の研究及び開発に関すること

開発工房の運営や県の6次産業研修を通じ、農産品の高付加価値化、地域ブランド化を見据え市内の6次産業化の推進を引き続き図っていきます。

当社の「食」「品質」「衛生管理」の専門家の協力を得ながら、営業許可に関する保健所との協議も進め、工房の運用および加工品の商品化・販売について調整を行い、商品開発の目途をつけることができました。

⑤ 指定管理施設の利用許可及び利用料金に関すること

市内の各種団体・組織との連携を図り、指定管理施設（農村文化室、セミナー室、屋外交流サロン、体験交流広場）を会場として利用してもらえるよう必要な情報を提供し、利用の促進を図りましたが、コロナ禍において、特に室内イベントなど、集客行為に対し、安全・衛生上の制限が加わり自粛を余儀なくされる期間もありました。そのため、ニューノーマルに対応した利用ルールを制定・運用することにより、制限はありながらも利用を再開いたしました。

指定管理施設の利用許可にあたっては、設置管理条例等の関係法令の規定に則り、適正に事務を実施するとともに、利用料金については、あらかじめ金額を市長の承認の上で定め、適正な料金収入業務の運用を行いました。

(5) 業務の再委託の状況に関すること

業務の再委託は、法的基準に則り、以下の通り業務委託を継続し施設管理を行っています。

- ・電気保安業務・・・関東電気保安協会
- ・空調設備保守点検・・・瀬戸興業
- ・消防設備保守・・・小磯電機
- ・受水槽清掃・・・鴨川市管工事業協同組合
- ・警備業務・・・セコム
- ・浄化槽保守点検・・・カワナ管理

(6) 市内の事業者の活用に関すること

商品販売や食事提供に使用する農産品や物産品等の各種仕入、あるいは各種体験交流事業及び自主事業の実施については、体験交流協会が地域に密着し地元こだわった事業協力・事業連携を行ってきた業態（農林水産事業者・観光サービス事業者・教育学校事業者・地場産品加工製造業者・文化的なボランティア団体・公民館活動団体・郷土芸能伝統保存団体等との協力連携）を、協会および関係団体と協議しながら原則として継続しています。また、前述の施設整備維持管理に関する専門的な保守点検業務においては、従来どおり市内事業者を優先的に採用することとします。

(7) 自主事業に関すること

① 生活必需品を中心とした「無印良品」店舗の展開

周辺の物販施設が減少し、生活必需品の購入機会が失われつつあるなか、当社のメイン事業である「無印良品」の店舗を体験館展示紹介コーナーの利用により設置し、中山間地域における生活必需品を中心とした品揃えを行うことで、地域の皆様の役に立つ店舗となるよう努めてきました。品揃えに関してはお客様の意見も参考に、より地域の必需品を用意すべく随時見直しを行っています。また、多目的スペースにて展開している「MUJI BOOKS」では、地域に欠落している絵本や書籍、雑誌の取扱いを行うとともに、新たに「古紙になるはずだった本」の取り扱いを開始し、SDGsの観点を持ちながら、気軽に名作に触れる機会を創出する取り組みを行っています。

② 都市と農村のさらなる交流の進展、各種農業体験メニューの構築及び提供

鴨川市農林業体験交流協会が従来より実施の「田植え」「稲刈り」イベント、会員の農園を活用した「いちご狩り」「フルーツトマト摘み」「菜花摘み」といった体験メニューを継続して実施しました。また、鴨川市ふるさと回帰支援センター主催の「かもがわ暮らしセミナー」の会場としてセミナー室を活用することで、地域農家や移住者と都市住民の交流の一助となっています。

また、ウェルネススポーツ鴨川との協業による「ウェルKAMO教室」の定期的な開催、市内・県内の事業者による各種体験イベントなど、地域や農業に関連したメニューの提供を行いました。

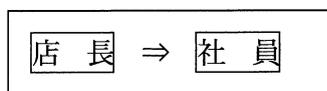
また、今後は新しい取り組みとして、地域の魅力を伝えるだけでなく、地域課題や困りごとを共有・体験する「地域とつながるプログラム」の実施を通じ、鴨川市に関わり続ける「関係人口」の創出を図ってまいります。

③ 「ジャンボかぼちゃ」による地域おこし支援

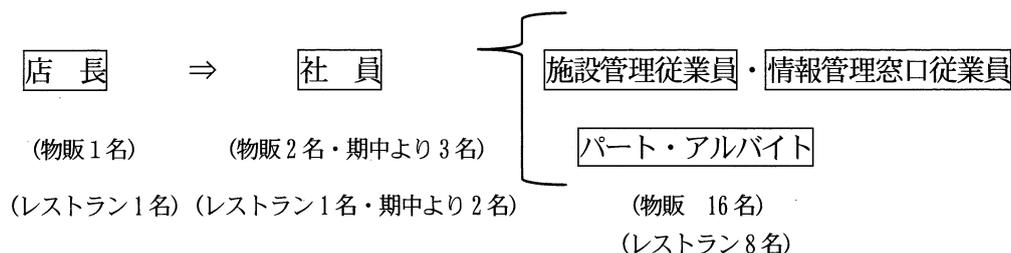
従来どおり鴨川市農林業体験交流協会主催のもと、「ジャンボかぼちゃ千葉県大会」の会場として施設を提供。また、当社のアプリケーションである「MUJI passport」での告知を行うことで、広報活動のサポートを行いました。

(8) 指揮命令系統に関する組織図

当店舗の運営組織は、株式会社良品計画の販売部門より任命された店長（コミュニティマネージャー）の指示のもと、全体管理運営を行っています。



(9) 各業務に配置した人員・ローテーションに関すること



※指定管理業務のサポートは、担当要員に加え全ての要員で補完。

店長以下の社員およびスタッフが、月間シフトにより兼任者として担当。また、社員の増員をはかり、日常業務の中において巡回監視ならびに外部委託の保守点検時に立会いチェックし、遺漏なきように努めています。

(10) 職員に行った研修に関すること

主に店舗運営に関する研修が中心となりました。総合交流ターミナルとしての本施設の幅広い取組みを促進するため、市内は言うに及ばず周辺市町の視察研修、ボランティアガイド養成、体験観光ガイド養成等を行い、情報担当窓口要員としての人材育成に努めること、施設管理要員に関しては、従来からの管理委託実績に基づき、保守管理業務の外部委託先と連携を図り、事前に整備計画を立てられるよう、施設チェックを行い、加えて、お客様からの要望等にも迅速に対応できる人材の育成に向け、引き続き努めていきます。

(11) 職員の採用に関すること

指定管理業務遂行のため、必要な人員確保のための採用を随時実施しました。また、旧指定管理者である体験交流協会職員からの採用も複数人員において継続しています。

施設管理業務、自主事業および農産・物産品販売業務と人員体制のバランスを鑑み、継続的な人員の補充を行い、施設運営が滞りなく実施できる体制を整えるよう努めています。

また、期中に社員を増員したことにより、これまで以上に、みんなみの里及び地域の課題解決や魅力づくりに努めてまいりました。

(12) 職員の労働条件に関すること

勤務条件・賃金規定・職場環境・休暇制度・福利厚生制度等の労働条件は、労働基準法等の法令に則り当社にて定められた就業規則等により実施しています。

(13) 施設における情報管理体制に関すること

鴨川市個人情報保護条例及び関係法令、仕様書個人情報取扱特記事項を遵守し、職員への周知指導に努めています。また、当社の「個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）」は、当社ホームページの下記アドレスに記載しています。

<https://www.muji.net/mt/contact/others/014425.html>

4 施設又は設備の利用状況

(1) 施設の利用者や利用許可に関すること

① 施設の利用者について

年間利用人数（レジ通過客数）合計 235,963 人

内訳：農産物・物産品の販売 135,691 人、無印良品の販売（自主事業）71,172 人、レストラン（Cafe & Meal MUJI）29,100 人

・令和2年4月～令和3年3月 施設・営業に関する特記事項

4月4～5日：時短営業（9：00-17：00）

4月6～17日：時短営業（9：00-16：00）

4月11日：無印休業（農産は営業）

4月18日以降：時短営業（平日9：00-16：00、土日祝9：00-15：00）

5月1～6日：休業

6月22日：通常営業再開

1月1日：元旦につき休業

1月9日～3月7日：緊急事態宣言発出により時短営業（9:00-18:00）

3月8日～：通常営業時間を通年9:00-18:00へ変更

② 施設の利用許可について

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
多目的スペース （農村文化室）	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
セミナー室	4/0	1/0	2/1	4/1	0/0	2/0
屋外交流サロン	20/0	11/0	13/0	0/0	0/0	1/0
体験交流広場	1/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
開発工房	0/0	0/0	0/0	2/1	0/0	4/0

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
多目的スペース （農村文化室）	0/1	0/1	0/1	1/1	0/2	0/1	1/13
セミナー室	2/1	2/4	4/2	2/2	1/0	0/1	24/12
屋外交流サロン	1/0	0/0	2/0	2/0	0/0	0/0	50/0
体験交流広場	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	3/0	4/0
開発工房	6/0	3/0	5/0	8/0	7/0	12/0	47/1

※ 数字は「自主・一般利用/市関係利用（県含む）」件数にて記載

※ 利用の内訳は別途提出の「月間事業報告書」をご参照ください

(2) 設備の利用に関すること

- ・多目的スペース：令和元年9月からは自主事業であるMUJI BOOKSの販売場として主に使用。その他写真等の展示や、台風後に市へ岩手県大船渡など4校から届いた高校生の応援メッセージの継続掲出を行っています。
- ・セミナー室：主にワークショップやセミナーなどのイベントで利用。その他、各種自治体および団体の視察、各種ミーティング、市ふるさと回帰支援センターのかもがわ暮らしセミナー、ウェルネススポーツ鴨川主催の「ウェルKAMO教室」等の会場として利用。また、江見小学校3年生が社会科見学で来店した際には施設説明の場として使用するなど、地域との繋がりにも役立てることができました。
- ・屋外交流サロン：主に小商い屋台の出店で利用。週末を中心に出店があり、店頭での賑わいに貢献。コロナ禍においては、新しくルールを制定し、安心・安全を確保したうえで実施。地域イベントでもあるジャンボかぼちゃの展示でも利用。また、1月には長狭学園の生徒さんが校内で栽培した「福笑米」の販売を屋台で実施するなど、地域との繋がりにも役立てることができました。
- ・体験交流広場：主に季節イベント（ジャンボかぼちゃ大会など）で利用。
- ・その他：「レモン」「れんこん」の都内店舗への出荷や、やさいバスのバス停としての機能など、出荷・集荷の拠点として活用を行いました。

5 利用者からの苦情・意見等及びその対応について

目立った大きな苦情は発生しておりません。

コロナ禍においては、食品を含めた生活必需品を取り扱う店舗として、安全・安心・衛生を確保したうえで、休業・時短営業を最小限にとどめて営業したことにより、地域のお客様の生活の役に立つことができたと考えております。また、観光客減や休業要請により、販売できなくなってしまった青果を、当社のノウハウやシステムを活用してオンライン販売を実施することで、生産者及び、鴨川に来訪できないお客様に喜んでいただくことができました。

利用者からいただいたご意見等に関しては、店舗で積極的に対応するとともに、当社関連部署と調整しながら随時改善に努めています。

6 利用料金の実績（利用料金の減免及び還付に関することを含む。）

年度計 34 千円（消費税抜）

内訳

4月：9千円 5月：5千円 6月：6千円 7月：0千円 8月：0千円 9月：0千円

10月：1千円 11月：3千円 12月：0千円 1月：4千円 2月：4千円 3月：10千円

※各種利用料金、イベント参加料の合計額となります。

※月別の数字は四捨五入して表記のため、月々の積み上げ額と年度計の金額に差異が発生します。

利用許可の受付は無印良品事務所にて一括管理。平成30年3月30日付の「鴨川市総合交流ターミナル利用料金承認書」に基づき、該当スペース毎の利用料金を設定しております。

上記「4施設又は設備の利用状況(1)②」に記載の「市関係利用」に関しては、「鴨川市総合交流ターミナル利用料金減免基準承認書」に基づき利用料金は減免としました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うイベント中止・当施設の休業含め、やむを得ないと判断したキャンセルの場合は受領した利用料金の還付を行いました。

7 収支決算報告

※月次報告書とは数値が異なる場合があります

(1) 収入 (概算) (単位:千円)

科 目	本年度決算額	説 明
指定管理料	9,472	「鴨川市総合交流ターミナルの管理運営に関する年度協定書」の年額に準ずる
利用料金	34	内訳は 6 利用料金の実績のとおり
自主事業	129,259	無印良品自主事業
レストラン業務	31,248	レストラン業務
営業収入	34,015	委託販売手数料等を含む
合 計	204,028	

(2) 支出 (概算) (単位:千円)

科 目	本年度決算額	説 明
変 動 費	13,199	消耗品費、宣伝費、物流費等を含む
人 件 費	70,658	
施 設 費	13,239	施設使用料、修繕改修費 (営繕費)、備品購入費、減価償却費等を含む
一 般 費	21,348	水道光熱費、通信費、鴨川市農林業体験交流協会への業務委託料等を含む
その他支出	77,929	商品原価等
合 計	196,374	

※ 報告額はすべて税抜き金額にて記載

(注)

- 1 支出の科目欄は具体的に記入してください。また、説明欄は積算基礎その他詳細に記入してください。
- 2 当該団体の経営状況を説明する書類 (損益計算書、貸借対照表) を添付してください。

【添付資料】(注2)

当社 (株式会社良品計画) の2020年度8月期 (2020年3月~2020年8月) 決算短信より、連結貸借対照表および連結損益計算書を添付します。

※決算月変更に伴い、今期のみ決算期間が半年となります。

株式会社良品計画 IR情報ページ <https://ryohin-keikaku.jp/ir/>

指定管理者年間事業報告書

令和2年 5月 29日

鴨川市長 亀田 郁夫 様

指定管理者
東京都豊島区東池袋4丁目2.6番3号
株式会社 良品計画
担当者
千葉県鴨川市宮山1696番地
無印良品 みんなみの里
店長 池田 剛
電話 04-7099-8055

鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 管理を行っている施設の名称及び所在地

- (1) 施設の名称
鴨川市総合交流ターミナル
- (2) 施設の所在地
鴨川市宮山1696番地

2 管理業務の実施期間

平成31年4月1日 から 令和2年3月31日まで



3 管理業務の実施状況

(1) 維持管理業務に関すること

施設の安全及び清潔の確保を第一義として捉え、日常的に施設全体の点検及び清掃の実施を行いました。物販事業及びレストラン事業の店長・社員を核とした管理組織を設立、管理責任者の選任により、法的基準に則り管理業務を計画し、諸施設設備の保守点検に関しては、専門の管理事業者の有償での業務再委託を行うことで対応しました。

また、大山地区の里山オフィスの一室への当社入居含め、当社本部より総合交流ターミナルの業務をサポートする体制をとりました。

(2) 防犯・防災対策及び緊急時対策に関すること

警備会社(セコム)への業務委託により機械警備を実施し、閉館時のセキュリティを確保しました。

災害、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想されるとき又は発生したときは、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を講ずることができるよう、緊急連絡網の作成等の対応体制を整備しました。

なお、連絡網を通じて通勤距離が短く本施設に急行可能な要員(正職員)を第一現任者として登録し、被害を最小限に止めるよう配慮しました。

また、国保病院との連携に加え、市との調整によりAEDの設置を行うことで、急病など万一の事態に備える体制としました。

令和元年9月に発生した台風15号の際には、停電に伴う臨時休業・部分的な臨時営業および緊急車両の待機場所としての受け入れ等について、同年10月の台風19号の際には被害防止のための事前養生および臨時休業等について、市と連絡をとりながら実施し、市ホームページへ緊急情報の掲載を行うなど対応しました。

また、台風15号の際には停電および復旧後設備点検を含めた休業期間が計11日間と長期に及び、通常営業ができるまでに時間を要しましたが、上記のうち9日間においては無印良品のレトルト食品・飲料・菓子を中心に一部委託販売の農産物・花卉なども含め、店頭で屋台を使った臨時営業を実施しました。わずかではありますが被災した地域住民への貢献に繋がったと考えます。

(3) 市民サービスの向上や、市民要望に関すること

広く市民の利活用が図れるような運営のために、自主的な広報活動に加え、市の広報等との連動を図るよう心掛けました。

営業時間について、平成31年4月27日より従来の通常9:00~18:00(冬季9:00~17:00)から通年9:00~19:00に変更し、利便性の向上を図りました。

営業面では、上記3(2)に記載のとおり、台風による停電時には店頭での臨時営業を行い、地域住民への物品販売を行いました。当社からは、菓子などの商品について市への寄付を行うことで、店舗・会社ともに、わずかではありますが地域への貢献に繋がったと考えます。

また、令和元年11月1日~翌令和2年1月31日の期間においては、市の事業である高速バス実証運行(鴨川~横浜便)のなかで運行コース内の停留所が当施設に設置されました。横浜方面からの集客に繋がる企画設定は十分ではありませんでしたが、当社ホームページにて取組みについての紹介を行いました。

【ローカルニッポン】都市と農村に今までにない交流を 横浜~鴨川間高速バス実証

<https://localnippon.muji.com/5199/>

【みんなみの里】鴨川と横浜がつながりました | 高速バス実証運行『鴨川⇄横浜』

<https://www.muji.com/jp/ja/shop/046602/articles/events-and-areainfo/areainfo/272026>

(4) 施設の利用促進に関すること

① 地域情報の提供に関すること

施設内多目的スペースおよび掲示板を中心に鴨川市および近隣地域の情報の掲出・発信を行いました。また、当施設の宣伝・誘客活動として、当社ホームページでの地域情報の紹介や「かもナビ」等のインターネット情報、市の広報等との連携を行い、鴨川市内及び近隣市町のイベントや事業等の幅広い地域情報を共有のうえ、利用者への効率的な情報提供を図り、利用サービスの向上と利用増大に結びつけるよう努めました。

② 農産物及びその加工品の展示又は販売に関すること

地域の農産物や物産（加工品含む）の紹介販売として、地域において生産される新鮮な野菜や果物、製造される加工品や物産品など、体験交流協会と連携のうえ、安心して安全な商品を効率良く集荷し、交流館展示紹介コーナーの利用により当社のノウハウを活かした陳列手法等を用い、魅力的な商品の販売店舗の展開に努めました。また、自主事業として体験館展示紹介コーナーで展開の「無印良品」店舗との相乗効果により、集客力と購買意欲の向上を図りました。

令和元年8月31日には市との連動により屋外交流サロンにてジビエ料理（鹿肉・猪肉）の屋台販売を実施、清澄山系ジビエの認知度拡大を図るとともに今後の継続的な取扱いの検討材料としました。

また、当社の店舗網を活かした鴨川市産品の展示紹介として、平成31年4月開店の世界旗艦店である「無印良品銀座」で鴨川産甘夏やグリーンレモン、れんこん等を、他の都内店舗においても鴨川産いちごやフルーツトマトの販売を行いました。併せて、令和2年2月17日～3月31日の期間においては、良品計画が市から受託した「生鮮品等貨客混載業務」実証実験として、鴨川日東バス運行の高速バス（アクシー号）のトランクを活用した運送を行いました。房日新聞ほか複数メディアで取り上げられ、市および当社の活動の紹介となりました。（みんなみの里は出荷品預かり所として機能）

③ 郷土料理その他の食の提供に関すること

地域の食材や食文化、郷土料理の紹介提供として、当社レストラン事業である「Cafe & Meal MUJI」を地域産品を生かす形で運営、飲食の提供を通じた「くつろぎ」と「やすらぎ」の空間を、里山や農村景観を臨む交流館の郷土料理体験コーナーにて展開しました。

周辺には飲食店が限られている上、かつ普段使いのできる価格帯で提供されている店舗は限られている状況となっており、本店舗では都市からいらっしゃるお客様だけでなく地域の皆様にも開かれた店舗を目指しています。里山里海の幸を生かしたメニューを展開、店内での提供だけでなく、一部テイクアウトでの販売も行っています。

直売所へ農産物を出荷している協会の産品を原料とした鴨川レモンスカッシュやいちごパフェなどの季節限定メニューも随時販売を行っています。

④ 農産物の加工品の研究及び開発に関すること

開発工房の運営を通じ、農産品の高付加価値化、地域ブランド化を見据え市内の6次産業化の推進を引き続き図ってまいります。

鴨川市および長狭ビレッジ農泊推進協議会との連動のもと、専門知識を有した外部企業の協力も得ながら、営業許可に関する保健所との協議も進め、工房の運用および加工品の商品化・販売について調整を行っております。

⑤ 指定管理施設の利用許可及び利用料金に関すること

市内の各種団体・組織との連携を図り、指定管理施設（農村文化室、セミナー室、屋外交流サロン、体験交流広場）を会場として利用してもらえるよう必要な情報を提供、建物内外を問わず賑わい感のある施設として、積極的な利用の促進を図りました。この中では自主イベントを中心にセミナー室の利用、屋台出店を中心に屋外交流サロンの利用の実績が目立ちました。

指定管理施設の利用許可にあたっては、設置管理条例等の関係法令の規定に則り、適正に事務を実施するとともに、利用料金については、あらかじめ金額を市長の承認の上で定め、適正な料金収入業務の運用を行いました。

(5) 業務の再委託の状況に関すること

業務の再委託は、法的基準に則り、以下の通り業務委託を継続し施設管理を行っています。

- ・電気保安業務・・・関東電気保安協会
- ・空調設備保守点検・・・瀬戸興業
- ・消防設備保守・・・小磯電機
- ・受水槽清掃・・・鴨川市管工事業協同組合
- ・警備業務・・・セコム
- ・浄化槽保守点検・・・カワナ管理
- ・門扉の開門（閉門は自社で対応）・・・鴨川市農林業体験交流協会

※高速バス鴨川～横浜線実証運行に伴い令和元年10月をもって門扉開閉業務は終了

(6) 市内の事業者の活用に関すること

商品販売や食事提供に使用する農産品や物産品等の各種仕入、あるいは各種体験交流事業及び自主事業の実施については、体験交流協会が地域に密着し地元こだわった事業協力・事業連携を行ってきた業態（農林水産事業者・観光サービス事業者・教育学校事業者・地場産品加工製造業者・文化的なボランティア団体・公民館活動団体・郷土芸能伝統保存団体等との協力連携）を、協会および関係団体と協議しながら原則として継続しています。また、前述の施設整備維持管理に関する専門的な保守点検業務においては、従来どおり市内事業者を優先的に採用することとします。

(7) 自主事業に関すること

① 生活必需品を中心とした「無印良品」店舗の展開

周辺の物販施設が減少し、生活必需品の購入機会が失われつつあるなか、当社のメイン事業である「無印良品」の店舗を体験館展示紹介コーナーの利用により設置し、中山間地域における生活必需品を中心とした品揃えを行うことで、地域の皆様の役に立つ店舗となるよう努めてきました。品揃えに関してはお客様の意見も参考に、より地域の必需品を用意すべく随時見直しを行っています。また、令和元年8月には多目的スペースを改装し「MUJI BOOKS」の展開を開始、地域に欠落している絵本や書籍、雑誌の取扱いを行っています。

② 都市と農村のさらなる交流の進展、各種農業体験メニューの構築及び提供

鴨川市農林業体験交流協会が従来より実施の「田植え」「稲刈り」イベント、会員の農園を活用した「いちご狩り」「フルーツトマト摘み」「菜花摘み」といった体験メニューを継続して実施しました。また、鴨川市ふるさと回帰支援センター主催の「いきいき帰農者セミナー」の会場としてセミナー室を活用することで、地域農家や移住者と都市住民の交流の一助となっています。

また、ウェルネススポーツ鴨川との協業による「ウェルKAMO教室」の定期的な開催、市内・県内の事業者による各種体験イベントなど、地域や農業に関連したメニューの提供を行いました。引き続き周辺環境の整備を図り、新たなメニューの開拓に努めます。

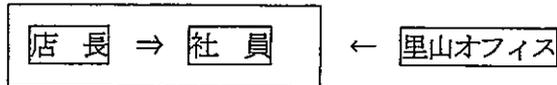
③ 「ジャンボかぼちゃ」による地域おこし支援

従来どおり鴨川市農林業体験交流協会主催のもと、「ジャンボかぼちゃ千葉県大会」の会場として施設を提供。今後も連携していく予定です。

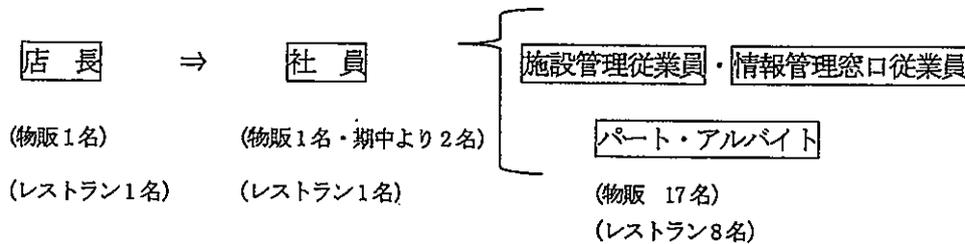
(8) 指揮命令系統に関する組織図

当店舗の運営組織は、株式会社良品計画の販売部門より任命された店長（コミュニティマネージャー）の指示のもと、全体管理運営を行っています。

また、大山地区の里山オフィスの一室への当社入居含め、弊社本部より総合交流ターミナルの業務をサポートする体制をとっています。



(9) 各業務に配置した人員・ローテーションに関すること



※指定管理業務のサポートは、担当要員に加え全ての要員で補完。

店長以下の社員およびスタッフが、月間シフトにより兼任者として担当。日常業務の中において巡回監視ならびに外部委託の保守点検時に立会いチェックし、遺漏なきように努めています。

(10) 職員に行った研修に関すること

主に店舗運営に関する研修が中心となりました。総合交流ターミナルとしての本施設の幅広い取組みを促進するため、市内は言うに及ばず周辺市町の視察研修、ボランティアガイド養成、体験観光ガイド養成等を行い、情報担当窓口要員としての人材育成に努めること、施設管理要員に関しては、従来からの管理委託実績に基づき、保守管理業務の外部委託先と連携を図り、事前に整備計画を立てられるよう、施設チェックを行い、加えて、お客様からの要望等にも迅速に対応できる人材の育成に向け、引き続き努めていきます。

(11) 職員の採用に関すること

指定管理業務遂行のため、必要な人員確保のための採用を随時実施しました。また、旧指定管理者である体験交流協会職員からの採用も複数人員において継続しています。

施設管理業務、自主事業および農産・物産品販売業務と人員体制のバランスを鑑み、継続的な人員の補充を行い、施設運営が滞りなく実施できる体制を整えるよう努めています。

(12) 職員の労働条件に関すること

勤務条件・賃金規定・職場環境・休暇制度・福利厚生制度等の労働条件は、労働基準法等の法令に則り当社にて定められた就業規則等により実施しています。

(13) 施設における情報管理体制に関すること

鴨川市個人情報保護条例及び関係法令、仕様書個人情報取扱特記事項を遵守し、職員への周知指導に努めています。また、当社の「個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）」は、当社ホームページの下記アドレスに記載しています。

<https://www.muji.net/mt/contact/others/014425.html>

4 施設又は設備の利用状況

(1) 施設の利用者や利用許可に関すること

① 施設の利用者について

年間利用人数（レジ通過客数）合計 212,396人

内訳：農産物・物産品の販売 132,287人、無印良品の販売（自主事業）49,002人、レストラン（Café & Meal MUJI）31,107人

・平成31年4月～令和2年3月 施設・営業に関する特記事項

4月27日より営業時間延長（通年9時～19時に変更）

9月9日（月）～19日（木）：台風15号に伴う停電のため臨時休業

※9月11日（水）～19日（木）は店頭にて無印良品の食品および一部農産物等の販売を実施

10月12日（土）～14（月）：台風19号に伴う臨時休業（計画休業および停電による）

10月25日：記録的大雨に伴い短縮営業（15時に閉店）

1月1日：元旦につき休業

② 施設の利用許可について

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
多目的スペース （農村文化室）	0/0	1/0	0/2	0/0	0/0	0/0
セミナー室	7/2	13/4	7/3	6/8	5/5	6/8
屋外交流サロン	33/0	38/0	14/0	14/0	31/1	5/0
体験交流広場	1/1	0/0	0/1	0/1	0/2	0/1

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
多目的スペース （農村文化室）	0/0	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	1/7
セミナー室	5/9	8/9	6/7	6/5	6/13	2/1	77/74
屋外交流サロン	13/0	18/0	14/0	19/0	12/0	16/0	227/1
体験交流広場	0/0	0/0	0/0	0/0	0/1	2/0	3/7

※数字は「自主・一般利用/市関係利用（県含む）」件数にて記載

※利用の内訳は別途提出の「月間事業報告書」をご参照ください

(2) 設備の利用に関すること

- ・多目的スペース：令和元年9月からは自主事業であるMUJI BOOKSの販売場として主に使用。その他写真等の展示や、台風後に市へ岩手県大船渡など4校から届いた高校生の応援メッセージの継続掲出を行っています。
- ・セミナー室：主にワークショップやセミナーなどのイベントで利用。その他、各種自治体および団体の視察、各種ミーティング、市ふるさと回帰支援センターの帰農者セミナー、ウェルネススポーツ鴨川主催の「ウェルKAMO教室」等の会場として利用。また、江見小学校3年生が社会科見学で来店した際には施設説明の場として使用するなど、地域との繋がりにも役立てることができました。
- ・屋外交流サロン：主に小高い屋台の出店で利用。週末を中心に一日あたり2～5台程度の出店があり、店頭での賑わいに貢献（9月の台風15号により破損があり、以降は最大3台での利用）。地域イベントでもあるジャンボかぼちゃの展示でも利用。また、1月には長狭学園の生徒さんが校内で栽培した「福米」の販売を屋台で実施するなど、地域との繋がりにも役立てることができました。
- ・体験交流広場：主に協会主催の季節イベント（新米すくいどり、かぼちゃ収穫祭、みんなみの里20周年記念祭等）で利用。また、9月の台風15号の際には駐車場スペースを県外からの復旧作業用車両の拠点として利用いただくことで、災害復旧の一助とすることができました。
- ・その他：11月～翌1月の三か月間、市と日東バスの事業として行われた高速バス実証運行（鴨川～横浜便）において、当施設も運行コース内の停留所として設定されました。

5 利用者からの苦情・意見等及びその対応について

目立った大きな苦情は発生しておりません。

9月の台風15号の際には、被災から3日目の9月11日（水）よりレトルト食品・飲料を中心に店頭で臨時営業を行いました。付近の各店舗が休業中だったこともあり地域のお客様には喜んで頂けたと考えております。営業してくれて助かるというお声も頂戴しました。

利用者からいただいたご意見等に関しては、店舗で積極的に対応するとともに、当社関連部署と調整しながら随時改善に努めています。

6 利用料金の実績（利用料金の減免及び還付に関することを含む。）

年度計 458 千円

内訳

4月：53千円 5月：149千円 6月：23千円 7月 32千円 8月：53千円 9月：24千円
10月：28千円 11月：9千円 12月：36千円 1月：24千円 2月：16千円 3月：11千円

※各種利用料金、イベント参加料の合計額となります。

利用許可の受付は無印良品事務所にて一括管理。平成30年3月30日付の「鴨川市総合交流ターミナル利用料金承認書」に基づき、該当スペース毎の利用料金を設定しております。

上記「4施設又は設備の利用状況（1）②」に記載の「市関係利用」に関しては、「鴨川市総合交流ターミナル利用料金減免基準承認書」に基づき利用料金は減免としました。

また、台風および新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うイベント中止・当施設の休業含め、やむを得ないと判断したキャンセルの場合は受領した利用料金の還付を行いました。

7 収支決算報告

※月次報告書とは数値が異なる場合があります

(1) 収入 (概算)

(単位:千円)

科 目	本年度決算額	説 明
指定管理料	10,230	「鴨川市総合交流ターミナルの管理運営に関する年度協定書」の年額に準ずる
利用料金	458	内訳は 6 利用料金の実績のとおり
自主事業	36,564	無印良品売上収益額を記載
営業収入	30,218	門扉開閉委託料、委託販売手数料、利用料金等を含む
受取物流費	145	
合 計	77,615	

(2) 支出 (概算)

(単位:千円)

科 目	本年度決算額	説 明
変 動 費	5,731	消耗品費、宣伝費、物流費等を含む
人 件 費	43,308	
施 設 費	24,939	施設使用料、修繕改修費、備品購入費、減価償却費等を含む
一 般 費	20,814	水道光熱費、通信費、鴨川市農林業体験交流協会への業務委託料等を含む
その他支出	822	
合 計	95,614	

(注)

- 1 支出の科目欄は具体的に記入してください。また、説明欄は積算基礎その他詳細に記入してください。
- 2 当該団体の経営状況を説明する書類（損益計算書、貸借対照表）を添付してください。

【添付資料】(注2)

当社（株式会社良品計画）の2020年度2月期（2019年3月～2020年2月）決算短信より、連結貸借対照表および連結損益計算書を添付します。

株式会社良品計画 IR情報ページ <https://ryohin-keikaku.jp/ir/>

指定管理者年間事業報告書

令和4年 5月 31日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

指定管理者
東京都豊島区東池袋4丁目26番3号
株式会社 良品計画
代表取締役社長 堂前 宣夫
担当者
千葉県鴨川市宮山1696番地
無印良品 みんなみの里
店長 春山 志保子
電話 04-7099-3805

鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 管理を行っている施設の名称及び所在地

- (1) 施設の名称
鴨川市総合交流ターミナル
- (2) 施設の所在地
鴨川市宮山1696番地

2 管理業務の実施期間

令和3年4月1日 から 令和4年3月31日まで



3 管理業務の実施状況

(1) 維持管理業務に関すること

施設の安全及び清潔の確保を第一義として捉え、日常的に施設全体の点検及び清掃の実施を行いました。物販事業及びレストラン事業の店長・社員を核とした管理組織を設立、管理責任者の選任により、法的基準に則り管理業務を計画し、諸施設設備の保守点検に関しては、専門の管理事業者の有償での業務再委託を行うことで対応しました。

(2) 防犯・防災対策及び緊急時対策に関すること

警備会社（セコム）への業務委託により機械警備を実施し、閉館時のセキュリティを確保しました。災害、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想されるとき又は発生したときは、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を講ずることができるよう、緊急連絡網の作成等の対応体制を整備しました。

なお、連絡網を通じて通勤距離が短く本施設に急行可能な要員（正職員）を第一現任者として登録し、被害を最小限に止めるよう配慮しました。

また、国保病院との連携に加え、市との調整によりAEDの設置を行うことで、急病など万一の事態に備える体制を整えております。

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染増加において、前年同様に緊急事態宣言や蔓延防止の発出により、営業に際しては、必要に応じて時短営業・入場制限を行うほか、消毒液の設置及び衛生管理、ソーシャルディスタンスの確保、パーテーションの設置等を行うことで、コロナ禍においても安心してお買い物へ来ていただけるよう、環境整備を行った上で実施いたしました。

(3) 市民サービスの向上や、市民要望に関すること

広く市民の利活用が図れるような運営のために、自主的な広報活動に加え、市の広報等との連動を図るよう心掛けました。

営業時間については、通常営業時間の通年 9:00～18:00 を継続し、来店客数の多い時間帯にスタッフを多く配置することで、サービスの維持・向上に努めました。

また、交流館展示紹介コーナーでの農産物の販売においては、地域の野菜の集荷・配達を行う「やさいバス」の運行も継続し南房総の野菜を取り扱うことで、より多くの品種の野菜を提供するとともに、広域での地産地消を図りました。自店だけでなく南房総の野菜を鴨川市内販売店に集荷、配送も実施しております。

鴨川市立国保病院への給食素材提供も継続することで、入院患者の方や職員の方を「食」の部分から支えることにより、地域の健康促進に貢献しております。またトライアルですが12月に売店がないことの解消にむけて移動販売を実施いたしました。

また主基地区にて移動販売を9月23日より稼働開始。地域の住民のお困りごとに対し毎週木曜日に14か所の停留場で販売活動を継続して実施、お年寄りの見守り面でも機能しております。

11月21日ウオポートで開催のタイムルシェや11月27日大多喜町旧老川小学校のあおぞら市など移動販売の出張販売も実施

(4) 施設の利用促進に関すること

1 地域情報の提供に関すること

施設内多目的スペースおよび掲示板を中心に鴨川市および近隣地域の情報の掲出・発信を行いました。その際、レイアウト「お店情報」「地域情報」「観光情報」に整理・分類して掲出することで、より分かりやすく、観光目的の方も、地域の方も使いやすいように改善いたしました。また、当施設の宣伝・誘客活動として、当社ホームページでの地域情報の紹介や「かもナビ」等のインターネット情報、市の広報等との連携を行い、鴨川市内及び近隣市町のイベントや事業等の幅広い地域情報を共有のうえ、利用者への効率的な情報提供を図り、利用サービスの向上と利用増大に結びつけるよう努めました。

2 農産物及びその加工品の展示又は販売に関すること

地域の農産物や物産（加工品含む）の紹介販売として、地域において生産される新鮮な野菜や果物、製造される加工品や物産品など、体験交流協会と連携のうえ、安心して安全な商品を効率良く集荷し、交流館展示紹介コーナーの利用により当社のノウハウを活かした陳列手法等を用い、魅力的な商品の販売店舗の展開に努めました。また、自主事業として体験館展示紹介コーナーで展開の「無印良品」店舗との相乗効果により、集客力と購買意欲の向上を図りました。

3 郷土料理その他の食の提供に関すること

地域の食材や食文化、郷土料理の紹介提供として、当社レストラン事業である「Cafe & Meal MUJI」は地域産品を生かす形で運営、飲食の提供を通じた「くつろぎ」と「やすらぎ」の空間を、里山や農村景観を臨む交流館の郷土料理体験コーナーにて展開しました。

周辺には飲食店が限られている上、かつ普段使いのできる価格帯で提供されている店舗は限られている状況となっており、本店舗では都市からいらっしゃるお客様だけでなく地域の皆様にも開かれた店舗を目指しています。里山里海の幸を生かしたメニューを展開、店内での提供だけでなく、一部テイクアウトでの販売も行っています。

直売所へ農産物を出荷している協会の産品を原料とした副菜やいちごパフェなどの季節限定メニューも随時販売を行うほか、フードロス対策として、供給過剰な野菜を使用した「やさいのうま煮丼」だけでなく里山プレート副菜に活用など生産者・利用者の双方に有益なメニューの提供を行うことができました。

地域農産品を使った「みかんジャム」を製造し里山プレート主菜唐揚げのみかんジャムソースとして地元の食材の提供なども実施いたしました。

4 農産物の加工品の研究及び開発に関すること

開発工房の運営や県の6次産業研修を通じ、農産物の高付加価値化、地域ブランド化を見据え市内の6次産業化の推進を引き続き図っていきます。

当社の「食」「品質」「衛生管理」の専門家の協力を得ながら、営業許可に関する保健所との協議も進め、工房の運用および加工品の商品化・販売について調整を行い、商品開発の目途をつけることができました。

5 指定管理施設の利用許可及び利用料金に関すること

市内の各種団体・組織との連携を図り、指定管理施設（農村文化室、セミナー室、屋外交流サロン、体験交流広場）を会場として利用してもらえるよう必要な情報を提供し、利用の促進を図りましたが、コロナ禍において、特に室内イベントなど、集客行為に対し、安全・衛生上の制限が加わり自粛を余儀なくされる期間もありました。そのため、ニューノーマルに対応した利用ルールを制定・運用することにより、制限はありながらも利用を再開いたしました。

指定管理施設の利用許可にあたっては、設置管理条例等の関係法令の規定に則り、適正に事務を実施するとともに、利用料金については、あらかじめ金額を市長の承認の上で定め、適正な料金収入業務の運用を行いました。

(5) 業務の再委託の状況に関すること

業務の再委託は、法的基準に則り、以下の通り業務委託を継続し施設管理を行っています。

- ・電気保安業務・・・関東電気保安協会
- ・空調設備保守点検・・・瀬戸興業
- ・消防設備保守・・・小磯電機
- ・受水槽清掃・・・鴨川市管工事業協同組合
- ・警備業務・・・セコム
- ・浄化槽保守点検・・・カワナ管理

(6) 市内の事業者の活用に関すること

商品販売や食事提供に使用する農産品や物産品等の各種仕入、あるいは各種体験交流事業及び自主事業の実施については、体験交流協会が地域に密着し地元こだわった事業協力・事業連携を行ってきた業態(農林水産事業者・観光サービス事業者・教育学校事業者・地場産品加工製造業者・文化的なボランティア団体・公民館活動団体・郷土芸能伝統保存団体等との協力連携)を、協会および関係団体と協議しながら原則として継続しています。また、前述の施設整備維持管理に関する専門的な保守点検業務においては、従来どおり市内事業者を優先的に採用することとします。

(7) 自主事業に関すること

1 生活必需品を中心とした「無印良品」店舗の展開

周辺の出店施設が減少し、生活必需品の購入機会が失われつつあるなか、当社のメイン事業である「無印良品」の店舗を体験館展示紹介コーナーの利用により設置し、中山間地域における生活必需品を中心とした品揃えを行うことで、地域の皆様の役に立つ店舗となるよう努めてきました。品揃えに関してはお客様の意見も参考に、より地域の必需品を用意すべく随時見直しを行っています。また、多目的スペースにて展開している「MUJI BOOKS」では、地域に欠落している絵本や書籍、雑誌の取扱いを行うとともに、「古紙になるはずだった本」の取扱いを開始し、SDGsの観点を持ちながら、気軽に名作に触れる機会を創出する取り組みを行っています。また絵本の取扱いからお子様が気軽に本が読めるスペースにクッションを設置するなど実施しております。

2 都市と農村のさらなる交流の進展、各種農業体験メニューの構築及び提供

鴨川市農林業体験交流協会が従来より実施の会員の農園を活用した「いちご狩り」「フルーツトマト摘み」「菜花摘み」といった体験メニューを継続して実施しました。また、鴨川市ふるさと回帰支援センター主催の「かもがわ暮らしセミナー」の会場としてセミナー室を活用することで、地域農家や移住者と都市住民の交流の一助となっています。

また、地域や農業に関連したメニューの提供を行いました。

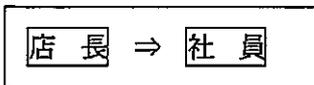
また、今後は新しい取り組みとして、地域の魅力を伝えるだけでなく、地域課題や困りごとを共有・体験する「地域とつながるプログラム」の実施を通じ、鴨川市に関わり続ける「関係人口」の創出を図ってまいります。

3 「ジャンボかぼちゃ」による地域おこし支援

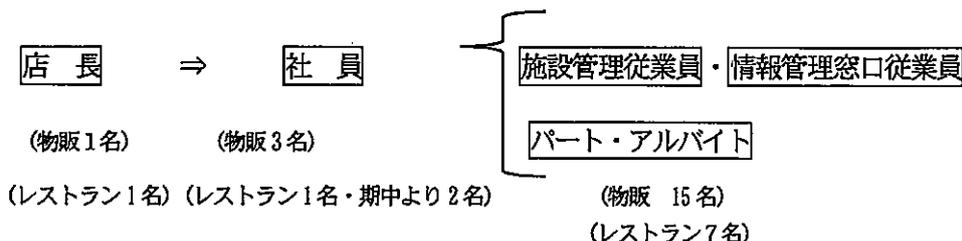
従来どおり鴨川市農林業体験交流協会主催のもと、「ジャンボかぼちゃ千葉県大会」の会場として施設を提供。また、当社のアプリケーションである「MUJI passport」での告知を行うことで、広報活動のサポートを行いました。

(8) 指揮命令系統に関する組織図

当店舗の運営組織は、株式会社良品計画の販売部門より任命された店長（コミュニティマネージャー）の指示のもと、全体管理運営を行っています。



(9) 各業務に配置した人員・ローテーションに関すること



※指定管理業務のサポートは、担当要員に加え全ての要員で補完。

店長以下の社員およびスタッフが、月間シフトにより兼任者として担当。また、社員の増員をはかり、日常業務の中において巡回監視ならびに外部委託の保守点検時に立会いチェックし、遺漏なきように努めています。

(10) 職員に行った研修に関すること

主に店舗運営に関する研修が中心となりました。総合交流ターミナルとしての本施設の幅広い取組みを促進するため、市内は言うに及ばず周辺市町の視察研修、ボランティアガイド養成、体験観光ガイド養成等を行い、情報担当窓口要員としての人材育成に努めること、施設管理要員に関しては、従来からの管理委託実績に基づき、保守管理業務の外部委託先と連携を図り、事前に整備計画を立てられるよう、施設チェックを行い、加えて、お客様からの要望等にも迅速に対応できる人材の育成に向け、引き続き努めていきます。

(11) 職員の採用に関すること

指定管理業務遂行のため、必要な人員確保のための採用を随時実施しました。また、旧指定管理者である体験交流協会職員からの採用も複数人員において継続しています。

施設管理業務、自主事業および農産・物産品販売業務と人員体制のバランスを鑑み、継続的な人員の補充を行い、施設運営が滞りなく実施できる体制を整えるよう努めています。

また、地域活動の役割分担を各社員担いこれまで以上に、みんなみの里及び地域の課題解決や魅力づくりに努めてまいりました。

(12) 職員の労働条件に関すること

勤務条件・賃金規定・職場環境・休暇制度・福利厚生制度等の労働条件は、労働基準法等の法令に則り当社にて定められた就業規則等により実施しています。

(13) 施設における情報管理体制に関すること

鴨川市個人情報保護条例及び関係法令、仕様書個人情報取扱特記事項を遵守し、職員への周知指導に努めています。また、当社の「個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）」は、当社ホームページの下記アドレスに記載しています。

<https://www.muji.net/mt/contact/others/014425.html>

4 施設又は設備の利用状況

(1) 施設の利用者や利用許可に関すること

1 施設の利用者について

年間利用人数（レジ通過客数）合計 259,247人

内訳：農産物・物産品の販売 148,845人、無印良品の販売（自主事業）78,083人、レストラン（Café & Meal MUJI）32,319人

・令和3年4月～令和4年3月 施設・営業に関する特記事項

令和3年3月8日～：通常営業時間を通年9:00-18:00を継続

1月1日：元旦につき休業

2 施設の利用許可について

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
多目的スペース(農村文化室)	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
セミナー室	2/1	2/3	2/2	2/3	1/3	1/1
屋外交流サロン	6/0	2/0	3/0	2/0	1/0	30/0
体験交流広場	0/0	1/0	0/0	0/0	0/0	0/0
開発工房	3/0	6/0	7/0	5/0	4/0	8/0

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
多目的スペース(農村文化室)	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	1/0	1/11
セミナー室	1/2	0/2	3/2	2/1	1/1	1/0	18/21
屋外交流サロン	31/0	30/0	31/0	31/0	28/0	31/0	226/0
体験交流広場	3/0	9/0	3/0	11/0	4/0	4/0	35/0
開発工房	7/0	19/0	10/0	10/0	3/1	4/0	86/1

※ 数字は「自主・一般利用/市関係利用（県含む）」件数にて記載

※ 利用の内訳は別途提出の「月間事業報告書」をご参照ください

(2) 設備の利用に関すること

・多目的スペース：令和元年9月からは自主事業であるMUJI BOOKSの販売場として主に使用。その他写真等の展示や、台風後に市へ岩手県大船渡など4校から届いた高校生の応援メッセージの継続掲出を行っています。

・セミナー室：主にワークショップやセミナーなどのイベントで利用。その他、各種自治体および団体の視察、各種ミーティング、市ふるさと回帰支援センターのかもがわ暮らしセミナー等の会場として利用。

・屋外交流サロン：主に小高い屋台の出店で利用。週末を中心に出店があり、店頭での賑わいに貢献。コロナ禍においては、新しくルールを制定し、安心・安全を確保したうえで実施。地域イベントでもあるジャンボかぼちゃの展示でも利用。

・体験交流広場：主に季節イベント（ジャンボかぼちゃ大会など）で利用。

・その他：やさいバスのバス停としての機能など、出荷・集荷の拠点として活用を継続して行いました。

5 利用者からの苦情・意見等及びその対応について

目立った大きな苦情は発生しておりません。

コロナ禍においては、食品を含めた生活必需品を取り扱う店舗として、安全・安心・衛生を確保したうえで営業し、地域のお客様の生活の役に立つことができたと考えております。

利用者からいただいたご意見等に関しては、店舗で積極的に対応するとともに、当社関連部署と調整しながら随時改善に努めています。

6 利用料金の実績（利用料金の減免及び還付に関することを含む。）

年度計 109 千円（消費税抜）

内訳

4月：3千円 5月：6千円 6月：5千円 7月：0千円 8月：6千円 9月：15千円

10月：0千円 11月：17千円 12月：12千円 1月：30千円 2月：3千円 3月：12千円

※各種利用料金、イベント参加料の合計額となります。

※月別の数字は四捨五入して表記のため、月々の積み上げ額と年度計の金額に差異が発生します。

利用許可の受付は無印良品事務所にて一括管理。平成30年3月30日付の「鴨川市総合交流ターミナル利用料金承認書」に基づき、該当スペース毎の利用料金を設定しております。

上記「4施設又は設備の利用状況(1)②」に記載の「市関係利用」に関しては、「鴨川市総合交流ターミナル利用料金減免基準承認書」に基づき利用料金は減免としました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うイベント中止・当施設の休業含め、やむを得ないと判断したキャンセルの場合は受領した利用料金の還付を行いました。

7 収支決算報告

※月次報告書とは数値が異なる場合があります

(1) 収入 (概算)

(単位:千円)

科 目	本年度決算額	説 明
指定管理料	9,472	「鴨川市総合交流ターミナルの管理運営に関する年度協定書」の年額に準ずる
利用料金	109	内訳は 6 利用料金の実績のとおり
自主事業	127,182	無印良品自主事業
レストラン業務	31,552	レストラン業務
営業収入	43,152	委託販売手数料等を含む
合 計	211,467	

(2) 支出 (概算)

(単位:千円)

科 目	本年度決算額	説 明
変 動 費	13,144	消耗品費、宣伝費、物流費等を含む
人 件 費	69,180	
施 設 費	13,789	施設使用料、修繕改修費 (営繕費)、備品購入費、減価償却費等を含む
一 般 費	22,792	水道光熱費、通信費、鴨川市農林業体験交流協会への業務委託料等を含む
その他支出	66,238	商品原価等
合 計	185,143	

※ 報告額はすべて税抜き金額にて記載

(注)

- 1 支出の科目欄は具体的に記入してください。また、説明欄は積算基礎その他詳細に記入してください。
- 2 当該団体の経営状況を説明する書類 (損益計算書、貸借対照表) を添付してください。

【添付資料】 (注2)

当社 (株式会社良品計画) の2021年度8月期 (2020年9月~2021年8月) データブックより、連結貸借対照表および連結損益計算書を添付します。

株式会社良品計画 IR情報ページ <https://ryohin-keikaku.jp/ir/>

https://ssl4.eir-parts.net/doc/7453/ir_material_for_fiscal_ym/107260/00.pdf